

四国中央市国土強靱化地域計画 令和7年度修正版

～笑顔あふれる安心のまち四国中央市を目指して～

令和2年8月
(令和7年〇月修正)
四 国 中 央 市

目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	
1 計画の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係について	3
5 計画の基本的な進め方	4
第2章 地域計画策定の基本的な考え方	
1 基本理念	5
2 基本目標	5
3 強靱化推進の基本的な方針	5
第3章 脆弱性の評価	
1 四国中央市の特性	6
2 対象とする自然災害（リスク）	7
3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」	7
4 脆弱性評価を行う施策分野	9
5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価	9
第4章 強靱化に向けての推進方針	
1 推進方針の概要	10
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	10
第5章 施策の重点化	23
第6章 計画の推進	
1 計画の進捗管理	25
2 計画の見直し	25
資料編	
別紙1 四国中央市の特性	26
別紙2 脆弱性評価を行う施策分野	31
別紙3 リスクシナリオごとの脆弱性評価	35
別紙4 リスクシナリオごとの推進方針	47
別紙5 個別事業等一覧	58
別紙6 用語解説	68

はじめに

近年、全国各地で地震災害や集中豪雨による浸水災害、台風による土砂災害など、様々な大規模災害が発生しており、さらに、今後 30 年以内に 60～90%程度以上の確率で南海トラフ地震の発生も予想されています。

このような中、国においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、平成 26 年 6 月には、基本法第 10 条の規定に基づき「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定される等、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進されることが定められました。これに伴い愛媛県においても平成 28 年 3 月に「愛媛県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」が策定されました。

その後、近年の災害から得られた知見や社会経済情勢の変化等も踏まえ、国は令和 5 年 6 月に基本法を改正し、同年 7 月に基本計画の見直しを行い、また、県においても令和 6 年 10 月に県地域計画の修正が行われました。

本市においても、令和 2 年 8 月に「四国中央市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）」を策定し、各種施策の達成を目指し取組んで参りましたが、計画期間の満了を迎えたため、今年度、国等の見直しに基づき、また、これまでの取組状況を踏まえて修正を行うものです。



第1章 計画の概要

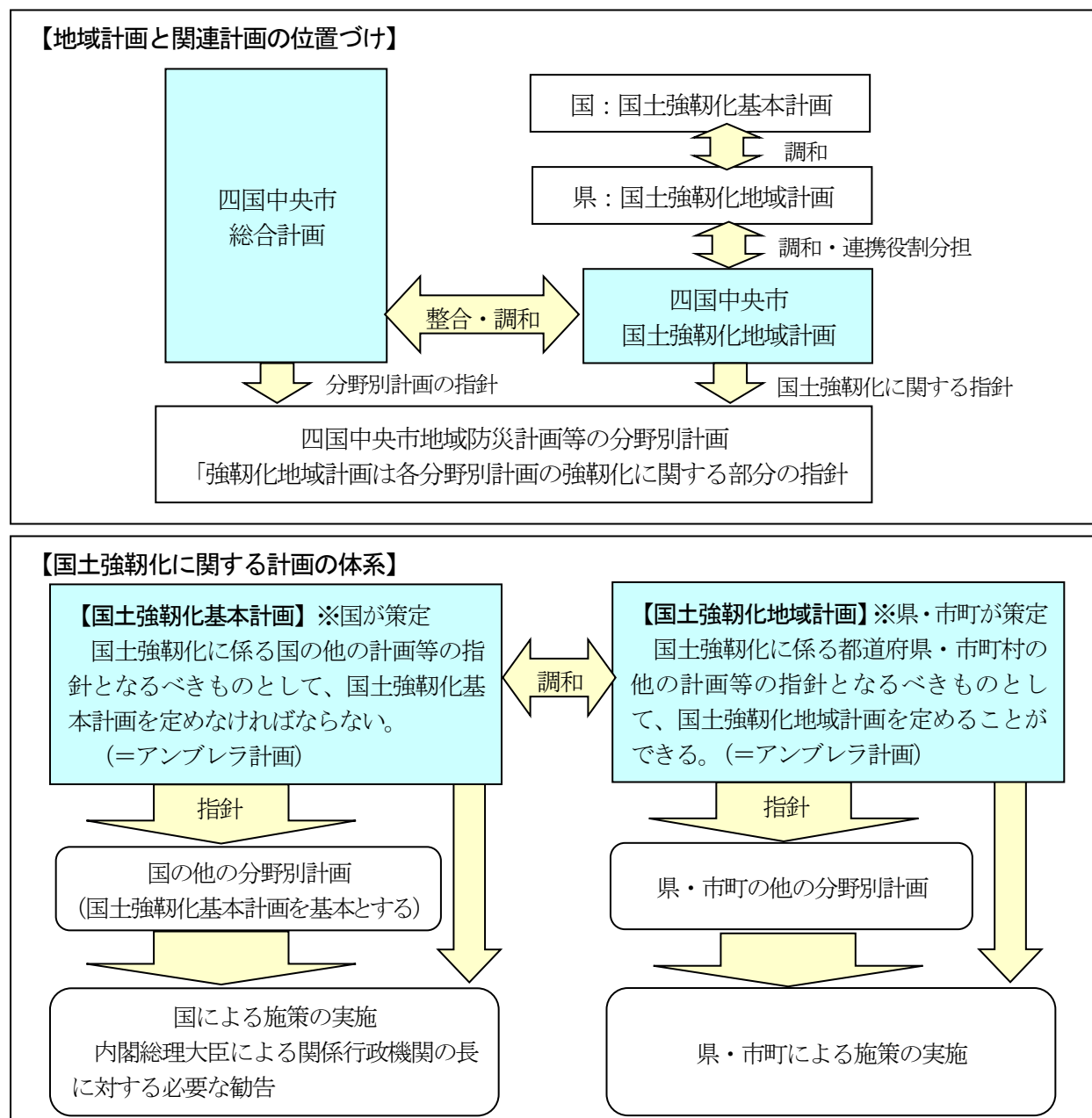
1 計画の目的

想定される大規模自然災害時に、市民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかに復旧・復興を図ることができるよう、これまでの「防災」の範囲を超え、災害に強い強靱なまちづくりを推進する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく地域計画として、本市における地域の強靱化に関し、他の分野別計画の指針（アンブレラ計画）として位置付ける。

また、本計画は、基本計画及び県地域計画と調和を図りながら策定する。



3 計画期間

本計画は、「第三次四国中央市総合計画」と整合性を図りながら推進するため、計画期間は同計画の前期計画期間に合わせて令和9年度までとする。

4 地域計画と地域防災計画との関係について

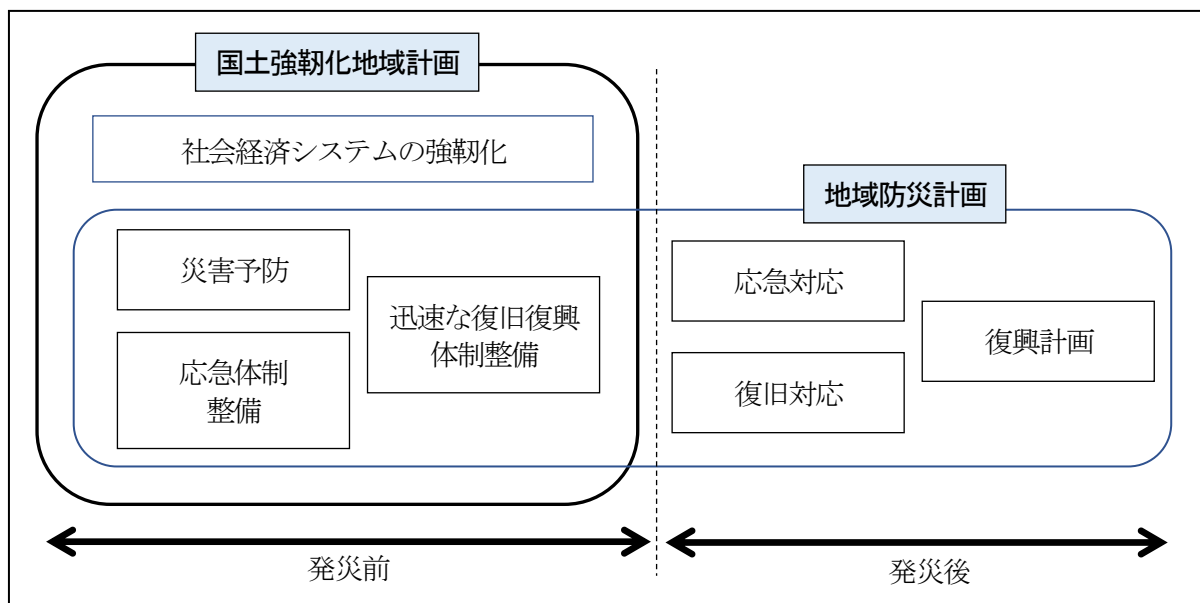
本計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものである。一方、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることを基本としている。

地域計画と地域防災計画との比較及び関係を以下に示す。

(1) 地域計画と地域防災計画の比較

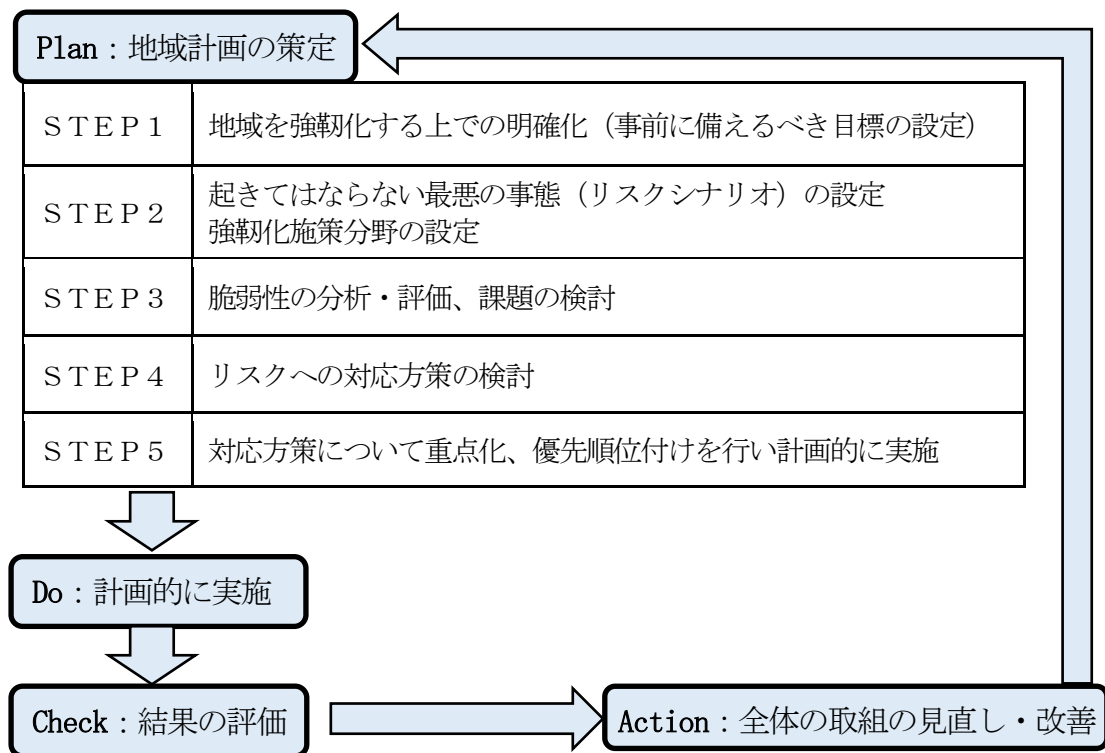
項 目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討の前提	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	災害ごとの被害想定
計画内容	人命保護・被害最小化等を図り、最悪の事態を回避するため、事前に取り組む施策（主として発災前）	予防・応急・復旧等の各段階の対策（主として発災時・発災後）
対策の優先度	重点化の明確化	一般的に明記なし

(2) 地域計画と地域防災計画の計画内容



5 計画の基本的な進め方

- (1) 強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、次のとおりPDCAサイクルを繰り返し実施していくこととする。
- (2) 進捗管理は、毎年度行うとともに、必要に応じ見直しを行う。



第2章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

防災・減災対策の強化と地域の発展を両立させる国土強靱化を推進することで、広域的に人や地域が支え合う「四国のまんなか 人がまんなか」のまちとして「まんなか力」を発揮し、人が支え合い、地域が支え合い、未来へ「しあわせ」を届けるまちづくり、魅力あふれるまちの実現を目指す。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、いかなる災害が発生しようとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会・地域経済を構築するために、次の4項目を基本目標として、国土強靱化に関する施策を推進する。

- (1) 人命の保護が最大限に図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- (4) 迅速な復旧復興に資すること

3 強靱化推進の基本的な方針

国土強靱化の理念や基本計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進する。

- (1) 気候変動等による気象の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- (2) 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- (3) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- (4) 様々な分野の計画等の指針としての性格を有する「アンブレラ計画」として、他の計画と調和を図りながら総合的に取り組みを進めていく。

第3章 脆弱性の評価

1 四国中央市の特性

(1) 位置と地勢

本市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、更に南は四国山地を境に高知県に接しており、四国で唯一4県が接する地域となる。

県都である松山市と高松市へは約80 km、高知市までは約60 km、徳島市までは約100 km、大阪市へ約300 kmの距離にある。

地形は、東西に約25 kmの海岸線が広がり、その海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に比較的幅の狭い市街地を形成している。その海岸線西部には、美しい自然海岸が広がりその南には広大な農地が広がっている。

さらに、南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁し、この豊かな自然により水という恵を与えられ、産業や生活が支えられている。

また、本市は高速道路網の整備により、三島川之江、土居、新宮の3つのインターチェンジと川之江ジャンクションを持ち、四国の「エクスハイウェイ」の結節点となっている。

(2) 気 候

燐灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖寡雨で、年間平均降水量は約1,500mm、平均年間気温は16.4℃と冬季においても積雪を見ることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、気象条件に恵まれている。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燐灘へ周期的に吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすことがある。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部では、年間平均降水量は約1,960mm、年間平均気温は12.6℃と瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっている。冬季には積雪や結氷（気温が0℃以下に低下する時に起こる水の凝固現象）も見られる。

(3) 面 積

本市は、東西約30 km、南北約20 km、面積は約421 km²となっている。

土地の利用状況は、林野面積が326.54 km²（77.7%）を占め、宅地が39.28 km²（9.4%）、経営耕地面積が16.71 km²（4.0%）、その他が38.38 km²（8.9%）となっている。

(4) 人 口

本市の人口は、令和7年12月末住民基本台帳人口には〇〇〇〇人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和32（2050）年には51,455人まで減少すると試算されており、総人口に占める生産年齢人口は約48%減少し23,008人、年少人口は約57%減少し3,944人とされている。これに対し、老年人口は24,503人となり、高齢化率は2015年の約3割から約5割に上昇するとされている。

資料編：別紙1「四国中央市の特性」参照

2 対象とする自然災害（リスク）

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの災害を対象とする。

(1) 南海トラフ地震

南海トラフ沿いでは、約 100～150 年の間隔で蓄積されたひずみを開放する大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）から約 80 年が経過している。国の調査機関によると、今後 30 年以内にM8～9 クラスの地震が発生する確率は 60～90%程度以上となっており、地震発生危険性は年々高まってきている。

また、平成 25 年に愛媛県が公表した地震被害想定調査によれば、想定される最大クラスの地震が発生した場合、強い地震の揺れや大規模津波により、最悪のケースで死者は約 1,000 人、全壊・焼失建物は約 2 万 6 千棟にも上り、甚大な被害を及ぼすとされている。

(2) 風水害（土砂災害も含む）

近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。

本市においても、台風や集中豪雨による被害は毎年発生しており、平成 16 年には来襲した一連の台風による土砂災害や洪水により、5 名の尊い人命が奪われるなど、甚大な被害が発生している。

※ 被害想定及び過去の災害事例は、四国中央市地域防災計画を参照

3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

本計画では、基本計画における目標との調和及び愛媛県と連携を図りながら、4 つの基本目標を達成するため、大規模な自然災害に対して 6 つの「事前に備えるべき目標」と、32 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標 (基本目標)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・工場施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、本市への進出経路の途絶、市内の道路障害による活動阻害
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、市の孤立による支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

	ことにより、関連死を最大限防ぐ	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	被災による市職員の不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態
		4-2	重油タンク・高圧ガス・有害物質貯蔵施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	海上輸送、陸上輸送の機能停止による企業の生産活動への甚大な影響
		4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	石油・液化天然ガス・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	本州との陸上交通の途絶、瀬戸内海の航路の障害による四国の孤立、四国内幹線道路の障害等による本市の孤立など、基幹的陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態

4 脆弱性評価を行う施策分野

本計画は、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、8つの「個別施策分野」と5つの「横断的施策分野」を設定する。

個別施策分野	横断的施策分野
行政機能、消防等、防災教育等	リスクコミュニケーション
住宅・都市、国土保全、土地利用	人材育成
保健医療・福祉	官民連携
産業、金融、エネルギー	老朽化対策
ライフライン、情報通信	地域づくり
交通・物流	
農林水産	
環 境	

資料編：別紙2「脆弱性評価を行う施策分野」参照

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、第3項「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごと、及び第4項「施策分野」ごとに、脆弱性の分析・評価を実施した。

資料編：別紙3「リスクシナリオごとの脆弱性評価」参照

第4章 強靱化に向けての推進方針

1 推進方針の概要

- (1) 前章の脆弱性評価に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに推進方針、実施主体（市・事業者・市民）を設定した。

資料編：別紙4「リスクシナリオごとの推進方針」参照

- (2) 各推進方針を達成するため、個別事業等を設定するとともに、その進捗状況を把握するため重要業績指標（K P I）を設定した。

資料編：別紙5「個別事業等一覧」参照

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・工場施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

ア 推進方針

住宅・建築物の耐震化、防災拠点施設の耐震化、住宅等の総合的な安全対策、緊急輸送道路の確保、大規模造成地の情報共有、地域防災力の強化、市民の安否確認・避難者保護の体制、情報収集・運用の体制等の整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
住宅耐震化率	90% (R7)	95% (R12)
四国中央市耐震改修促進計画の修正	現行計画 (R4)	修正完了 (R8)
家具等固定設置件数	24 件	200 件 (R8)
感震ブレーカー設置件数	—	150 設置 (R8)
除却を推進すべき区域内の老朽危険空き家等の除却戸数	97 戸	177 戸 (R14)
街路整備率	48.8%	100% (R10)
大規模盛土造成地の調査、抽出・公表	継続	継続
自主防災組織数	139 組織 (R6)	150 組織 (R8)
防災士育成人数	1,047 人 (R6)	1,200 人 (R8)
自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	各団体 3 回/年	継続
避難所ごとの運営マニュアル整備	0/85	85/85 (R9)
出前講座（防災対策関連）	36 回/年	継続
出前講座（消防・救命関係）	291 回/年	継続
救命講習	155 回/年	継続

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

ア 推進方針

消防力整備、延焼防止、地域防災力の強化、市民の安否確認・避難者保護の体制、情報収集・運用の体制等の整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
消防車両の整備更新台数	7 台	13 台 (R8～R12)
耐震性貯水槽の整備基数	58 基	64 基 (R8～R11)
消防団資機材の整備	—	継続
四国中央市耐震改修促進計画の修正	現行計画 (R4)	修正完了 (R8)
除却を推進すべき区域内の老朽危険空き家等の除却戸数	97 戸	177 戸 (R14)
自主防災組織数	139 組織 (R6)	150 組織 (R8)
防災士育成人数	1,047 人 (R6)	1,200 人 (R8)
自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	各団体 3 回/年	継続
避難所ごとの運営マニュアル整備	0/85	85/85 (R9 末)
出前講座（防災対策関連）	36 回/年	継続
出前講座（消防・救命関係）	291 回/年	継続
救命講習	155 回/年	継続

1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

ア 推進方針

南海トラフ地震臨時情報への対応、海岸保全施設の整備、水門等の整備、津波避難の体制、
 海拔ゼロ地帯等の対策、港湾・漁港の機能強化、地域防災力の強化、市民の安否確認・避難者
 保護の体制、情報収集・運用の体制等の整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
地域防災計画の修正	現行 (R4)	修正完了 (R8)
海岸保全施設における防護ラインの整備率（長津漁港）	94.70%	100% (R10)
臨海土地造成における護岸等の整備	77%	100% (R8)
水防訓練（図上又は実動、関係機関）	—	1 回/2 年
海拔表示板設置件数	259 件 (R6)	維持
自主防災組織数	139 組織 (R6)	150 組織 (R8)
防災士育成人数	1,047 人 (R6)	1,200 人 (R8)
自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	各団体 3 回/年	継続
避難所ごとの運営マニュアル整備	0/85	85/85 (R9 末)
出前講座（防災対策関連）	36 回/年	継続
出前講座（消防・救命関係）	291 回/年	継続
救命講習	155 回/年	継続

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

ア 推進方針

海岸・河川の保全設備の整備・維持、浸水時の臨機処置、内水等リスクの周知・訓練、ため池等の対策、ダム事業者等関係機関との連携、地域防災力の強化、市民の安否確認・避難者保護の体制、情報収集・運用等の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
簡易ポンプ設置数	4 台	維持
簡易ゲート設置数	1 門	維持
下水道による雨水整備率	66.70%	100% (R18)
下水道ストックマネジメント計画の修正	第1期 R2 完了 第2期 R5 完了	第3期(R10) 第4期(R15)
水防訓練（図上又は実動、関係機関）	－	1 回/年
中小河川・内水ハザードマップの整備・公表	未実施	整備・公表完了 (R8)
ダム事業者による定期会合、連携訓練等への参加	会合：1 回/年 訓練：1 回/年	継続
自主防災組織数	139 組織 (R6)	150 組織 (R8)
防災士育成人数	1,047 人 (R6)	1,200 人 (R8)
自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	各団体 3 回/年	継続
避難所ごとの運営マニュアル整備	0/85	85/85(R9 末)
出前講座（防災対策関連）	36 回/年	継続
出前講座（消防・救命関係）	291 回/年	継続
救命講習	155 回/年	継続

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

ア 推進方針

地すべり等の対策、太陽の家の防災対策、土砂災害リスクの周知、2次災害防止の体制、地域防災力の強化、市民の安否確認・避難者保護の体制、情報収集・運用等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
がけ崩れ防災対策事業（対策数） ※要望に基づき年1箇所基準	40 箇所 (R6)	43 箇所 (R9)
太陽の家の施設更新（基本計画・実施計画・施設建設） の進捗率 ※成人部は民間事業者により移転	50%	移転完了 児童部 (R7) 成人部(R11)
土砂災害ハザードマップの更新・公表	県調査中	県調査完了後
自主防災組織数	139 組織 (R6)	150 組織 (R8)
防災士育成人数	1,047 人 (R6)	1,200 人 (R8)
自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	各団体 3 回/年	継続

避難所ごとの運営マニュアル整備	0/85	85/85 (R9 末)
出前講座（防災対策関連）	36 回/年	継続
出前講座（消防・救命関係）	291 回/年	継続
救命講習	155 回/年	継続

2-1 自衛隊、消防、警察、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、本市への進出経路の途絶、市内の道路障害による活動阻害

ア 推進方針

消防の訓練・他機関との連携、大規模災害に対応した機材、地域防災力の強化、応援部隊の活動基盤、応援部隊の進出経路等の確保、情報収集・運用の体制等の整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
消防職員、消防団員の訓練実施	3 回/年	4 回/年
消防力の整備指針に基づく消火資機材（ポンプ車等）の平均充足率	100%	継続
救助工作車両整備台数	1 台	1 台更新（R11）
消防団拠点施設整備	詰所 75 箇所	70 箇所
自主防災組織数	139 組織（R6）	150 組織（R8）
防災士育成人数	1,047 人（R6）	1,200 人（R8）
自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	各団体 3 回/年	継続
出前講座（消防・救命関係）	291 回/年	継続
救命講習	155 回/年	継続
除却を推進すべき区域内の老朽危険空き家等の除却戸数	97 戸	177 戸（R14）

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、市の孤立による支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

ア 推進方針

災害医療体制、市の医療力・応援の医療力の運用、医療ルートの確保、広域搬送、医薬品等の供給・調達、慢性疾患患者への対応、医療施設の機能強化等の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
宇摩圏域災害医療対策会議への参加	2 回/年	2 回/年
除却を推進すべき区域内の老朽危険空き家等の除却戸数	97 戸	177 戸（R14）
街路整備率	48.8%	100%（R10）
国道海岸線ほか進入ルートの危険箇所の調査	1/1 箇所（R6）	調査継続
防災ヘリ等離着陸場所数	12 箇所	12 箇所 (1 か所移設)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

ア 推進方針

避難所の体制、備蓄品の整備、要支援者の支援体制、保健衛生の体制、避難所の特性に応じた運営、災害関連死の防止等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
ホテル・旅館等との協定締結	未実施	5 件 (R10)
災害備蓄計画（仮称）の策定	—	完了 (R8)
防災倉庫箇所数（指定避難所）	78/85 箇所 (R6)	85/85 箇所 (R10)
貯筋体操サークル（集いの場）の参加人数（年間）	—	1,100 人/年(R8)
認知症サポーターの人数	16,576 人 (R6)	18,150 人(R8)
個別避難計画の整備	介護者 10.2% 障害者 15.6%	介護者 20%(R9) 障害者 25%(R9)
自主防災組織数	139 組織 (R6)	150 組織 (R8)
防災士育成人数	1,047 人 (R6)	1,200 人 (R8)

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

ア 推進方針

食料等の物流、長期断水の対策、電力の確保、燃料の確保、関係団体による物資供給、インフラ復旧等の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
協定締結団体との協定内容及び担当者の確認	未実施	1 回/年
物資訓練（図上又は実動、関係機関）	未実施	1 回/年
重要施設に接続する上下水道管路及び急所施設の耐震化	【耐震化率】 水道管路 23.1% (R5) 配水施設 80.7% (R5) ポンプ所 80.1% (R5)	【耐震化率】 水道管路 28.6% (R11) 配水施設 83.8% (R11) ポンプ所 81.0% (R11)
出前講座（防災対策関連）	36 回/年	継続
四国中央市環境基本計画の策定	第2次計画 (H29～R8)	第3次計画 (R8)
住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置補助事業（補助件数）	51 件 (R6)	継続

四国中央市家庭用V 2 H充放電設備設置事業費補助事業（補助件数）	5 件（R6）	継続
地域防災計画の修正	現行（R4）	修正完了（R8）

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

ア 推進方針

安否情報の通信環境、帰宅困難者等の収容、帰宅困難解消のための交通、帰宅困難者の把握・対応体制等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
公衆無線LAN整備箇所（公共施設）	117 箇所	随時設置
地域防災計画の修正	現行（R4）	修正完了（R8）
跨道橋・跨線橋の健全性判定Ⅲ（早期措置が必要）の橋梁数（対象数 600 橋、点検 5 年周期）	0 橋（R6）	維持

2-6 山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態

ア 推進方針

孤立地域との連絡線の整備、早期の連絡回復、孤立に備えた地域の準備、避難ルート、要配慮者支援等の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
防災ヘリ等離着陸場所数	12 箇所	12 箇所
道路トンネルの長寿命化修繕計画の見直し	現行（R2）	随時
道路トンネル健全性判定Ⅲ（早期措置が必要）のトンネル数（対象数 5 本、5 年周期）	0 本（R6）	維持
新宮中央線の整備延長	L=1, 400m(R6)	L=1, 520m(R9)
新法皇トンネルの供用	要望中	要望継続
孤立対処訓練（図上又は実動）	—	1 回/年
県防災訓練への参加	県訓練 2 回/年	県訓練 2 回/年

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

ア 推進方針

保健衛生の体制、衛生環境の維持、多数遺体の対応等の整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
下水道業務継続計画（BCP）の修正	第 1 期(R2) 第 2 期(R5)	第 3 期(R10) 第 4 期(R15)

下水道ストックマネジメント既計画進捗率	46.8%	100%(R10)
広域火葬情報伝達訓練の実施	1回/年	1回/年

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

ア 推進方針

治安対策、人心対策等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
地域防災計画の修正	現行（R4）	修正完了（R8）

3-2 被災による市職員の不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態

ア 推進方針

市の対応体制、行政施設の維持、職員の安否確認と初動対応、行政データの管理、受援計画の整備、人事運用、応援部隊等を含めた総合運用の体制、市単独での地震火災対応等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
業務継続計画の修正	現行（R6）	修正完了（R9）
職員研修（災害対策本部設置時に係る）	未実施	1回/年
職員参集を伴う市防災訓練	未実施	1回/年
災害マネジメント総括支援員等	10人（R7）	14人（R9）
県防災力強化専門研修（避難所運営）参加	6人（R7）	16人（R9）
下水道業務継続計画（BCP）の修正	第1期(R2) 第2期(R5)	第3期(R10) 第4期(R15)
下水道施設災害支援協定	9件	継続
下水道ストックマネジメント既計画進捗率	46.8%	100%(R10)
受援計画の修正	現行（R3）	修正完了（R9）
ホテル・旅館等との協定締結	未実施	5件（R10）
耐震性貯水槽の整備基数	58基	64基（R8～R11）
消防団員数	1,090人	継続

4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態

ア 推進方針

事業所の強靱化、農水産業業者のBCP（流通体制）の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
事業所に対するBCP作成・耐震化の啓発	未実施	随時

事業所への防災有線告知システム端末の設置（20 件/年）	19 件（R6）	80 件（R9）
------------------------------	----------	----------

4-2 重油タンク・高圧ガス・有害物質貯蔵施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

ア 推進方針

平時及び発生時における有害物質の管理・対応の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
立入検査	60 件/年	継続
消防職員、消防団員の訓練実施	3回/年	4回/年

4-3 海上輸送、陸上輸送の機能停止による企業の生産活動への甚大な影響

ア 推進方針

陸上幹線路・沿線、道路啓開、海上航路、海路啓開、代替経路の確保、鉄道の維持等の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
道路橋健全性判定Ⅲ（早期措置が必要）の橋梁数	0 橋（R6）	維持
緊急輸送路・主要避難路上の道路橋の耐震化	完了	維持
道路橋長寿命化修繕計画の見直し	現行（R2）	随時
道路トンネルの長寿命化修繕計画の見直し	現行（R2）	随時
道路トンネル健全性判定Ⅲ（早期措置が必要）のトンネル数（対象数 5 本、点検 5 年周期）	0 本（R6）	維持
新設市道供用延長（寒川中央線・大町中通り線・上野旧国道線）	L=564m(R6) ※寒川完了	総距離 L=1,740m (未定)
国道 11 号川之江三島バイパスの供用延長	L=6.5km(R6)	総距離 L=10.1km (未定)
避難路となる市道の舗装修繕延長	13.1km(R6)	+9 km(R9)
新法皇トンネルの供用	要望中	要望継続
市道下具定線法面对策（補修）	L=174m(R6)	L=278m(R9)
街路事業（市道塩谷小山線供用延長）	L=1,078m(R6)	L=1,416m(R10)
地域防災計画の修正（応急交通対策計画）	現行（R4）	修正完了（R8）
協定締結団体との協定内容及び担当者の確認	未実施	1 回/年

4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

ア 推進方針

金融・郵便・物流等の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
事業者に対するBCP作成・耐震化の啓発	未実施	随時

4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

ア 推進方針

食料等の安定供給、農林水産業者の生産継続、大規模物流の運営、陸上幹線路の強化、陸上幹線路の沿線強化、道路啓開、海路の強化、海路啓開、代替経路の確保等の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
協定締結団体との協定内容及び担当者の確認	未実施	1回/年
地域防災計画の修正（緊急輸送計画）	現行（R4）	修正完了（R8）
地域防災計画の修正（防災協定）	現行（R4）	修正完了（R8）
出前講座（防災対策関連）	36回/年	継続
道路橋健全性判定Ⅲ（早期措置が必要）の橋梁数	0橋（R6）	維持
緊急輸送路・主要避難路上の道路橋の耐震化	完了	維持
道路橋長寿命化修繕計画の見直し	現行（R2）	随時
道路トンネルの長寿命化修繕計画の見直し	現行（R2）	随時
道路トンネル健全性判定Ⅲ（早期措置が必要）のトンネル数（対象数5本、点検5年周期）	0本（R6）	維持
新設市道供用延長（寒川中央線・大町中通り線・上野旧国道線）	L=564m(R6) ※寒川完了	総距離L=1,740m (未定)
国道11号川之江三島バイパスの供用延長	L=6.5km	総距離L=10.1km (未定)
避難路となる市道の舗装修繕延長	13.1km(R6)	+9 km(R9)
新法皇トンネルの供用	要望中	要望継続
市道下具定線法面对策（補修）	L=174m(R6)	L=278m(R9)
街路事業（市道塩谷小山線供用延長）	L=1,078m(R6)	L=1,416m(R10)
地域防災計画の修正（応急交通対策計画）	現行（R4）	修正完了（R8）

4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

ア 推進方針

渇水対策、水利用の調整・水源保全等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
銅山川3ダム合計貯水率	—	80%以上
上水道発生頻度及び影響頻度別危害レベル	レベル1	維持

4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

ア 推進方針

土砂災害防止、農地の保全、農業の維持、森林の保全等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
がけ崩れ防災対策事業（対策数） ※要望に基づき年1箇所基準	40 箇所(R6)	43 箇所(R9)
農業生産活動等を継続するための活動事業対象農地	約 21ha	維持

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

ア 推進方針

国・県・関係機関等との情報共有、市民等への情報伝達、市の情報共有、避難指示の伝達、市民等が自ら行動できる情報の提供等の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
標準化対象業務ガバメントクラウド移行数	0 業務	20 業務 (R9)
ケーブルテレビ光回線サービス加入世帯数	22,774 世帯	促進 (R8)
衛星携帯電話台数、STARLINK 台数	13 台、1 台	継続
公衆無線LAN整備箇所（公共施設）	117 箇所	随時設置
市LINE公式アカウント登録者数	19,000 人 (R7)	38,000 人 (R9)
防災有線告知システムの更新	－	更新完了 (R9)
愛媛県の新災害情報システムの導入	－	導入 (R8)
四国中央市避難情報伝達マニュアルの見直し	現行 (R3)	完了 (R8)
地域防災計画の修正（防災協定）	現行 (R4)	修正完了 (R8)
出前講座（防災対策関連）	36 回/年	継続

5-2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

ア 推進方針

平時からの関係機関との連携体制、事業者の施設整備等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
協定締結団体との協定内容及び担当者の確認	未実施	1 回/年
地域防災計画の修正（防災協定）	現行 (R4)	修正完了 (R8)
出前講座（防災対策関連）	36 回/年	継続

5-3 石油・液化天然ガス・L Pガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

ア 推進方針

平時からの関係機関との連携体制、事業者の施設の整備等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
協定締結団体との協定内容及び担当者の確認	未実施	1 回/年
地域防災計画の修正（防災協定）	現行（R4）	修正完了（R8）
出前講座（防災対策関連）	36 回/年	継続

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

ア 推進方針

水利用の調整・水源保全、下水道の耐震化等の防災力強化、浄化槽の防災力強化、下水道の復旧体制、し尿の処理体制等の整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
上水道発生頻度及び影響頻度別危害レベル	レベル 1	レベル 1（維持）
下水処理場・ポンプ場の耐震化率	30%	40%（R11）
下水道管渠の耐震化率	13.7%	16.1%（R11）
上下水道耐震化計画の修正	第 1 期（R7）	第 2 期（R11）
下水道ストックマネジメント計画の修正	第 1 期（R2） 第 2 期（R5）	第 3 期（R10） 第 4 期（R15）
下水道業務継続計画（B C P）の修正	第 1 期（R2） 第 2 期（R5）	第 3 期（R10） 第 4 期（R15）
汚水処理人口普及率（下水道＋合併処理浄化槽）	86.3%（R6）	87.9%（R9）
下水道施設災害支援協定	9件	継続
下水道ストックマネジメント既計画進捗率	46.8%（R6）	100%（R10）

5-5 本州との陸上交通の途絶、瀬戸内海の航路の障害による四国の孤立、四国内幹線道路の障害等による本市の孤立など、基幹的陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

ア 推進方針

陸上幹線路の強化、陸上幹線路の沿線強化、道路啓開の体制、海路の強化、海路啓開の体制、代替経路の確保、鉄道の維持等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
道路橋健全性判定Ⅲ（早期措置が必要）の橋梁数	0 橋（R6）	維持
緊急輸送路・主要避難路上の道路橋の耐震化	完了	維持
道路橋長寿命化修繕計画の見直し	現行（R2）	随時
道路トンネルの長寿命化修繕計画の見直し	現行（R2）	随時
道路トンネル健全性判定Ⅲ（早期措置が必要）のトンネル数（対象数 5 本、点検 5 年周期）	0 本（R6）	維持
新設市道供用延長（寒川中央線・大町中通り線・上野旧国道線）	L=564m(R6) ※寒川完了	総距離 L=1,740m (未定)
国道 11 号川之江三島バイパスの供用延長	L=6. 5km	総距離 L=10. 1km (未定)
避難路となる市道の舗装修繕延長	13. 1km (R6)	+9 km (R9)
新法皇トンネルの供用	0m(未供用)	要望中
市道下具定線法面对策（補修）	L=174m (R6)	L=278m (R9)
街路事業（市道塩谷小山線供用延長）	L=1, 078m (R6)	L=1, 416m (R10)
地域防災計画の修正（応急交通対策計画）	現行（R4）	修正完了（R8）
協定締結団体との協定内容及び担当者の確認	未実施	1 回/年

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

ア 推進方針

事前復興の体制の整備について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
第三次総合計画後期基本計画の策定	前期計画(R4)	後期計画(R9)

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

ア 推進方針

道路啓開等の人材確保、インフラ復旧等の人材確保、人材が早期復帰できる環境整備、災害ボランティアの運用体制、地域の自立的な防災・復旧（農林・市民団体）、過疎地域の自立的な保全等について推進する。

イ 重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値 (完了年度)
ホテル・旅館等との協定締結	未実施	5 件（R10）
災害ボランティアに関する定期会合への参加	1 回/年	継続
自主防災組織数	139 組織（R6）	150 組織（R8）

防災士育成人数	1, 047 人 (R6)	1, 200 人 (R8)
防災訓練 (ボランティア・企業の参加)	未実施	1 回/年
移住者数 (転入者含む)	337 人 (R6)	590 人 (R9)

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

ア 推進方針

災害廃棄物の処理体制、処分施設の整備、関連業者との連携体制、災害廃棄物の仮置き場確保等について推進する。

イ 重要業績指標 (K P I)

重要業績指標 (K P I)	現状値	目標値 (完了年度)
防災訓練 (図上等)	未実施	1 回/2 年
災害廃棄物を仮置きするためのストックヤード予定地の設定	現行 (R4)	修正完了 (R8)

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

ア 推進方針

応急危険度判定、被害認定調査・罹災証明書発行、応急仮設住宅の供給、応急修理、公費解体、事前復興、復旧復興のための地籍明確化、被災者の生活再建支援等の体制整備について推進する。

イ 重要業績指標 (K P I)

重要業績指標 (K P I)	現状値	目標値 (完了年度)
災害に係る住家の被害認定調査支援システム構築	—	導入 (R8)
第三次総合計画後期基本計画の策定	前期計画 (R4)	後期計画 (R9)
地籍調査事業の進捗率	60. 5%	100% (R11)
地域防災計画の修正 (被災者支援)	現行 (R4)	修正完了 (R8)

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

ア 推進方針

文化財の耐震処置、文化財の保護・修復、過疎地域の自立的な保全、環境資産の保護等について推進する。

イ 重要業績指標 (K P I)

重要業績指標 (K P I)	現状値	目標値 (完了年度)
文化財(屋外)の見回り、展示・収蔵文化財の耐震措置	継続	継続
文化財専従職員数	4 名	維持
文化財保護に関する研修への参加人数(延べ/日)	延べ 16 人/年	延べ 20 人/年

第5章 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、人命保護を最優先に、強靱化に資する緊急性や効果の大きさ等を踏まえ、次の表内の重点欄に○印を付している14の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を重点化プログラムとして設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		重点
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・工場施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	○
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	○
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	○
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	○
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、消防、警察、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、本市への進出経路の途絶、市内の道路障害による活動阻害	○
		2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、市の孤立による支援ルート の途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	○
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・ 心理状態の悪化による死者の発生	○
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供 給の停止	○
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	
		2-6	山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態	○
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による市職員の不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する 事態	
		3-2	被災による市職員の不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する 事態	○
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下 する事態	
		4-2	重油タンク・高圧ガス・有害物質貯蔵施設等の重要な産業施設の火災、爆発 に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	
		4-3	海上輸送、陸上輸送の機能停止による企業の生産活動への甚大な影響	
		4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	
		4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	
		4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
		4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	

5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	○
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	
		5-3	石油・液化天然ガス・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	
		5-5	本州との陸上交通の途絶、瀬戸内海の航路の障害による四国の孤立、四国内幹線道路の障害等による本市の孤立など、基幹的陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	○
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態	

第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

毎年度、重要業績指標（K P I）を用いて、各推進方針の進捗状況を把握し、年度末から次年度第1四半期の間に重要業績指標（K P I）の実績評価（今後の方向性を含む）を整理し、本計画全体の推進を図る。

2 計画の見直し

毎年度の実績評価や、今後の社会情勢の変化、国及び県の強靱化施策の取組状況や本市の総合計画の見直しなどを踏まえ、適宜見直しを行う。

なお、本計画は他の分野別計画における本市の国土強靱化に関する指針として位置付けていることから、地域防災計画をはじめ各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合性を図る。

【資料編】別紙１「四国中央市の特性」

１ 概 観

- (1) 本市は、県の東端に位置し、東は香川県、東南は徳島県、南は高知県と接している。四国各県の県庁所在地まではおおむね80km～100kmの距離にあり、四国縦貫・横断自動車道による「8の字ネットワーク」の結節点に位置するとともに、本州と四国を結ぶ各連絡橋へは約50km～70kmの距離、また、海上交通では重要港湾である三島川之江港を有するなど、四国における交通の要衝を形成している。
- (2) 地形は、北に瀬戸内海、南に四国山地、東西には低山が連なり、三方を山地に囲まれた、東西約30km、南北約20kmの広がりを持つ。平野部は、急峻な法皇山脈が瀬戸内海側に迫り出して形成されており、東西約30km・南北約4kmと東西に細長く、市面積の約2割となっている。残る約8割は山間部で、法皇山脈と四国山地が東西に延び、水源の確保、水害の防止、環境保全などの重要な機能を担っている。これらの山間地域には、吉野川水系・銅山川沿いを中心に集落が点在している。
- (3) 地域は、東から順に川之江・三島・土居、そして東南部の新宮に分かれており、それぞれが独自の文化や生活圏を育んでいる。
- (4) 産業面は、製紙・紙加工業を基幹産業とし、銅山川水系からの豊富な工業用水と電力供給、優れた港湾・道路網を背景に、運輸・機械・建設業などの関連産業が集積して、三島・川之江地域には全国有数の工業都市が形成されている。一方、土居地域には古くから農業を基盤とした産業が発展するとともに、近年では製紙関連の物流業者の進出が見られる。また、新宮地域では、霧の森などの観光資源を活かした観光業を中心に産業が発展している。
- (5) 四国内における地理的な中心性や、優れた交通網・輸送力を有することから、南海トラフ巨大地震の発生時には、四国全域を支える基盤としての潜在性を有するといえる。

２ 気候及び地震

- (1) 平野部の気象は、瀬戸内海特有の温暖少雨の傾向があり、年間平均降水量は約1,444mm、年間平均気温は16.4℃で、台風・洪水・高潮などの自然災害は比較的少なく、積雪もまれにしか見られない。一方で、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が発生することがあり、また、製紙・紙加工業の重要な基盤となる水資源に関しては、異常渇水への備えが重要である。
- (2) 山間部の気象は、平野部に比べて降水量が多く、年間平均降水量は約1,963mm、年間平均気温は12.9℃で、冬季には積雪や路面の凍結が見られ、平野部とは異なる気象条件にある。
- (3) 地震については、海洋型地震である南海トラフ地震と、内陸型地震である中央構造線断層帯地震の双方が想定されている。本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、さらに中央構造線断層帯が市の平野部を東西に貫いている。

３ 地 形

- (1) 本市は、川之江地域が沖積平野、三島地域が台地段丘および山間部、土居地域が沖積平野、新宮地域が山間部という地域ごとの地形的特性を有している。
- (2) 川之江地域は、金生川の中下流域の比較的広い平野部に工場地帯と古くからの市街地が形成されている。香川県と接する北部は、海岸線沿いの狭い平地に国道11号と鉄道が通り、低山地帯に松山・高松自動車道が走っている。
- (3) 三島地域は、沿岸部に川之江地域と一体となった工場地帯と市街地が広がり、山脚部の緩やかな台地には住宅地が形成されている。また、同地域南部の嶺南地区は法皇山地から四国山地にかけての山間部であり、三島地域側とは国道319号（法皇トンネル）、新居浜市側とは県道6号の2本の連絡路を有し、小規模な集落が点在している。
- (4) 土居地域は、赤石山系の裾野から沿岸部にかけて農業用地が広がっている。西部は新居浜市と接しており、狭あいな地形の中を国道11号、松山自動車道、県道13号が走っている。
- (5) 新宮地域は、山間部に位置し、吉野川水系の銅山川が流れる地域に小集落が点在している。交通面では、川之江地域との連絡は県道5号及び松山自動車道が、徳島県（三好市）との連絡は国道319号が、高知県（大豊町）との連絡は県道5号及び高知自動車道が、それぞれ結ばれている。

- (6) 災害時に孤立する可能性のある地域としては、新宮地域、三島地域の嶺南地区、川之江地域の切山地区が挙げられる。
- (7) 土砂災害警戒区域等は、新宮地域や三島地域の嶺南地区などの山間部に加え、平野部の法皇山脈山脚部などにも指定されている。
- (8) 沿岸部は埋立地が多く、地震発生時には液状化の可能性がある。また、海拔ゼロメートル地点が複数存在しており、一部は南海トラフ地震臨時情報における事前避難対象地域に指定されている。
- (9) 本市は、狭小な平地に工場や市街地が集中しており、可住地面積の割合は約22%（全国平均は約33%）である。今後の土地利用にあたっては、自然的、社会的、経済的な諸条件に十分配慮するとともに、災害発生時における物資の集積・配送拠点、消防・警察・自衛隊等の応援部隊の活動拠点、応急仮設住宅用地、災害廃棄物仮置き場等への活用も踏まえ、総合的に検討する必要がある。

4 河川・海岸部

- (1) 本市は、銅山川水系のダムおよび分水隧道から工業用水・生活用水を得ているほか、地下水を水源とする生活用水も利用している。
- (2) 相当な被害を生じるおそれのある河川は、金生川（川之江地域）および関川（土居地域）があり、これらに加えて、平野部を南北に流れる中小河川が53本存在する。
金生川および関川の洪水は、市街地・工場・農地への被害にとどまらず、隣接市町との交通連絡にも支障を及ぼす可能性があり、また、中小河川による水害は、狭い平野と相まって市内の道路網を分断し、交通に大きな影響を与える可能性がある。
- (3) 隣接する新居浜市の冠山を水源とする銅山川は、三島地域の嶺南地区から新宮地域を経て徳島県で吉野川に合流しており、同河川に流れる中小河川が13本存在する。
緊急放流や洪水の発生により、新宮地域の中心部に甚大な被害をもたらす可能性がある。さらに、大規模地震などによってダム施設や分水隧道が被災した場合には、三島・川之江地域への給水に深刻な影響を及ぼすおそれがある。
- (4) 沿岸部には、東部には重要港湾である三島川之江港を中心とした工業地帯および運輸倉庫群が形成され、西部には農業用地が広がっている。また、川之江・三島・土居の各地域にはそれぞれ漁港が所在している。
- (5) 市域内の海岸保全施設および河川管理施設は、国・県・市等の機関機関により管理され、計画的に老朽化対策が推進されている。

5 市 民

- (1) 人口は、減少傾向にあり（令和7年12月末住民基本台帳人口〇〇人）、一方で世帯数は増加傾向にある（〇〇世帯）。このことから、核家族化が進行していると考えられる。また、老年人口の割合は〇.〇%（全国平均〇%）と増加傾向にあり、特に山間部では高齢化に伴う過疎化が進展している。
- (2) 就業人口のうち、第2次産業に従事する割合は39.3%で、全国平均の約23%を大きく上回っており、本市は製紙・紙加工業を中心とした工業都市であるといえる。
- (3) 地域コミュニティの活動は、全国的な傾向と同様に低下しており、少子・高齢化と相まって、農地や水利施設の管理、森林保全、自主防災組織などの機能低下の一因となっている。
一方、秋祭りにおける太鼓台の活動は低調化が見られるものの、地域コミュニティの核となっている。
- (4) 市民の防災意識は、災害発生が少ない地域であることから、高いとは言えず、そのような中で、人口減少・高齢化や地域コミュニティ力の低下があり、自助・共助の機能低下、消防団員のなり手不足等、地域防災力の低下が懸念される。

6 産 業

- (1) 本市の産業構造は、第2次産業が総生産額の過半数を占めており、製紙・紙加工業の維持が市の将来に直結している。製紙・紙加工業の基盤は、海上・陸上交通、銅山川水系からの工業用水、電力および人的資源である。

- (2) 工場は、三島・川之江地域の沿岸部に集中し、市の主要幹線である国道11号が通り、古くからの市街地に隣接しており、危険物（石油等）、チップ及び化学薬品などの有害物質の貯蔵施設が存在するとともに、近年では大規模な工場閉鎖もある。

洪水・高潮・津波・液状化の災害リスク及び工場閉鎖による施設の老朽化から、工場施設の倒壊、大規模火災、有害物質の流出が、市街地及び交通に大きな影響を及ぼす可能性がある。

- (3) 農林水産業は、主要生産物として土居地域の「里いも」が挙げられる。養鶏場なども存在するが、概して市民の食料供給は他市町からの流通に依存している。離農の進行に伴い、耕作放棄地の増加や湛水（たんすい）防除施設の老朽化が見られる。

また、林業・農業の衰退により森林荒廃が進行し、斜面崩壊や土石流などの土砂災害、鳥獣被害が懸念されている。

加えて、農業用ため池等の老朽化も進み、国土保全機能（土砂災害防止や洪水緩和など）の低下につながっている。

7 市街地

- (1) 三島・川之江地域は、沿岸部の工場地帯に隣接して古くからの市街地が形成されており、主要幹線道路である国道11号が東西に延びている。市街地内部は狭い道路で連絡されており、交通機能の制約が見られる。
- (2) 古くからの市街地は、木造住宅の密集、空き家の増加が課題となっている。このため、火災発生時の延焼リスクや、消防活動、避難路および緊急輸送路の確保に支障をきたす可能性がある。

8 インフラ

- (1) 本市の主要幹線である国道11号、松山自動車道・高知自動車道は、香川県から本市を東西に貫き、新居浜市と連絡している。その他の道路は山間部を通る狭い路が多く、国道319号は徳島県（三好市）および香川県（坂出市（嶺南地区経由））と、国道192号および徳島自動車道は徳島県（三好市）と、県道5号および高知自動車道は高知県（大豊町）とそれぞれ接続している。
- (2) 道路の災害リスクとしては次のとおりである。
- 国道11号は、津波・高潮・土砂災害・液状化、沿道施設の倒壊や火災
 - 高速道路は、山間部における土砂災害
 - 国道319号・国道192号は、山間部における土砂災害
 - 古くからの市街地は、道路の障害化・火災延焼
 - 新宮地域・嶺南地区・切山地区は、連絡路の寸断による孤立
- (3) 三島川之江港は、工場等の事業継続に資するだけでなく、大規模災害により西日本の陸上交通網が麻痺した場合における、海上交通路として意義を有し、本市の応急対応・復旧・復興のみならず、四国全域の物流を支える極めて重要なインフラである。
- (4) 鉄道は、人員および物資の大量輸送手段として有効だが、東部の香川県との接続地域では津波や土砂災害のリスク、西部では「やまじ風」による影響及び新居浜市との接続地域での土砂災害のリスクがそれぞれ懸念される。
- (5) 空路は、各地域にヘリポートが整備されているほか、四国で唯一津波被害が想定されていない高松空港が約70kmの距離に位置しており、広域支援の拠点として機能が期待されている。
- (6) 交通インフラは、応急対策期における緊急輸送・応援部隊の進出経路、並びに復旧・復興期の重要インフラとして位置付けられている。このため、国・県および関係事業者と連携し、道路啓開計画や港湾の応急復旧体制の整備について更なる推進を図る必要がある。

9 ライフライン

- (1) 電力

ア 四国全域の電力は、各所の発電所と本州との接続（本四連絡系、阿南紀北系等）によって供給されている。

イ 本市には、香川県から法皇山脈沿いに川内方面へ延びる50kV送電線、および三好市・高知市方面と接続する18kV送電線など、複数の系統が通じている。

また、銅山川水系ダムによる水力発電から三島・川之江地域の工場地帯へ供給されている他、同地域内の各工場では、バイオマス等を用いた自家発電も行われている。

(2) ガ ス

本市では、災害に強いとされるプロパンガスが供給の主力であり、約20の事業者が所在している。これにより、災害時でも比較的早期の供給復旧が可能と見込まれる。

(3) 上下水道

ア 上水道は、三島・川之江地域では銅山川水系（ダム・分水隧道）を水源とした中田井浄水場により供給網が整備されている。土居地域では地下水を水源とした4か所の浄水施設により供給されており、新宮地域では表流水を原水とし2か所の施設で供給されている。

イ 公共下水道は、三島・川之江（2カ所）の浄化センターにおいて終末処理を行っており、汚水の中継のために5カ所、洪水や内水氾濫対策のために11カ所(下水道事業5カ所、浸水対策事業6カ所)ポンプ場を設置している。

なお、公共下水道処理区域外の地域では、個別浄化槽による污水处理が主となっている。

ウ 本市では、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設について、概ね令和21年度までの耐震化完了を目標としており、このうち被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設については令和11年度までを目標として、整備を推進中である。

また、災害時の応急復旧に備え、関係事業者やし尿処理業者との連携強化を図っている。

(4) 通 信

通信基盤は、大手通信事業者の光ファイバー回線を中核とし、市の地域公共ネットワーク光ファイバー等により構成されている。携帯電話の基地局は約160局、アマチュア無線は約300局設置されており、その他の事業所による基地局も複数稼働している。

(5) 食 料

本市の食料供給は、主に市外からの流通に依存しており、小売店等を通じて市民に供給されている。このため、輸送路の維持と確保が極めて重要となる。

(6) 燃 料

南海トラフ地震の発生時には、西日本一帯での被害が想定されており、本市のみならず四国全域への燃料供給にも支障が生じる可能性がある。将来的な人口減少も見据え、エネルギー供給源の多様化を図る必要がある。

10 文 化

(1) 本市は、古くは「宇摩郡」として四国の交通の要衝に位置し、製紙産業の発展とともに、海・山・平野部といった多様な自然要素を背景に地域が発展してきた。これにより、多くの歴史や文化を共有し、多様な地域文化が育まれている。

(2) 文化財は、国指定4件、県指定11件、市指定140件、登録12件、陵墓参考地1件が存在しており、地域の歴史・文化の豊かさを物語っている。

(3) 今後は、本市のアイデンティティを維持していくうえでも、災害からの文化財の保護対策、および各地域における文化の継承に向けた取り組みが必要となる。

11 公的機関の災害対応体制

(1) 市の災害対応の施設は、災害対策本部（消防防災センター、本庁舎及び各支部）、消防、避難所（各学校、公民館、福祉施設等）、物資拠点、浄水場、浄化センター、クリーンセンター、医療・保健施設、関係機関の活動拠点（警察・自衛隊、国・県の応援部隊、医療・建設等の応援部隊、インフラ事業者、災害ボランティア）等により構成される。

(2) 公共施設の耐震化は概ね完了し、引続き、大規模火災に対応した、消防の体制、災害備蓄（保管場所等含む）等について整備中である。

- (3) 沿岸部の主要施設は、三島地域の活動拠点である三島災害対策支部、物資拠点を予定する伊予三島運動公園、三島・川之江地域の各浄化センター、クリーンセンター、三島ヘリポートがあり、津波・高潮・液状化対策を推進している。
- (4) 災害対策本部体制は、応援協定に基づく協力団体との連携、安否確認、医療・保健体制、避難所の自主運営、要配慮者の支援、災害廃棄物の処理、災害広報、罹災証明、仮設住宅、災害ボランティアとの連携、通信システム基盤等について、更なる実効性向上を図る必要がある。
- (5) 防災に係る主要な公的機関は、市内に国の四国森林管理局の土居森林事務所、第六管区海上保安本部三島川之江分室、県の土木事務所・保健所が所在し、近傍の西条市に国の四国地方整備局西条国道維持出張所、県の東予地方局・家畜保健衛生所が所在している。

【資料編】 別紙2「脆弱性評価を行う施策分野」

リスクシナリオ	リスクシナリオごとの脆弱性評価		個別施策分野										横断的施策分野				
	NO	項目	防災行政機能、教育等、消防等、	住宅・都市、土地利用、国土保	保健医療、福祉	産業、金融	エネルギー	情報通信	ライフライン	交通・物流	農林水産	環境	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	地域づくり
1-1		大規模地震に伴う、住宅・建物・工場施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生															
1	1-1-1	住宅・建築物の耐震化		○									○				
2	1-1-2	防災拠点施設の耐震化	○														
3	1-1-3	住宅等の総合的な安全対策		○									○				
4	1-1-4	緊急輸送道路の確保		○													
5	1-1-5	大規模造成地の情報共有		○													
6	1-1-6	地域防災力の強化	○										○				○
7	1-1-7	市民の安否確認・避難者保護の体制	○														
8	1-1-8	情報収集・運用の体制	○														
1-2		地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生															
1	1-2-1	消防力整備	○														
2	1-2-2	延焼防止		○									○			○	
3	1-2-3	地域防災力の強化	○										○				○
4	1-2-4	市民の安否確認・避難者保護の体制	○														
5	1-2-5	情報収集・運用の体制	○														
1-3		広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生															
1	1-3-1	南海トラフ地震臨時情報への対応	○										○				
2	1-3-2	海岸保全施設の整備		○							○						
3	1-3-3	水門等の整備		○							○						
4	1-3-4	津波避難の体制	○										○		○		
5	1-3-5	海抜ゼロ地帯等の対策		○							○						
6	1-3-6	港湾・漁港の機能強化		○							○				○		
7	1-3-7	地域防災力の強化	○										○				○
8	1-3-8	市民の安否確認・避難者保護の体制	○														
9	1-3-9	情報収集・運用の体制	○														
1-4		突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)															
1	1-4-1	海岸・河川の保全設備の整備		○							○						
2	1-4-2	海岸・河川の保全設備の維持		○							○					○	
3	1-4-3	浸水の臨機処置		○													
4	1-4-4	中小河川・内水浸水リスクの周知	○	○									○				
5	1-4-5	ため池等の対策									○		○				
6	1-4-6	ダム事業者等関係機関との連携	○										○				
7	1-4-7	地域防災力の強化	○										○				○
8	1-4-8	市民の安否確認・避難者保護の体制	○														
9	1-4-9	情報収集・運用の体制	○														
1-5		大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生															
1	1-5-1	地すべり等の対策		○													
2	1-5-2	太陽の家の防災対策			○											○	
3	1-5-3	土砂災害リスクの周知	○	○									○				
4	1-5-4	2次災害防止の体制	○	○							○		○				
5	1-5-5	地域防災力の強化	○										○				○
6	1-5-6	市民の安否確認・避難者保護の体制	○														
7	1-5-7	情報収集・運用の体制	○														
2-1		自衛隊、消防、警察、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、本市への進出経路の途絶、市内の道路障害による活動阻害															
1	2-1-1	消防の訓練、他機関との連携	○														
2	2-1-2	大規模災害に対応した機材	○														
3	2-1-3	地域防災力の強化	○										○				○
4	2-1-4	応援部隊の活動基盤	○	○													
5	2-1-5	応援部隊の進出経路等の確保	○	○													
6	2-1-6	情報収集・運用の体制	○														
2-2		医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、市の孤立による支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺															
1	2-2-1	災害医療体制の整備			○												
2	2-2-2	市の医療力・応援の医療力の運用の体制			○												
3	2-2-3	医療ルートの確保		○													
4	2-2-4	広域搬送体制の整備	○		○												
5	2-2-5	医薬品等の供給調達体制			○												
6	2-2-6	慢性患者の対応体制の整備			○												
7	2-2-7	医療・福祉施設の機能強化			○												
2-3		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生															
1	2-3-1	避難所の体制	○										○				
2	2-3-2	備蓄品の整備	○														

リスクシナリオ	リスクシナリオごとの脆弱性評価		個別施策分野										横断的施策分野				
	NO	項 目	防災行政機能、消防等、	住宅・都市、国土保	保健医療、福祉	産業、金融	情報通信	ライフライン	交通・物流	農林水産	環境	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	地域づくり	
3	2-3-3	要支援者の支援体制	○		○												
4	2-3-4	保健衛生の体制			○												
5	2-3-5	避難所の特性に応じた運営	○									○				○	
6	2-3-6	災害関連死の防止	○		○												
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止																
1	2-4-1	食料等の物流体制	○						○					○			
2	2-4-2	長期断水の対策					○							○	○		
3	2-4-3	電力の確保	○			○	○							○			
4	2-4-4	燃料の確保	○			○	○							○			
5	2-4-5	関係団体による物資供給、インフラ復旧	○											○			
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱																
1	2-5-1	安否情報の通信環境	○				○										
2	2-5-2	帰宅困難者等の収容	○			○	○							○			
3	2-5-3	帰宅困難解消のための交通						○									
4	2-5-4	帰宅困難者の把握・対応体制	○			○	○										
2-6	山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態																
1	2-6-1	孤立地域との連絡線の整備	○	○													
2	2-6-2	早期連絡回復の体制		○				○									
3	2-6-3	孤立に備えた地域の体制	○				○					○					
4	2-6-4	避難ルート選定、要配慮者支援の体制	○		○							○					
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生																
1	2-7-1	保健衛生の体制			○												
2	2-7-2	衛生環境の維持					○										
3	2-7-3	多数遺体への対応			○												
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱																
1	3-1-1	治安対策	○														
2	3-1-2	人心対策	○														
3-2	被災による市職員の不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態																
1	3-2-1	市の対応体制(BCP・人事運用)	○														
2	3-2-2	行政施設の維持	○														
3	3-2-3	職員の安否確認と初動対応	○														
4	3-2-4	行政データの管理	○														
5	3-2-5	市の対応体制(継続環境)	○														
6	3-2-6	受援計画の整備、人事運用	○														
7	3-2-7	応援部隊等を含めた総合運用の体制	○														
8	3-2-8	市単独での地震火災対応	○														
4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態																
1	4-1-1	事業所の強靱化	○	○		○								○			
2	4-1-2	農水産業者BCP(流通体制)								○				○			
4-2	重油タンク・高圧ガス・有害物質貯蔵施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出																
1	4-2-1	有害物質管理(平時)	○								○			○			
2	4-2-2	有害物質管理(発生時)	○								○			○			
4-3	海上輸送、陸上輸送の機能停止による企業の生産活動への甚大な影響																
1	4-3-1	陸上幹線路の強化							○								
2	4-3-2	陸上幹線路の沿線強化							○								
3	4-3-3	道路啓開の体制							○								
4	4-3-4	海路の強化							○						○		
5	4-3-5	海路啓開の体制							○	○				○			
6	4-3-6	代替経路の確保							○	○							
7	4-3-7	鉄道の維持							○					○			
4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響																
1	4-4-1	金融・郵便・物流等	○			○	○							○			
4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響																
1	4-5-1	食料等の安定供給の体制							○	○				○			
2	4-5-2	農林水産業者の生産継続								○				○			
3	4-5-3	大規模物流の運営							○					○			
4	4-5-4	陸上幹線路の強化							○								
5	4-5-5	陸上幹線路の沿線強化							○								
6	4-5-6	道路啓開の体制							○								
7	4-5-7	海路の強化							○								
8	4-5-8	海路啓開の体制							○	○							
9	4-5-9	代替経路の確保							○	○							
4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響																
1	4-6-1	渇水対策	○				○										
2	4-6-2	水利用の調整、水源保全	○				○			○							

リスクシナリオ	リスクシナリオごとの脆弱性評価		個別施策分野										横断的施策分野				
	NO	項 目	行政機能、消防等、	住宅・都市、国土保	保健医療、福祉	産業、金融	情報通信	交通・物流	農林水産	環境	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	地域づくり		
4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下																
1	4-7-1	土砂災害防止							○								
2	4-7-2	農地の保全							○								
3	4-7-3	農業の維持							○				○				
4	4-7-4	森林の保全							○				○				
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達 ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態																
1	5-1-1	国・県・関係機関等との情報共有体制	○														
2	5-1-2	市民等への情報伝達の体制	○				○										
3	5-1-3	市の情報共有の体制	○				○										
4	5-1-4	避難指示の伝達体制	○														
5	5-1-5	市民等が自ら行動できる情報の提供	○							○							
5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止																
1	5-2-1	平時からの連携体制					○						○				
2	5-2-2	施設の整備					○						○	○			
5-3	石油・液化天然ガス・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止																
1	5-3-1	平時からの連携体制					○						○				
2	5-3-2	施設の整備					○						○	○			
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止																
1	5-4-1	水利用の調整・水源保全															
2	5-4-2	下水道の耐震化、防災強化					○			○				○			
3	5-4-3	浄化槽の防災強化								○				○			
4	5-4-4	下水道の復旧体制					○			○			○				
5	5-4-5	し尿の処理体制								○			○				
5-5	本州との陸上交通の途絶、瀬戸内海の航路の障害による四国の孤立、四国内幹線道路の障害等による本市の孤立など、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響																
1	5-5-1	陸上幹線路の強化						○									
2	5-5-2	陸上幹線路の沿線強化						○									
3	5-5-3	道路啓開の体制						○									
4	5-5-4	海路の強化						○						○			
5	5-5-5	海路啓開の体制						○	○				○				
6	5-5-6	代替経路の確保						○	○								
7	5-5-7	鉄道の維持						○					○				
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態																
1	6-1-1	事前復興の体制		○									○				
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興 できなくなる事態																
1	6-2-1	道路啓開等の人材確保										○	○				
2	6-2-2	インフラ復旧等の人材確保										○	○				
3	6-2-3	人材が早期復帰できる環境整備	○														
4	6-2-4	災害ボランティアの運用								○							
5	6-2-5	地域の自立的な防災・復旧(農林)							○				○		○		
6	6-2-6	地域の自立的な防災・復旧(市民団体)	○										○		○		
7	6-2-7	過疎地域の自立的な保全										○	○		○		
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態																
1	6-3-1	災害廃棄物の処理体制								○							
2	6-3-2	処分施設の整備								○				○			
3	6-3-3	関連業者との連携体制								○			○				
4	6-3-4	災害廃棄物の仮置き場確保								○							
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態																
1	6-4-1	応急危険度判定の体制		○													
2	6-4-2	被害認定調査・罹災証明書発行の体制		○													
3	6-4-3	応急仮設住宅の供給体制											○				
4	6-4-4	応急修理の体制		○									○				
5	6-4-5	公費解体の体制		○													
6	6-4-6	事前復興の体制		○													
7	6-4-7	復旧復興のための地籍明確化		○													
8	6-4-8	被災者の生活再建支援									○						
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失																
1	6-5-1	文化財の耐震処置		○													
2	6-5-2	文化財の保護・修復		○								○					
3	6-5-3	過疎地域の自立的な保全										○			○		
4	6-5-4	環境資産の保護							○								
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態																

リスクシナリオ	リスクシナリオごとの脆弱性評価		個別施策分野								横断的施策分野				
	NO	項 目	行政機能、防災教育等	住宅・都市、国土保	保健医療、福祉	産業、エネルギー	情報通信	交通・物流	農林水産	環境	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	地域づくり
1	6-6-1	風評被害・信用不安の影響対策	○			○									
2	6-6-2	企業の倒産・大量失業等の対策	○		○	○	○	○			○		○		

【資料編】別紙3「リスクシナリオごとの脆弱性評価」

リス ク	NO	項 目	脆弱性評価	再掲
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・工場施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生			
	1-1-1	住宅・建築物の耐震化	住宅・建築物の耐震化の推計は、住宅79.9%（H30）、多数の者が利用する建築物77.8%（R2）、耐震診断義務付け対象建築物94.1%（R2）であり国の目標設定に対し未達成 県と連携し、各補助制度による支援、住まいの地震対策講座・戸別訪問等による普及啓発活動等により、更なる促進を図る必要がある。 また、大規模工場の閉鎖に伴う防災への影響について注視する必要がある。	
	1-1-2	防災拠点施設の耐震化	防災拠点となる公共施設の耐震化は一部不十分 防災拠点（対策本部・支部、消防・警察、指定避難所・指定福祉避難所・指定緊急避難場所、物資拠点、国土交通省事務所等）の更なる減災・防災を図る必要がある。	
	1-1-3	住宅等の総合的な安全対策	地震時の総合的な安全対策（家具固定・感震ブレーカー等）は低調 県と連携し、家具等転倒対策、感震ブレーカー設置、窓ガラス・外壁等の落下危険物等の飛散・落下防止、既設エレベーターの防災対策、天井脱落防止対策等を促進する必要がある。	
	1-1-4	緊急輸送道路の確保	緊急輸送道路、屋外の住民に危害を及ぼす空き家・ブロック塀等の対策は継続中 県と連携し、緊急輸送道路（避難、救急、物資輸送等）の確保及び屋外住民の安全を確保するため、木造住宅密集市街地の整備、沿道建築物の整備、空き家対策、ブロック塀・自動販売機の対策を進める必要がある。	
	1-1-5	大規模造成地の情報共有	大規模盛土造成地の抽出・公表は完了 引続き、マップ等の作成により市民へ情報共有を図る必要がある。	
	1-1-6	地域防災力の強化	地域防災力は、地域コミュニティの低下、一部の自主防災組織を除き活動不活発、防災士は育成途上であり「共助」力は概して低調 今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る必要がある。 また、市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る必要がある。	
	1-1-7	市民の安否確認・避難者保護の体制	大規模災害における迅速な安否確認及び避難者保護を行える体制は未整備 市民の安否確認・避難者保護等の情報は、迅速な救助救急・医療・不明者捜索、円滑な避難所等への食料等の物資供給、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を行うための基礎資料であり、デジタル新技術を活用した情報通信システムの導入による、限りある職員での対応体制を構築する必要がある。	
	1-1-8	情報収集・運用の体制	平時からの基礎情報整理、災害時の迅速な情報収集・情報運用の体制整備は不十分 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化が必要である。（各課所掌データの全庁的活用） ○発災時の人命救助に係る情報収集手段の強化が必要である。（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制が必要である。（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			
	1-2-1	消防力整備	大規模火災に対応した消防資機材・消防車両、耐震性貯水槽等は整備継続中 引続き、消防団拠点施設整備及び資機材の充実強化を図る必要がある。	
	1-2-2	延焼防止	延焼防止のため、防火地域・準防火地域の指定は完了、木造住宅密集市街地の整備及び老朽化した空き家対策は推進中 引続き、県と連携し、市街地整備事業及び街路整備、空き家の除去、市民の意識啓発等を促進する必要がある。	
	1-2-3	地域防災力の強化	地域防災力は、地域コミュニティの低下、一部の自主防災組織を除き活動不活発、防災士は育成途上であり「共助」力は概して低調 今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る必要がある。 また、市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る必要がある。	NO 1-1-6
	1-2-4	市民の安否確認・避難者保護の体制	大規模災害における迅速な安否確認及び避難者保護を行える体制は未整備 市民の安否確認・避難者保護等の情報は、迅速な救助救急・医療・不明者捜索、円滑な避難所等への食料等の物資供給、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を行うための基礎資料であり、デジタル新技術を活用した情報通信システムの導入による、限りある職員での対応体制を構築する必要がある。	NO 1-1-7

リス ク	NO	項 目	脆弱性評価	再掲
	1-2-5	情報収集・運用の体制	平時からの基礎情報整理、災害時の迅速な情報収集・情報運用の体制整備は不十分 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化が必要である。（各課所掌データの全庁的活用） ○防災時の人命救助に係る情報収集手段の強化が必要である。（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制が必要である。（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	NO 1-1-8
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生			
	1-3-1	南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報に応じた市の対応の体制整備は概ね完了 引続き、R7年度の国の指針に基づく修正、対応要領の更なる具体化を図る必要がある。	
	1-3-2	海岸保全施設の整備	堤防・護岸・水門等の海岸保全施設は、計画的に整備を推進中 発生頻度の高い津波を対象として、耐震化や嵩上げ、液状化対策等を計画的に進めるとともに、背後地の被害軽減方策を検討する必要がある。	
	1-3-3	水門等の整備	津波到達前における確実な水門等の閉鎖と操作員の安全確保について、計画的に整備を推進中 護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等、水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。	
	1-3-4	津波避難の体制	市民への津波浸水想定等の周知は推進中、津波避難計画の策定等は遅延 津波避難計画の策定（事業所BCPへの記載を含む）、避難路の整備、津波避難ビルの指定の検討、避難訓練について整備する必要がある。	
	1-3-5	海抜ゼロ地帯等の対策	海抜ゼロメートル地帯・地盤沈下の想定地帯等の対策は、計画的に整備を推進中 地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、引続き県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。	
	1-3-6	港湾・漁港の機能強化	港湾・漁港の速やかな復旧体制は整備不十分 施設の耐震・耐津波・耐浪化等の推進、津波からの避難施設の整備、業務継続計画（BCP）の策定、訓練による実行性向上を図る必要がある。	
	1-3-7	地域防災力の強化	地域防災力は、地域コミュニティの低下、一部の自主防災組織を除き活動不活発、防災士は育成途上であり「共助」力は概して低調 今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る必要がある。 また、市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る必要がある。	NO 1-1-6
	1-3-8	市民の安否確認・避難者保護の体制	大規模災害における迅速な安否確認及び避難者保護を行える体制は未整備 市民の安否確認・避難者保護等の情報は、迅速な救助救急・医療・不明者捜索、円滑な避難所等への食料等の物資供給、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を行うための基礎資料であり、デジタル新技術を活用した情報通信システムの導入による、限りある職員での対応体制を構築する必要がある。	NO 1-1-7
	1-3-9	情報収集・運用の体制	平時からの基礎情報整理、災害時の迅速な情報収集・情報運用の体制整備は不十分 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化が必要である。（各課所掌データの全庁的活用） ○防災時の人命救助に係る情報収集手段の強化が必要である。（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制が必要である。（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	NO 1-1-8
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）			
	1-4-1	海岸・河川の保全設備の整備	海岸・河川の保全設備の整備は計画的に推進中 引続き、海岸保全施設（堤防・護岸・水門等）、河川管理施設（河川堤防や水門、樋門等）、排水施設（ポンプ場、貯留管等の排水施設）の整備を、推進する必要がある。	
	1-4-2	海岸・河川の保全設備の維持	海岸・河川の保全設備の維持管理の体制は計画的に推進中 引続き、水門や樋門、ダム等の河川構造物の定期点検、パトロール等を通じた効率的な維持管理の体制、港湾・河川の堆積土砂の撤去、省力化・高度化推進による操作者の安全確保、施設の長寿命化対策について、推進する必要がある。	
	1-4-3	浸水の臨機処置	突発的な浸水が予想される地域に対する臨機の対応体制は整備中 臨時ポンプの設置を検討・設置する必要がある。	

リスク	NO	項目	脆弱性評価	再掲
	1-4-4	中小河川・内水浸水リスクの周知	中小河川・内水氾濫を含めたハザードマップの整備・公表は一部不十分。水防団や防災関係機関と連携した水害対策訓練は低調 引続き、中小河川・内水氾濫を含めたハザードマップの整備による周知、特に国の指針に基づく適宜の情報更新への対応について、デジタル化（WEB版等）での整備について検討する必要がある。 また、水防団、多数に及ぶ水門等の管理団体との連携について検討・訓練等を行う必要がある。	
	1-4-5	ため池等の対策	農業用ダム・ため池等が、大規模地震、台風・豪雨等により決壊し住民への被害を防止するための対策が一部不十分 耐震化等の防災対策、排水機場や一定規模以上の農道橋等についての耐震対策を推進する必要がある。	
	1-4-6	ダム事業者等関係機関との連携	ダム事業者との連携による水防体制の構築は完了。住民を含めた避難訓練は低調 引続き、事業者との連携強化、避難訓練の実施により、実効性向上を図る必要がある。	
	1-4-7	地域防災力の強化	地域防災力は、地域コミュニティの低下、一部の自主防災組織を除き活動不活発、防災士は育成途上であり「共助」力は概して低調 今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る必要がある。 また、市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る必要がある。	NO 1-1-6
	1-4-8	市民の安否確認・避難者保護の体制	大規模災害における迅速な安否確認及び避難者保護を行える体制は未整備 市民の安否確認・避難者保護等の情報は、迅速な救助救急・医療・不明者捜索、円滑な避難所等への食料等の物資供給、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を行うための基礎資料であり、デジタル新技術を活用した情報通信システムの導入による、限りある職員での対応体制を構築する必要がある。	NO 1-1-7
	1-4-9	情報収集・運用の体制	平時からの基礎情報整理、災害時の迅速な情報収集・情報運用の体制整備は不十分 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化が必要である。（各課所掌データの全庁的活用） ○発災時の人命救助に係る情報収集手段の強化が必要である。（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制が必要である。（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	NO 1-1-8
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生			
	1-5-1	地すべり等の対策	砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備は継続中 引続き、国・県等と連携し推進する必要がある。	
	1-5-2	太陽の家の防災対策	土砂災害警戒区域に立地し老朽化が著しい「太陽の家」の施設更新と防災的機能の充実、遅延施設更新と防災的機能の充実を引続き推進する必要がある。	
	1-5-3	土砂災害リスクの周知	土砂災害ハザードマップ作成は完了、市民への周知啓発は継続中 県が現在実施中の土砂災害警戒区域等を見直しに応じハザードマップの修正が必要である。 市民の防災・減災意識の高揚を継続する必要がある。	
	1-5-4	2次災害防止の体制	湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するための避難情報の提供体制は不十分 深層崩壊や地滑り等の発生、天然ダム等が形成についての情報収集、発生状況に応じた臨機の被害区域の見積り、避難対象住民への通知体制の整備が必要である。	
	1-5-5	地域防災力の強化	地域防災力は、地域コミュニティの低下、一部の自主防災組織を除き活動不活発、防災士は育成途上であり「共助」力は概して低調 今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る必要がある。 また、市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る必要がある。	NO 1-1-6
	1-5-6	市民の安否確認・避難者保護の体制	大規模災害における迅速な安否確認及び避難者保護を行える体制は未整備 市民の安否確認・避難者保護等の情報は、迅速な救助救急・医療・不明者捜索、円滑な避難所等への食料等の物資供給、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を行うための基礎資料であり、デジタル新技術を活用した情報通信システムの導入による、限りある職員での対応体制を構築する必要がある。	NO 1-1-7

リスク	NO	項目	脆弱性評価	再掲
	1-5-7	情報収集・運用の体制	平時からの基礎情報整理、災害時の迅速な情報収集・情報運用の体制整備は不十分 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化が必要である。（各課所掌データの全庁的活用） ○発災時の人命救助に係る情報収集手段の強化が必要である。（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制が必要である。（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	NO 1-1-8
2-1	自衛隊、消防、警察、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、本市への進出経路の途絶、市内の道路障害による活動阻害			
	2-1-1	消防の訓練、他機関との連携	消防職員・消防団員の訓練、他機関等との連携した訓練等は継続中 引続き、消防団員の訓練の充実、他機関との連携訓練を継続する必要がある。	
	2-1-2	大規模災害に対応した機材	大規模災害時に対応した救助資機材や救助工作車両等の整備は継続整備中 引続き、整備する必要がある。	
	2-1-3	地域防災力の強化	地域防災力は、地域コミュニティの低下、一部の自主防災組織を除き活動不活発、防災士は育成途上であり「共助」力は概して低調 今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る必要がある。 また、市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る必要がある。	NO 1-1-6
	2-1-4	応援部隊の活動基盤	応援部隊の効果的活動のための基盤付与は整備不十分 応援部隊の効果的活動のため、情報提供（市の全般状況、本市進出に係る経路障害・予備経路、活動拠点等）、依頼業務の見積り、補給、通信連絡等の活動基盤の提供についての体制を整備する必要がある。	
	2-1-5	応援部隊の進出経路等の確保	応援部隊の効果的活動のため、古くからの市街地・狭あい道路等対策は推進中 市への進出のための緊急輸送路等の確保、市内での活動のための沿道建築物・ブロック塀対策等を推進する必要がある。	
	2-1-6	情報収集・運用の体制	平時からの基礎情報整理、災害時の迅速な情報収集・情報運用の体制整備は不十分 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化が必要である。（各課所掌データの全庁的活用） ○発災時の人命救助に係る情報収集手段の強化が必要である。（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制が必要である。（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	NO 1-1-8
2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、市の孤立による支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺			
	2-2-1	災害医療体制の整備	災害医療体制の充実強化は逐次整備中 災害医療コーディネーターを核心とした、総合的な災害医療体制を整備する必要がある。	
	2-2-2	市の医療力・応援の医療力の運用の体制	迅速な市の医療救護組織の展開、DMAT（災害派遣医療チーム）・DPTA（災害派遣精神医療チーム）の受入れ、運用の体制は整備不十分 EMISS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）を活用した運用体制を整備する必要がある。	
	2-2-3	医療ルートの確保	建物の倒壊等による医療機関等へのルート、避難路、緊急輸送路等の確保のため整備を継続中 沿道沿いの耐震化、火災延焼の防止、狭あい道路の拡幅整備事業を推進。沿道建築物の所有者等に対する耐震化の理解促進及び耐震改修促進法に基づく指導等を行い、市街地の形成を図る必要がある。	
	2-2-4	広域搬送体制の整備	重症患者の広域搬送等を円滑に行う体制は、県と連携し、医療機能が不足した場合の処置（ドクターヘリ、消防防災ヘリ等）について構築 引続き県と連携し、より実効性ある連携体制を構築する必要がある。	
	2-2-5	医薬品等の供給調達体制	医療品・医療資機材の供給・調達に体制構築が不十分 平時からの役割分担等の明確化、災害時の適切かつ迅速な供給体制を構築する必要がある。	
	2-2-6	慢性疾患者の対応体制の整備	難病患者等の慢性疾患患者に対する迅速な対応体制の整備が不十分 医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。	

リス ク	NO	項 目	脆弱性評価	再掲
	2-2-7	医療・福祉施設 の機能強化	医療・福祉施設等への電力供給の途絶を防止し維持するための体制を整備中 引続き、医療・福祉施設等の機能強化を図るため、平時からの医療機関等の整備状況の把握、負傷 者受入スペースの確保、防災備蓄倉庫、非常用発電機、給水関連施設等について整備を推進する必要 がある。	
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生			
	2-3-1	避難所の体制	避難所の運営体制（人材育成、組織）は整備不十分、避難所（福祉避難所を含む）の指定は一部不 足、主要な避難所である小・中学校の空調設備の整備は完了、各施設の減災・防災対策は一部不十分 最大の避難者想定に対応した避難所の確保（特に福祉避難所）、国の指針に基づく避難所環境の整 備、自主運営に係る人材確保（自主防災組織・防災士及び市職員）及び運営体制の整備を推進する必要 がある。 市全般的避難所管理の体制（対策本部による掌握・統制、日々の避難者状況・施設運営状況、ニー ズ把握、人事管理、情報システム、マニュアル整備等）の整備が必要がある。 避難所施設の減災・防災、特に民間事業者が運営する福祉施設の整備を推進する必要がある。	
	2-3-2	備蓄品の整備	防災備蓄（資器材・防災倉庫）の整備は継続中 国の指針に基づき、避難所の地域特性、特に孤立の可能性等の有無に応じ引続き見直し整備を行う 必要がある。	
	2-3-3	要支援者の支 援体制	避難行動要支援者名簿の整備完了、個別避難計画の整備不十分、情報提供の体制不十分 避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の整備の推進、支援体制の構築する必要がある。 また、平時からの支援対象者の把握、応援職員の運用体制の整備する必要がある。	
	2-3-4	保健衛生の体 制	発災直後からの保健活動（健康状態把握、感染症予防、メンタルケア等）の体制は不十分 保健活動の体制の整備、県と連携したDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を 構築する必要がある。	
	2-3-5	避難所の特性 に応じた運営	避難所ごとの運営マニュアル整備は不十分 地域住民（自主防災組織等）が主体となり、施設管理者との調整、今後の高齢者の多数化、女性等 の多様性への対応、国の指針に基づく環境整備のもと、地域の実情に合ったマニュアルを整備する必 要がある。	
	2-3-6	災害関連死の 防止	避難生活（避難所外を含む）に係る災害関連死の防止体制は整備中 避難長期化に対応した環境（間仕切り、通路、トイレ、食事、空調等）、コミュニティ・役割付 与、保健衛生、生活再建の情報提供・相談窓口等について、整備する必要がある。	
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			
	2-4-1	食料等の物流 体制	最悪の事態に対応した食料等の備蓄・調達・配分の体制整備は不十分 国・県・関係団体の支援、市民・事業所の備蓄を総合的に判断して備蓄品目・数量、調達サイク ル、保管場所・要領、総合的な物流について計画・推進する必要がある。 また、事業者との災害時協定による物流備蓄について可視化する必要がある。	
	2-4-2	長期断水の対 策	長期断水を防ぐため水道施設の耐震化や老朽化対策は計画的に推進中 引続き、水道施設の整備を推進、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用を検討する必要がある。	
	2-4-3	電力の確保	電力供給の途絶への対応不十分 電力供給の途絶への対応を図るため、防災拠点・事業所施設・各家庭における自家発電設備、燃料 タンクの設置、蓄電池システム、電気自動車（EV）等の導入について推進する必要がある。	
	2-4-4	燃料の確保	燃料供給は、石油商業組合等との連携体制の構築は不十分 関係団体等と情報交換の場の設定等により、発災時の燃料供給の円滑化を図る必要がある。	
	2-4-5	関係団体によ る物資供給、 インフラ復旧	応援協定に基づく飲料水・食料・各種資材の供給及びインフラの応急復旧の体制は整備不十分 応援が必要となる機能の整理、各団体等と平時から連携する担当部署の明確化、定期的な会合・訓 練を設定する等、実効性ある連携体制を構築する必要がある。	
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱			
	2-5-1	安否情報の通 信環境	学校等における、子どもの安否情報の提供のための通信環境は整備完了 引続き、帰宅困難者と家族等との間における安否情報等の通信環境を提供するため、一時避難のた めの防災公園、避難所等の公共的施設の公衆無線LAN環境等を整備する必要がある。	
	2-5-2	帰宅困難者等 の収容	避難者・徒歩帰宅者の避難場所等への一時避難における各種支援について整備不十分 休憩・情報提供・トイレ・給水の場としての公園緑地の整備、更に飲料水・食料等の提供場所とし ての災害時帰宅支援ステーション体制の整備のため、県と連携したコンビニエンスストア・飲食店等 との協定締結が必要がある。	
	2-5-3	帰宅困難解消 のための交通	帰宅に必要な交通インフラの早期復旧の計画・体制は整備不十分 関係機関や事業者等と連携し、道路・港湾・鉄道の早期復旧計画・体制を整備する必要がある。	

リス ク	NO	項 目	脆弱性評価	再掲
	2-5-4	帰宅困難者の把握・対応体制	帰宅困難者（従業員・観光客・学校等）の発生に関する情報収集体制の構築が不十分 事業所・学校・交通機関・宿泊施設等と連携して情報収集、対策処置を取れる体制整備が必要である。	
2-6 山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態				
	2-6-1	孤立地域との連絡線の整備	陸路・空路による救出救助、物資輸送等の体制は整備継続中 ヘリコプター支援受け・運用体制、ヘリポート（特に自衛隊大型ヘリコプター）・ホイス可能場所の確保、ヘリサインの継続的な整備を推進する必要がある。 また、幹線市道の法面やトンネルの耐震化など陸路の整備を推進する必要がある。	
	2-6-2	早期連絡回復の体制	早期の孤立解消のための道路啓開等の体制・計画は未確立 国・県・民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制の整備、代替経路の整備を推進する必要がある。	
	2-6-3	孤立に備えた地域の体制	孤立予想地域に対する通信手段・その他災害備蓄は整備不十分 予想地域の想定、衛星携帯電話等の通信手段の整備、長期間に対応した食料・電源・燃料等の備蓄整備、訓練等が必要である。 また、自立・分散型システムの導入についても検討が必要である。	
	2-6-4	避難ルート選定、要配慮者支援の体制	緊急時の避難ルート検討、災害時要配慮者への支援等の取り組みは不十分 多数・長期間の孤立地域対応の計画の策定、県と連携した訓練を実施する必要がある。	
2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生				
	2-7-1	保健衛生の体制	疾病・感染症の発生・まん延を防ぐための体制整備は概ね完了 平時から予防接種、感染症の早期把握・まん延防止の計画等に基づく訓練が必要である。	
	2-7-2	衛生環境の維持	污水处理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止は概ね完了 引続き下水道施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策の推進が必要である。	
	2-7-3	多数遺体への対応	多数の死者が発生した場合への対応の体制・計画は整備不十分 警察・医療機関との連携、遺体安置所の確保、身元確認、葬儀業者の協力受け（ご遺体処置、保管、輸送等）、広域火葬体制、火葬困難時の処置についての整備を図る必要がある。	
3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱				
	3-1-1	治安対策	警察力の低下、地域の孤立による治安悪化（市民の不安、行政不信、窃盗、物資不足に起因）への対応は整備不十分 警察と連携し、市長による明確な情報発信、各機関との協力、自治組織の組織化を図る必要がある。 また、避難者が、窃盗等への不安から被災家で生活し、ストレスにより災害関連死となるケースもあることから対応が必要である。	
	3-1-2	人心対策	流言・SNS等フェイクニュースによる混乱への対応は整備不十分 国・県及び関係機関と連携した対策及び各自治会等との意思疎通を図る必要がある。	
3-2 被災による市職員の不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態				
	3-2-1	市の対応体制（BCP・人事運用）	業務継続計画（BCP）の継続的な整備及び職員への徹底が不十分 BCPは、状況の進展に応じ、災害業務と平時業務との優先に基づく業務努力（職員等）の効率的配分を図るものであり、訓練による実効性向上及び修正を図る必要がある。 更に、災害時発生業務に対し常時不足が予想される人的資源の効率的運用のため、各災害部署の業務負荷・全職員の状況を把握し、本部会議の指針に基づき、柔軟に優先災害業務への人的資源を集中投入を可能とする人事管理体制の整備が必要である。	
	3-2-2	行政施設の維持	本市施設の耐震化等防災対策は概ね完了 引続き公共施設等総合管理計画、長寿命化計画に基づき整備を推進する必要がある。	
	3-2-3	職員の安否確認と初動対応	職員の安否確認の要領、初動時の行動の徹底は整備不十分 非常時の参集要領の具体化（安否確認含む）、更なる災害対応マニュアルの具体化、初動対処訓練等による実効性を図る必要がある。	
	3-2-4	行政データの管理	災害時に行政文書等（紙媒体、電子データ、その他）の損失防止の体制は整備中 社会経済活動の基盤である蓄積された行政文書等を防止するため、分散管理等を推進する必要がある。	
	3-2-5	市の対応体制（継続環境）	防災拠点となる庁舎・消防施設等におけるライフライン確保は概ね完了 引続き、災対本部における市内全域・同時大量の災害情報の可視化と対処方針の判断のためのツール、通信手段（職員と庁舎間）、職員の長期従事環境（食・寝等）、応援部隊・職員を含めた執務・調整の環境整備が必要である。	

リスク	NO	項目	脆弱性評価	再掲
	3-2-6	受援計画の整備、人事運用	災害教訓を踏まえた受援計画の整備及び訓練は不十分 発災当初の職員参集40%（他市町の教訓）、多種多様・膨大・未経験の災害時業務、平時組織から災害対応組織、本市に知見のない応援職員の運用、各災害対応部署の人的ニーズに基づく人事運用、宿泊場所の確保、応援協定の実効性向上、公共土木施設災害応急対策、人事管理体制の整理が必要である。 また、応援職員を主として充当する業務の選定（避難所運営・物資対応・被害認定等）、それに基づく受援計画・応援協定等の整備が必要である。	
	3-2-7	応援部隊等を含めた総合運用の体制	市の対応能力を超過し応援部隊等を総合運用する場合のための対策本部の体制は整備不十分 警察・消防・自衛隊、TECFORCE、DMAT、他市町からの応援職員等の多数機関の総合運用に関し、本部会議を結節とした意思決定・進捗管理・情報共有等による業務サイクルの総合・効率化、応援部隊との共有・調整のためのコミュニケーションツール（地図・情報システム・通信・執務室の提供・調整所の設置）、人的・物的資源、活動拠点の配分等が行えるよう、体制整備が必要である。	
	3-2-8	市単独での地震火災対応	県内各地で同時発生し市単独での地震火災等に対処する体制整備は整備継続中 消防の機能強化、消防施設の耐震化・資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保、状況に応じた消火優先の判断等、対策を着実に進める必要がある。	
4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態				
	4-1-1	事業所の強靱化	事業者の事業継続計画（BCP）の策定は低調 事業者BCPの整備、サプライチェーンの確保、自主防災体制の整備、災害備蓄、従業員に対する防災教育の充実等を促進する必要がある。（市民の生業喪失は市の衰退） 事業所においては、緊急輸送道路等の沿道沿い建築物の耐震化、浸水リスクの高い施設の対策（非情報電電、データサーバー等の高階移設）、大規模地震の対策（電線・水道管の改良）、地震時の電気火災防止対策等について啓発する必要がある。 交通確保のため、林道、農等々を含めた道路使用可否についての情報共有が必要である。 多数の従業員を有する大規模事業所等における適切な災害情報の提供を可能とする支援が必要である。	
	4-1-2	農水産業者BCP（流通体制）	農業や漁業における事業継続のための防災対策は低調 流通について農業協同組合・漁業協同組合と連携し推進する必要がある。（市民の生業喪失は市の衰退）	
4-2 重油タンク・高圧ガス・有害物質貯蔵施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出				
	4-2-1	有害物質管理（平時）	事業者の有害物質の管理に関する指導、施設等整備は継続実施中 引続き、保管状況・設備の点検・指導、事故対応マニュアルの整備、関係機関との対処訓練を推進するとともに、閉鎖工場の管理状況について監督する必要がある。	
	4-2-2	有害物質管理（発生時）	有害物質の流出等の早期察知及び対応の体制整備は、事業者との連携強化が必要がある。 事象発生の察知、市への通報、市と事業者との連携対処、災害広報について整理が必要である。	
4-3 海上輸送、陸上輸送の機能停止による企業の生産活動への甚大な影響				
	4-3-1	陸上幹線路の強化	幹線路の強化は計画的に推進中 引続き、幹線路の強化を図るため、緊急輸送道路、避難・救急道路、孤立想定地域における迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化、橋りょう、トンネル、横断歩道橋、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。	NO 5-5-1
	4-3-2	陸上幹線路の沿線強化	幹線路の沿線強化は計画的に推進中 引続き、緊急輸送道路に接続する街路事業（市道塩谷小山線）、住宅密集地の市街地及び公園の整備を促進する必要がある。	NO 5-5-2
	4-3-3	道路啓開の体制	道路啓開の体制は、計画的に推進中 災害対応の優先度に応じた道路啓開のため、県が策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づく訓練の実施、装備資機材の充実、事業者との連携、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。	NO 5-5-3
	4-3-4	海路の強化	港湾施設等、特に海上輸送拠点となる三島川之江港の耐震化等は、逐次整備中 引続き、耐震強化岸壁、緑地等の整備、その他港湾・漁港施設、海岸保全施設等の定期的な点検、長寿命化計画の策定、計画的な老朽化対策を推進し、四国復興の基盤となる重要港湾を維持する必要がある。	NO 5-5-4
	4-3-5	海路啓開の体制	海上啓開に係る放置船・沈船の対応について整備する必要がある。 港湾・河川・漁港の各水域管理者による取り締まり機関との連携による対策を整備する必要がある。	NO 5-5-5

リスク	NO	項目	脆弱性評価	再掲
	4-3-6	代替経路の確保	代替経路の確保は計画的に推進中 引続き、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線の障害対策として、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討をする必要がある。 また、避難道路となる農道や林道の橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を推進する必要がある。	NO 5-5-6
	4-3-7	鉄道の維持	鉄道の維持は、鉄道軌道事業者等と連携し推進中 鉄道は、避難活動、救護活動、緊急支援物資等の輸送、復旧活動等を支える交通手段であることから、事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。	NO 5-5-7
4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響			
	4-4-1	金融・郵便・物流等	金融サービス・郵便・物流等の機能維持の体制整備は対策不十分 国・事業所が進める施設・通信等の整備、事業継続計画（BCP）の策定、建物耐震化、システムバックアップ、情報通信、電源の確保について協力するとともに、市域の被害情報の共有等について推進する必要がある。	
4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響			
	4-5-1	食料等の安定供給の体制	食料等の安定供給を図るための体制は未整備 本市の食料自給率は低いことから、小売事業者との災害協定等に基づく流通基盤の確保、卸売市場施設の防災・減災のための整備、農業協同組合や漁業協同組合等と連携した生産基盤の拡充、それらを平時から推進する体制の構築（担当部署の明示等）について推進する。	
	4-5-2	農林水産業者の生産継続	農林水産事業者の事業継続計画（BCP）の策定は低調 農林水産業の被害の最小化、速やかな生産基盤の復旧を図るため、BCP策定を推進する必要がある。	
	4-5-3	大規模物流の運営	大規模な物資の緊急輸送に備えた体制整備は不十分 物資輸送体制の確立（物流網、倉庫管理、ニーズ把握・物資調達を含む）、輸送事業者との連携、施設の確保、それらを平時から推進する体制（担当部署の明示等）、訓練・情報共有による実効性向上を図る必要がある。	
	4-5-4	陸上幹線路の強化	幹線路の強化は計画的に推進中 引続き、幹線路の強化を図るため、緊急輸送道路、避難・救急道路、孤立想定地域における迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化、橋りょう、トンネル、横断歩道橋、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。	NO 5-5-1
	4-5-5	陸上幹線路の沿線強化	幹線路の沿線強化は計画的に推進中 引続き、緊急輸送道路に接続する街路事業（市道塩谷小山線）、住宅密集地の市街地及び公園の整備を促進する必要がある。	NO 5-5-2
	4-5-6	道路啓開の体制	道路啓開の体制は計画的に推進中 災害対応の優先度に応じた道路啓開のため、県が策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づく訓練の実施、装備資機材の充実、事業者との連携、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。	NO 5-5-3
	4-5-7	海路の強化	港湾施設等、特に海上輸送拠点となる三島川之江港の耐震化等は、逐次整備中 引続き、耐震強化岸壁、緑地等の整備、その他港湾・漁港施設、海岸保全施設等の定期的な点検、長寿命化計画の策定、計画的な老朽化対策を推進し、四国復興の基盤となる重要港湾を維持する必要がある。	NO 5-5-4
	4-5-8	海路啓開の体制	海上啓開に係る放置船・沈船の対応は整備する必要がある。 港湾・河川・漁港の各水域管理者による取り締まり機関との連携による対策を整備する必要がある。	NO 5-5-5
	4-5-9	代替経路の確保	代替経路の確保は計画的に推進中 引続き、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線の障害対策として、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討をする必要がある。 また、避難道路となる農道や林道の橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等々の防災対策を推進する必要がある。	NO 5-5-6
4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			
	4-6-1	渇水対策	渇水対策の体制は現行体制により対応 引続き、渇水対策本部の設置による、早期・計画的な工業用水・飲料水等の確保のため調整、実効性ある給水体制の確立について整備が必要である。	
	4-6-2	水利用の調整 水源保全	実態に応じた水利用の調整機能を保持するとともに、水源保全について推進中 引続き、水道局・ダム機構・関係事業者と連携した水利用の調整、森林整備・農地保全等による健全な水循環の保全を進める必要がある。	
4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下			

リス ク	NO	項 目	脆弱性評価	再掲
	4-7-1	土砂災害防止	農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）の整備は、継続実施中 引続き、被害軽減を図るため、農地を適切に整備して確保する必要がある。	
	4-7-2	農地の保全	農地の湛水被害対策は、計画的に実施中 引続き、湛水防除施設の整備、長寿命化対策計画に基づく整備を推進する必要がある。	
	4-7-3	農業の維持	耕作放棄地の発生防止や解消対策は不十分 引続き、関係団体が連携し、耕作放棄地の発生防止や解消に向けた取り組みを推進する必要がある。	
	4-7-4	森林の保全	森林整備等による山地災害防止対策は継続実施中 引続き、地形・植生状況等や保全対象を評価して整備優先を設け、適切な間伐等による森林整備、 地すべり防止事業、治山事業等を進め、森林の適正な管理・保全を図る必要がある。	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態			
	5-1-1	国・県・関係機関等との情報共有体制	国・県・関係機関等との情報共有は、県災害情報システムにより保持 引続き、災害に強いクラウドサービス、市基幹システムのクラウド化、A I・R P A等新技術の導入による情報処理・収集・共有機能の強化について検討が必要である。 また、基幹通信回線の障害対応のため、通信規制及び電話回線の損傷等に備えた情報・通信事業者及び関係団体との連携、衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。	
	5-1-2	市民等への情報伝達の体制	市民・事業者に対する適時適切な災害情報の伝達手段は整備推進中 引続き、通信環境について、耐災害性の強いケーブルテレビネットワーク通信網等の光化の促進、 防災拠点（避難所等）の公衆無線LAN環境等の維持整備を図る必要がある。 通信手段について、市の防災有線告知システム・防災広報メール・LINE・ホームページ、アラート連動の報道・ネット機関、国のJアラート・緊急速報メール等、複数手段を迅速・確実に運用できる市の対策本部広報機能を整備する必要がある。	
	5-1-3	市の情報共有の体制	市庁舎・避難所等の防災拠点等における市職員及び応援部隊の情報共有体制は不十分 対策本部と本庁舎・各支所、避難所等の防災拠点間の通信インフラの確保が必要がある。 職員との情報共有体制（本部会議のTV視聴、共有フォルダでの本部会議資料の閲覧等）が必要である。 応援部隊との情報共有体制（通信インフラの提供、市端末の貸出等）が必要である。 複数領域に及ぶ災害情報の集約化・可視化が必要がある。	
	5-1-4	避難指示の伝達体制	避難指示（緊急）等の市民に対する伝達は概ね整備完了 新たな被害想定（南海トラフ地震、内水・中小河川の氾濫等）、複数手段による伝達等に対応した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の更新整備、伝達体制の確立が必要である。	
	5-1-5	市民等が自ら行動できる情報の提供	市民・事業者が自ら行動できる災害に関する情報提供の体制は整備不十分 市民・事業者の必要がある。とする情報（被害、避難情報、物資供給・医療、交通、電力等ライフライン等、行政の活動、生活再建等）について、状況の進展に応じ提供できる体制の整備が必要である。 特に市民の命に係わる災害時の情報提供についてタイムリーに提供できる体制構築が必要である。 市民・事業者の「いつ・誰が・何をやるのか」を時系列で整理したタイムラインの作成、事業者BCPの整備、市民・事業者に対する出前講座・防災訓練支援により推進する必要がある。	
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止			
	5-2-1	平時からの連携体制	四国電力・四国電力送配電との連携体制は概ね構築完了 平時からの連携、応援協定の実効性向上、被害情報の共有、応急対策時の関係機関等（道路・電気・通信・地権者等）との連携のための体制構築について推進する必要がある。	
	5-2-2	施設の整備	大規模災害による電力等のライフラインの長期停止を回避する施設整備は推進中 引続き、事業者と連携して、施設設備の耐震化・老朽化等防災対策を進める必要がある。	
5-3	石油・液化天然ガス・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止			
	5-3-1	平時からの連携体制	石油・ガス等の事業者との連携体制は未構築 平時からの連携、応援協定の実効性向上、被害情報の共有、供給体制の構築における連携体制について、機能強化が必要である。	
	5-3-2	施設の整備	大規模災害による長期供給停止を回避する施設整備は推進中 引続き、事業者と連携して、施設設備の耐震化・老朽化等防災対策を進める必要がある。	
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止			
	5-4-1	水利用の調整・水源保全	実態に応じた水利用の調整機能を保持するとともに、水源保全について推進中 引続き、水道局・ダム機構・関係事業者と連携した水利用の調整、森林整備・農地保全等による健全な水循環の保全を進める必要がある。	NO 4-6-2

リスク	NO	項目	脆弱性評価	再掲
	5-4-2	下水道の耐震化、防災強化	下水道施設等の耐震化・老朽化対策及び管理体制は計画的に推進中 引続き、上下水道耐震化計画および下水道ストックマネジメント計画に基づく施設整備及び維持管理体制の強化、大雨時の内水排除や応急対策に必要な防災体制の整備を促進する必要がある。	
	5-4-3	浄化槽の防災強化	浄化槽は、老朽化対策を推進中 引続き、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換、適正な維持管理について、促進する必要がある。	
	5-4-4	下水道の復旧体制	大規模被害からの迅速な復旧の体制は整備推進中 引続き、大規模被害からの迅速な復旧を図るため、国・県・関係機関と連携し、下水道施設の業務継続計画（BCP）の整備、関係機関との相互連携、代替手段の確保等、施設等の継続稼働させるための体制を整備する必要がある。	
	5-4-5	し尿の処理体制	し尿の処理の体制は整備中 引続き、大規模災害における、し尿収集業者と連携した、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理体制を整備する必要がある。	
5-5	本州との陸上交通の途絶、瀬戸内海の航路の障害による四国の孤立、四国内幹線道路の障害等による本市の孤立など、基幹的陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響			
	5-5-1	陸上幹線路の強化	幹線路の強化は、計画的に推進中 引続き、幹線路の強化を図るため、緊急輸送道路、避難・救急道路、孤立想定地域における迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化、橋りょう、トンネル、横断歩道橋、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。	
	5-5-2	陸上幹線路の沿線強化	幹線路の沿線強化は、計画的に推進中 引続き、緊急輸送道路に接続する街路事業（市道塩谷小山線）、住宅密集地の市街地及び公園の整備を促進する必要がある。	
	5-5-3	道路啓開の体制	道路啓開の体制は、計画的に推進中 災害対応の優先度に応じた道路啓開のため、県が策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づく訓練の実施、装備資機材の充実、事業者との連携、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。	
	5-5-4	海路の強化	港湾施設等、特に海上輸送拠点となる三島川之江港の耐震化等は、逐次整備中 引続き、耐震強化岸壁、緑地等の整備、その他港湾・漁港施設、海岸保全施設等の定期的な点検、長寿命化計画の策定、計画的な老朽化対策を推進し、四国復興の基盤となる重要港湾を維持する必要がある。	
	5-5-5	海路啓開の体制	海上啓開に係る放置船・沈船の対応は、整備する必要がある。 港湾・河川・漁港の各水域管理者による取り締まり機関との連携による対策を整備する必要がある。	
	5-5-6	代替経路の確保	代替経路の確保は、計画的に推進中 引続き、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線の障害対策として、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確認するための検討をする必要がある。 また、避難道路となる農道や林道の橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を推進する必要がある。	
	5-5-7	鉄道の維持	鉄道の維持は、鉄道軌道事業者等と連携し推進中 鉄道は、避難活動、救護活動、緊急支援助物資等の輸送、復旧活動等を支える交通手段であることから、事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。	
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態			
	6-1-1	事前復興の体制	事前復興ビジョン・地域の合意形成については検討中 市総合計画に示す将来の姿を目標とし、国「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を参考とした整備要領、地域合意形成のための枠組みについて、引続き検討が必要である。	
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態			
	6-2-1	道路啓開等の人材確保	道路啓開等に係る人材確保は、建設業者等が取組中 災害時における各種建設関係団体等が有効に活動できるよう、体制整理を図る必要がある。	
	6-2-2	インフラ復旧等の人材確保	インフラメンテナンス等の地域に精通した建設業の人材確保は、人手不足の状況 事業者の技能労働者等の人材確保・育成を図る必要がある。	
	6-2-3	人材が早期復帰できる環境整備	被災した人材等が復帰できる環境の整備は逐次に整備中 医療・保健、インフラ・ライフライン復旧事業者、物流業者及び事業所の業務再開等の労働力確保のため、保育所等、小・中学校、福祉施設の早期再開に係る計画・体制の整備を図る必要がある。	

リス ク	NO	項 目	脆弱性評価	再掲
	6-2-4	災害ボラン ティアの運用	社会福祉協議会を主体とした災害ボランティアの運用体制は整備中 引続き、社会福祉協議会を主体とした、災害ボランティアコーディネーターの確保、災害ボラン ティアの育成、災害ボランティアの受入れ・運用体制の整備、訓練の実施による実効性向上を図って ゆく必要がある。	
	6-2-5	地域の自立的 な防災・復旧 (農林)	地域の自立的な防災・復旧体制の整備は整備中 引続き、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等 の保全管理による水循環制御機能の維持等、自立的な防災機能の整備（防災拠点、付帯設備等）、復 旧活動等の体制を推進する必要がある。	
	6-2-6	地域の自立的 な防災・復旧 (市民団体)	地域コミュニティ力の強化は推進中 引続き、地域が迅速に復旧・復興するため、自主防災組織、消防団等を中心とし、地域住民・学 校・事業者の協力により、ハザードマップ作成や防災訓練・教育を通じて、防災分野のみならず、地 域課題の解決に取り組む地域協働ネットワークを構築し、地域の平時から顔の見える関係づくりを推 進する必要がある。	
	6-2-7	過疎地域の自 立的な保全	過疎地域における地域の担い手の確保は推進中 被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要があ る人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。	
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			
	6-3-1	災害廃棄物の 処理体制	災害廃棄物の処理体制は概ね整備完了 引続き、関係事業者を含めた定期的な訓練（全般運営の机上訓練、災害廃棄物仮置き場の実動訓練 等）等による実効性向上、訓練結果を反映した「四国中央市災害廃棄物処理計画」の見直し、市の処 理施設が津波・液状化・火災等で被害を受けた場合の代替処置の検討等、災害廃棄物の処理体制の整 備を図る必要がある。	
	6-3-2	処分施設の整 備	老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化対策は推進中 引続き、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る必要がある。	
	6-3-3	関連業者との 連携体制	廃棄物処理関係団体等との連携は強化継続中 引続き、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の実効性向上、廃棄物の回収・運搬要領 （市民は何処に何を出し・業者は何処でどの様に回収等）、連携体制の整備（災害時の業者の可動状 況、処理依頼（優先）、処理状況の把握、連絡調整等）が必要である。	
	6-3-4	災害廃棄物の 仮置き場確保	災害廃棄物を仮置き場の選定は、概ね完了しているが、適宜見直しが必要 引続き、仮置き場リスト（公用地）に関する他の災害用地（応援部隊の拠点、仮設住宅、インフラ 事業者の拠点等）との総合的な配分調整、白紙的な民有地リストの整備を図る必要がある。 また、仮置き場における運営要領（受付・経路・種類別の置場・誘導要領等）・体制について具体 化を図る必要がある。	
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			
	6-4-1	応急危険度判 定の体制	応急危険度判定の体制は整備継続中 被災した宅地や住宅の危険度判定を円滑に進めるため、県と連携して事前に準備を進める必要があ る。	
	6-4-2	被害認定調 査・罹災証明 書発行の体制	迅速な被害認定調査・罹災証明書発行の体制整備は推進中 被災者の生活再開のための迅速な処理、多大な労力が必要とされる業務であり、応援職員の確保及 び効率的運用、業務システムの導入、業務要領の確立（相談窓口、受付、調査、認定等）及び運営体 制の整備が必要である。	
	6-4-3	応急仮設住宅 の供給体制	応急仮設住宅の供給は体制整備中 引続き、建設型仮設住宅の建設に係る事業者との協定、用地リスト整備（他の災害用地との配分調 整、民有地の白紙的リスト）、賃貸型仮設住宅の供与に係る事業者との協定、業務要領・体制（相談 窓口・受付・県との連絡調整・告知等）の確立を図る必要がある。 また、国指針との整合性、資機材等の見積り、物資供給事業者との協定締結等による物資確保、仮 設住宅提供におけるペット対応の検討等について推進する必要がある。	
	6-4-4	応急修理の体 制	被災した住宅の応急修理の体制は整備継続中 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する事業者 との協定締結、業務要領・体制（相談窓口・受付・県との連絡調整・告知等）の確立を図る必要があ る。	
	6-4-5	公費解体の体 制	公費解体の体制整備は推進中 環境省の通知内容の確認、罹災証明・建設・財務・契約・会計部署との連携、制度設計、業者発 注、相談窓口、住民広報、災害廃棄物専門のチームの編成等について実施要領・体制の確立が必要で ある。	

リスク	NO	項目	脆弱性評価	再掲
	6-4-6	事前復興の体制	事前復興ビジョン・地域の合意形成については検討中 市総合計画に示す将来の姿を目標とし、国「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を参考とした整備要領、地域合意形成のための枠組みについて、引続き検討が必要である。	NO 6-1-1
	6-4-7	復旧復興のための地籍明確化	土地境界の明確化、所有者不明土地等の解消等は、継続中 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査、所有者不明土地等の解消等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。	
	6-4-8	被災者の生活 再建支援	被災者の生活再建支援の体制は整理が必要 市民に対する地震保険の加入促進を図る必要がある。 また、経済・生活面の支援、住まいの確保・再建の支援、中小企業・自営業の支援、安全な地域づくりの支援、それらの相談窓口の設置と市民広報等の体制・業務要領について、全庁的な対応体制・業務要領について整備する必要がある。	
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失			
	6-5-1	文化財の耐震 処置	文化財の耐震化等防災対策は推進中 引続き、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。 また、博物館（歴史、芸術、民族、産業、自然科学等）における展示方法や収蔵方法など点検し、展示物や収蔵物の被害を最小限にとどめる対策が必要である。	
	6-5-2	文化財の保護・修復	文化財の保護・修復の備えは推進中 引続き、文化財の修復する技術の伝承と人材の確保・育成が必要がある。 また、文化財の迅速な救出のため、文化財所有者・管理者・保存団体等との連携、定期的に災害対応訓練により、災害対応能力の向上と全庁的な防災体制の強化を図る必要がある。	
	6-5-3	過疎地域の自 立的な保全	過疎地域における地域の担い手の確保は推進中 被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要がある人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。	NO 6-2-7
	6-5-4	環境資産の保 護	森林の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）の維持のため、地域コミュニティの活性化は継続実施中 引続き、地域コミュニティを主体とした、森林保全活動・環境教育を推進する必要がある。 また、森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。	
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態			
	6-6-1	風評被害・信用不安の影響 対策	風評被害・信用不安による地域経済等への影響を防ぐための対策は未処置 SNS・報道等による誤認識、フェイクニュース等による風評被害・信用不安を防止するため、関係機関と連携した、主導的かつ訴求対象に応じた手段による広報の体制整理が必要である。	
	6-6-2	企業の倒産・大量失業等の 対策	企業の倒産・大量失業等の対策は未整備 本市の基幹産業たる製紙・紙加工業の早期回復を図るため、港湾・道路網、工業用水・電力供給、労働者の早期復帰等の環境整備面での対策推進、事前防災としての事象者自らのBCP整備、事業所施設の減災・防災対策等の推進を図る必要がある。	

【資料編】別紙4「リスクシナリオごとの推進方針」

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・工場施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生						
	1-1-1	住宅・建築物の耐震化	住宅・建築物の耐震化等のため、県と連携し、各補助制度による支援、住まいの地震対策講座・戸別訪問等による普及啓発活動等により、更なる促進を図る。 大規模工場の閉鎖に伴う防災への影響について注視する。	○		○	
	1-1-2	防災拠点施設の耐震化	防災拠点（対策本部・支部、消防・警察、指定避難所・指定福祉避難所・指定緊急避難場所、物資拠点、国土交通省事務所等）の更なる減災・防災を図るため、建築物の耐震化のみならず、防災備蓄倉庫、非常用発電機、給水関連設備等について整備を推進する。	○			
	1-1-3	住宅等の総合的な安全対策	県と連携し、家具等転倒対策、感震ブレーカー設置、窓ガラス・外壁等の落下危険物等の飛散・落下防止、既設エレベーターの防災対策、天井脱落防止対策、屋根ふき材の脱落防止対策等を促進する。	○	○	○	
	1-1-4	緊急輸送道路の確保	県と連携し、緊急輸送道路（避難、救急、物資輸送等）の確保及び屋外住民の安全を確保するため、木造住宅密集市街地の整備、沿道建築物の整備、空き家対策、ブロック塀・自動販売機の対策を進める。	○		○	
	1-1-5	大規模造成地の情報共有	大規模盛土造成地の抽出・公表について、マップ等の作成により市民へ情報共有を推進する。	○			
	1-1-6	地域防災力の強化	今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る。 市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る。	○	○	○	
	1-1-7	市民の安否確認・避難者保護の体制	迅速な救助救急・医療・不明者捜索、円滑な避難所等への食料等の物資供給、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を図るため、デジタル新技術を活用した情報通信システムの導入による、限りある職員での、迅速な市民の安否確認・避難者保護等を行える体制構築について検討する。	○			
	1-1-8	情報収集・運用の体制	平時の基礎諸元の整理、有事の情報集約・可視化について検討・整備する。 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化（各課所掌データの全庁的活用） ○発災時の人命救助に係る情報収集手段の強化（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	○			
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生						
	1-2-1	消防力整備	大規模火災に対応した消防団拠点施設整備及び資機材の充実強化のための整備を推進する。	○			
	1-2-2	延焼防止	延焼防止のため、県と連携し、木造住宅密集市街地の整備、緊急輸送路の沿道建築物の整備、老朽化した空き家の除去、市民の意識啓発等を促進する。	○	○	○	
	1-2-3	地域防災力の強化	今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る。 市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る。	○	○	○	NO 1-1-6
	1-2-4	市民の安否確認・避難者保護の体制	迅速な救助救急・医療・不明者捜索、円滑な避難所等への食料等の物資供給、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を図るため、デジタル新技術を活用した情報通信システムの導入による、限りある職員で、迅速な市民の安否確認・避難者保護等を行える体制構築について検討する。	○			NO 1-1-7
	1-2-5	情報収集・運用の体制	平時の基礎諸元の整理、有事の情報集約・可視化について検討・整備する。 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化（各課所掌データの全庁的活用） ○発災時の人命救助に係る情報収集手段の強化（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	○			NO 1-1-8

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生						
	1-3-1	南海トラフ地震臨時情報への対応	R7年度の国の指針に基づき、対応要領について更なる具体化を図る。	○			
	1-3-2	海岸保全施設の整備	堤防・護岸・水門等の海岸保全施設について、発生頻度の高い津波を対象とした耐震化、嵩上げ、液状化対策等を計画的に進めるとともに、背後地の被害軽減方策を検討する。	○			
	1-3-3	水門等の整備	津波到達前における確実な水門等の閉鎖、操作員の安全確保のため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策、陸閘の改修等、水門・樋門の改修を計画的に整備する。	○			
	1-3-4	津波避難の体制	津波避難体制を確立するため、津波避難計画の策定（事業所BCPへの記載を含む）、避難路の整備、津波避難ビル指定の検討、避難訓練等により実効性向上を図る。	○			
	1-3-5	海抜ゼロ地帯等の対策	海抜ゼロメートル地帯・地盤沈下の想定地帯等は、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールについて推進する。	○			
	1-3-6	港湾・漁港の機能強化	港湾・漁港の機能強化、速やかな復旧体制を確保するため、施設の耐震・耐津波・耐浪化等の推進、津波からの避難施設の整備、避難路の整備、業務継続計画（BCP）の策定、訓練による実行性向上を図る。	○	○		
	1-3-7	地域防災力の強化	今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る。 市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る。	○	○	○	NO 1-1-6
	1-3-8	市民の安否確認・避難者保護の体制	迅速な救助救急・医療・不明者捜索、円滑な避難所等への食料等の物資供給、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を図るため、デジタル新技術を活用した情報通信システムの導入による、限りある職員で、迅速な市民の安否確認・避難者保護等を行える体制構築について検討する。	○			NO 1-1-7
	1-3-9	情報収集・運用の体制	平時の基礎諸元の整理、有事の情報集約・可視化について検討・整備する。 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化（各課所掌データの全庁的活用） ○防災時の人命救助に係る情報収集手段の強化（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	○			NO 1-1-8
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）						
	1-4-1	海岸・河川の保全設備の整備	海岸保全施設（堤防・護岸・水門等）、河川管理施設（河川堤防や水門、樋門等）、排水施設（ポンプ場、貯留管等の排水施設）、農業水利施設の補修・整備を推進する。	○			
	1-4-2	海岸・河川の保全設備の維持	海岸・河川の保全設備の維持管理のため、水門や樋門、ダム等の河川構造物の定期点検、パトロール等を通じた効率的な維持管理の体制の構築、港湾・河川の堆積土砂の撤去事業、省力化・高度化推進による操作者の安全確保対策、施設の長寿命化対策について推進する。	○			
	1-4-3	浸水の臨機処置	突発的な浸水に臨機対応するため、臨時ポンプの設置を検討・設置を推進する。	○			
	1-4-4	中小河川・内水浸水リスクの周知	中小河川・内水氾濫を含めたハザードマップの整備による周知、特に国の指針に基づく適宜の情報更新への対応について、デジタル化（WEB版等）での整備について検討する。 また、水防団、多数に及ぶ水門等の管理団体との連携について検討し、訓練等により実効性向上を図る。	○			
	1-4-5	ため池等の対策	農業用ダム・ため池等が、大規模地震、台風・豪雨等により決壊し住民への被害を防止するため、耐震化等の防災対策、排水機場や一定規模以上の農道橋等について耐震対策を推進する。	○			

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
	1-4-6	ダム事業者等関係機関との連携	ダム事業者との連携体制の維持・強化、住民を含めた避難訓練の実施により、実効性向上を図る。	○	○	○	
	1-4-7	地域防災力の強化	今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る。 市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る。	○	○	○	NO 1-1-6
	1-4-8	市民の安否確認・避難者保護の体制	迅速な救助救急・医療・不明者捜索、円滑な避難所等への食料等の物資供給、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を図るため、デジタル新技術を活用した情報通信システムの導入による、限りある職員での、迅速な市民の安否確認・避難者保護等を行える体制構築について検討する。	○			NO 1-1-7
	1-4-9	情報収集・運用の体制	平時の基礎諸元の整理、有事の情報集約・可視化について検討・整備する。 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化（各課所掌データの全庁的活用） ○発災時の人命救助に係る情報収集手段の強化（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	○			NO 1-1-8
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生						
	1-5-1	地すべり等の対策	砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を、国・県等と連携し、推進する。	○			
	1-5-2	太陽の家の防災対策	土砂災害警戒区域に立地し老朽化が著しい「太陽の家」の防災対策のため、施設更新と防災的機能の充実を引続き推進する。	○			
	1-5-3	土砂災害リスクの周知	県による土砂災害警戒区域等に基づく、ハザードマップの修正を実施するとともに、市民に対する周知を出前講座等により引続き実施し、防災・減災意識の高揚を図る。	○	○	○	
	1-5-4	2次災害防止の体制	湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、情報収集体制（深層崩壊や地滑り等の発生、天然ダム等の形成等）、迅速な避難区域の見張り、避難指示の通知体制について整備する。	○			
	1-5-5	地域防災力の強化	今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る。 市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る。	○	○	○	NO 1-1-6
	1-5-6	市民の安否確認・避難者保護の体制	迅速な救助救急・医療・不明者捜索、円滑な避難所等への食料等の物資供給、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を図るため、デジタル新技術を活用した情報通信システムの導入による、限りある職員での、迅速な市民の安否確認・避難者保護等を行える体制構築について検討する。	○			NO 1-1-7
	1-5-7	情報収集・運用の体制	平時の基礎諸元の整理、有事の情報集約・可視化について検討・整備する。 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化（各課所掌データの全庁的活用） ○発災時の人命救助に係る情報収集手段の強化（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	○			NO 1-1-8
2-1	自衛隊、消防、警察、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、本市への進出経路の途絶、市内の道路障害による活動阻害						
	2-1-1	消防の訓練、他機関との連携	消防団員の訓練の充実、他機関との連携訓練について継続する。	○		○	
	2-1-2	大規模災害に対応した機材	大規模災害時に対応した救助資機材や救助工作車両等の整備を、計画的に推進する。	○			

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
	2-1-3	地域防災力の強化	今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る。 市民に対し救命講習・出前講座等を実施して、市民の防災力（意欲・技術）の向上を図る。	○	○	○	NO 1-1-6
	2-1-4	応援部隊の活動基盤	応援部隊の効果的活動のため、情報提供（市の全般状況、本市進出に係る経路障害・予備経路、活動拠点等）、依頼業務の見積り、補給、通信連絡等の活動基盤の提供についての体制整備を推進する。	○			
	2-1-5	応援部隊の進出経路等の確保	応援部隊の効果的活動のため、市への進出のための緊急輸送路等の確保、市内での活動のための古くからの密集住宅地の整備、緊急輸送道路の整備、沿道建築物・ブロック塀対策等を推進する。	○	○	○	
	2-1-6	情報収集・運用の体制	平時の基礎諸元の整理、有事の情報集約・可視化について検討・整備する。 ○平時からの防災基礎情報のデータベース化（各課所掌データの全庁的活用） ○防災時の人命救助に係る情報収集手段の強化（情報収集計画による効率的な巡視、各種センサー・カメラ、ドローン等、関係機関の活用、市民・事業者からの通報等） ○対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制（対処方針の決定、有限な職員・部隊等の効率的運用、国等への要請の元となる情報、複数領域の情報の可視化（空間・時間軸）、関係機関・市職員との情報共有）	○			NO 1-1-8
2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、市の孤立による支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺						
	2-2-1	災害医療体制の整備	災害医療体制の充実強化について、災害医療コーディネーターを核心とした、総合的な災害医療体制の整備を図る。	○	○		
	2-2-2	市の医療力・応援の医療力の運用の体制	迅速な市の医療救護組織の展開、DMAT（災害派遣医療チーム）・DPTA（災害派遣精神医療チーム）の受入れ・運用のため、EMISS（広域災害救急医療情報システム）・DMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）を活用した運用体制を整備する。	○	○		
	2-2-3	医療ルートの確保	建物の倒壊等による医療機関等へのルート、避難路、緊急輸送路等の確保のため、沿道沿いの耐震化、火災延焼の防止、狭い道路の拡幅整備事業を推進するとともに、沿道建築物の所有者等に対する耐震化の理解促進及び耐震改修促進法に基づく指導等を行い、市街地の形成を図る。	○	○	○	
	2-2-4	広域搬送体制の整備	重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、県と連携し、医療機能が不足した場合の手段の確保（ドクターヘリ、消防防災ヘリ等）について、より実効性ある運用体制の構築を図る。	○			
	2-2-5	医薬品等の供給調達体制	医療品・医療資機材の供給・調達に体制構築のため、平時からの役割分担等の明確化、災害時の適切かつ迅速な供給体制を構築を図る。	○	○		
	2-2-6	慢性疾患者の対応体制の整備	難病患者等の慢性疾患患者に対する迅速な対応体制を確立するため、医療機関等に対する支援体制を整備する。	○	○		
	2-2-7	医療・福祉施設の機能強化	医療・福祉施設等の機能強化を図るため、平時からの医療・福祉機関等の整備状況の把握、負傷者受入スペースの確保、防災備蓄倉庫、非常用発電機、給水関連施設について整備を推進する。	○	○		
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生						
	2-3-1	避難所の体制	最大の避難者想定に対応した避難所の確保（特に福祉避難所）、国の指針に基づく避難所環境の整備、自主運営に係る人材確保（自主防災組織・防災士及び市職員）及び運営体制の整備する。 市全般的避難所管理の体制（対策本部による掌握・統制、日々の避難者状況・施設運営状況、ニーズ把握、人事管理、情報システム、マニュアル整備等）を整備する。 一般避難所（学校、保育所等）、福祉避難所（高齢者、障がい者）の施設について、耐震化・水害対策強化、自家発電設備、ブロック塀等について防災・減災対策を推進する。	○			
	2-3-2	備蓄品の整備	国の備蓄品に関する指針に基づき、避難所の地域特性、特に孤立の可能性等の有無に応じ、防災備蓄（資器材・防災倉庫）について見直し・検討を行い整備する。	○	○	○	

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
	2-3-3	要支援者の支援体制	避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の整備、支援体制の構築する。 また、平時からの支援対象者の掌握、応援職員の運用体制（計画・マニュアル・システム等）について整備する。	○			
	2-3-4	保健衛生の体制	発災直後からの保健活動（健康状態把握、感染症予防、メンタルケア等）のため、市の体制の整備、県と連携したDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する。	○			
	2-3-5	避難所の特性に応じた運営	避難所の特性に応じた運営体制を構築するため、地域住民（自主防災組織等）を主体とし「避難所ごとの運営マニュアル」の整備を通じた、施設管理者との調整、高齢者・女性等多様性への対応、国の指針に基づく環境整備等について推進する。	○	○	○	
	2-3-6	災害関連死の防止	避難の長期化に対応した環境（間仕切り、通路、トイレ、食事、空調等）、コミュニティ・役割付与、保健衛生、生活再建の情報提供・相談窓口等について検討し整備を推進する。	○	○	○	
2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止							
	2-4-1	食料等の物流体制	最悪の事態に対応した食料等の備蓄を図るため、国・県・関係団体からの物資支援と市民・事業所の備蓄等を総合的に判断し、市としての備蓄品目・数量、調達サイクル、保管場所・要領（防災倉庫新設）、総合物流（事業者との流通備蓄による供給協定も含む）について検討・計画策定し、整備を推進する。	○	○	○	
	2-4-2	長期断水の対策	水道施設の耐震化や老朽化対策について、水道施設の計画的な整備、地下水・雨水・再生水など多様な水源利用についての検討を推進する。	○			
	2-4-3	電力の確保	電力供給の途絶への対応を図るため、防災拠点・事業所施設・家庭における自家発電設備、燃料タンクの設置、蓄電池システム、電気自動車（EV）等の導入について推進する。	○	○	○	
	2-4-4	燃料の確保	燃料供給体制を構築するため、石油商業組合等の関係団体との協定内容の確認、情報交換の場の設定等により実効性ある体制構築を推進する。	○	○		
	2-4-5	関係団体による物資供給、インフラ復旧	応援協定に基づく飲料水・食料・各種資材の供給及びインフラの応急復旧の連携体制を構築するため、被応援機能の整理、各団体等と平時から連携する担当部署の明確化、定期的な会合・訓練を設定する等を実施する。	○	○		
2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱							
	2-5-1	安否情報の通信環境	帰宅困難者と家族等との間における安否情報等の通信環境を提供するため、一時避難のための防災公園、避難所等の公共的施設の公衆無線LAN環境等を整備する。	○			
	2-5-2	帰宅困難者等の収容	避難者・徒歩帰宅者の収容及び支援のため、一時避難に関する場所等の情報提供、トイレ・水食料の提供のための公園緑地の整備、県と連携した災害時帰宅支援ステーション体制（コンビニエンスストア・飲食店等との協定締結）について推進する。	○	○		
	2-5-3	帰宅困難解消のための交通	帰宅に必要な交通インフラの早期復旧のため、関係機関や事業者等と連携し、道路・港湾・鉄道の早期復旧計画・体制を整備する。	○	○		
	2-5-4	帰宅困難者の把握・対応体制	帰宅困難者（従業員・観光客・学校等）の発生に関する情報収集のため、事業所・学校・交通機関・宿泊施設等と連携した情報収集・対策処置の体制について整備する。	○	○		
2-6 山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態							
	2-6-1	孤立地域との連絡線の整備	陸路・空路による救出救助、物資輸送等のため、県と連携したヘリコプター支援受け・運用体制、ヘリポート（特に自衛隊大型ヘリコプター）・ホイスト可能場所の確保、ヘリサインの継続的な整備を推進する、 また、幹線市道の法面やトンネルの耐震化など陸路の整備を推進する。	○			
	2-6-2	早期連絡回復の体制	早期の孤立解消のため、国・県・民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制の確立、林道・林道橋等の整備による代替経路の整備を推進する。	○	○	○	
	2-6-3	孤立に備えた地域の体制	孤立集落の一定期間持続可能な環境整備のため、地域特性に応じた予想孤立地域の見直し、衛星携帯電話等の通信手段の配置、長期間に対応した食料・電源・燃料等の備蓄品の整備、訓練等を実施する。	○		○	
	2-6-4	避難ルート選定、要配慮者支援の体制	緊急時の避難ルートの確保、災害時要配慮者への支援等を図るため、多数・長期間の孤立地域への対応要領についての検討、県・関係機関と連携した訓練を推進する。	○			
2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生							
	2-7-1	保健衛生の体制	疾病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種、感染症の早期把握・まん延防止の計画整備及び体制確立、訓練等を推進する。	○	○		

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
	2-7-2	衛生環境の維持	汚水処理施設等の機能停止に伴う、公衆衛生問題や感染症の発生を防止のため、下水道施設の耐震化等の災害予防的的確な維持管理、生活排水対策等について計画的に推進する。	○	○		
	2-7-3	多数遺体への対応	多数の死者が発生した場合への対応のため、警察・医療機関との連携、遺体安置所の確保、身元確認、葬儀業者の協力受け（ご遺体処置、保管、輸送等）、広域火葬体制、火葬困難時の処置等についての整備を図る。	○	○		
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱						
	3-1-1	治安対策	警察力の低下、地域の孤立による治安悪化（市民の不安、行政不信、窃盗、物資不足に起因）の防止・対策のため、警察と連携し、市長による明確な情報発信、各機関との協力、自治組織の組織化について検討する。 また、避難者の窃盗等への不安から被災家屋での生活による災害関連死を間接的に防止する。	○	○	○	
	3-1-2	人心対策	流言・SNS等フェイクニュースによる混乱に対応するため、国・県及び関係機関と連携した対策の実施及び各自治会等との意思疎通を図る体制を構築する。	○	○	○	
3-2	被災による市職員の不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態						
	3-2-1	市の対応体制（BCP・人事運用）	業務継続計画（BCP）の継続的な見直し整備及び訓練等による職員への徹底を図り、状況の進展に応じた有事業務と平時業務に対する業務努力の配分及び実効性向上を図る。 更に、不足が予想される人的資源の効率的運用のため、各災害部署の業務負荷・全職員の状況を把握、本部会議の指針に基づく柔軟な人事運用を可能とする人事管理体制を検証・構築する。	○			
	3-2-2	行政施設の維持	本市施設の耐震化等の防災対策について、公共施設等総合管理計画、長寿命化計画等に基づき、整備を推進する。	○			
	3-2-3	職員の安否確認と初動対応	市の初動時の対応を適切に行うため、非常時の参集要領・安否確認要領の具体化、各種災害対応マニュアルの整備、初動対処訓練等による職員の行動徹底により実効性向上を図る。	○			
	3-2-4	行政データの管理	社会経済活動の基盤である蓄積である行政文書等（紙媒体、電子データ、その他）の損失防止のため、分散管理等を推進する。	○			
	3-2-5	市の対応体制（継続環境）	不足する職員で長期間継続するため、防災拠点である庁舎・消防施設等におけるライフラインの確保、対策本部の情報集約・可視化による省力化システムの検討、通信手段の整備による職員の効率的運用、職員の長期従事環境（食・寝等）の整備、応援部隊・職員を含めた執務・調整の環境の整備等を推進する。	○			
	3-2-6	受援計画の整備、人事運用	災害時発生する多彩な業務、職員の低参集、各部署のニーズを踏まえ、応援職員の運用、宿泊等の基盤付与を検討し、相互応援協定の実効性向上により、人事体制の構築を図る。 ※応援職員の基本運用は、一般：避難所運営・物資対応・被害認定調査等、技術：公共土木施設災害応急対策等	○			
	3-2-7	応援部隊等を含めた総合運用の体制	応援部隊（警察・消防・自衛隊、TEC-FORCE、DMAT等）、応援職員（他市町）を、総合的に運用するため、本部会議を結節とした意思決定・進捗管理・情報共有等による業務サイクルの確立、応援部隊等とのコミュニケーションツール（地図・情報システム・通信・執務室の提供・調整所の設置）の整備、人的物的資源・活動拠点の配分・支援が行えるよう、体制を整備する。	○			
	3-2-8	市単独での地震火災対応	県内各地で同時発生し市単独での地震火災等に対処するため、消防の機能強化、消防施設の耐震化・資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保、状況に応じた消火優先の判断等、対策を着実に進める。	○			
4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態						
	4-1-1	事業所の強靱化	事業者の事業継続計画（サプライチェーンの検討を含む）、事業所の防災体制、災害備蓄等の整備、従業員に対する防災教育・訓練について啓発する。 多数の従業員を有する大規模事所等に対し、災害情報の提供について検討する。		○		
	4-1-2	農水産業者BCP（流通体制）	農業や漁業における事業継続のため、農業協同組合・漁業協同組合と連携し、流通体制、その他必要な支援について推進する。		○		
4-2	重油タンク・高圧ガス・有害物質貯蔵施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出						

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
	4-2-1	有害物質管理（平時）	事業者の有害物質の流出防止のため、保管状況・設備の点検・指導、事故対応マニュアルの整備、関係機関との対処訓練を推進するとともに、閉鎖工場の管理状況について監督する。	○	○		
	4-2-2	有害物質管理（発生時）	事業者の有害物質流出に対応するため、事象発生の察知、市への通報、市と事業者との連携要領、市民への告知と避難等の整備について推進する。	○	○		
4-3 海上輸送、陸上輸送の機能停止による企業の生産活動への甚大な影響							
	4-3-1	陸上幹線路の強化	幹線路の強化を図るため、緊急輸送道路、避難・救急道路、孤立想定地域における迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化、橋りょう、トンネル、横断歩道橋、舗装、法面等の保全を推進する。	○			NO 5-5-1
	4-3-2	陸上幹線路の沿線強化	緊急輸送道路を確保するため、街路事業（市道塩谷小山線）、住宅密集地の市街地及び公園の整備を促進する。	○			NO 5-5-2
	4-3-3	道路啓開の体制	災害対応の優先度に応じた道路啓開のため、県が策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づく訓練の実施、装備資機材の充実、事業者との連携、情報収集・共有等の体制整備を推進する。	○	○		NO 5-5-3
	4-3-4	海路の強化	港湾施設等、特に海上輸送拠点となる三島川之江港の耐震化を図るため、耐震強化岸壁、緑地等の整備、その他港湾・漁港施設、海岸保全施設等の定期的な点検、県との連携による長寿命化・老朽化対策の推進により、四国復興の基盤となる重要港湾を維持する。	○			NO 5-5-4
	4-3-5	海路啓開の体制	海上啓開の障害となる放置船・沈船への対応を図るため、港湾・河川・漁港の各水域管理者による取り締まり機関との連携による対策を整備する。	○	○		NO 5-5-5
	4-3-6	代替経路の確保	代替経路の確保するため、国や県、関係機関等と連携し、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線の障害対策について総合的に検討する。 また、避難道路となる農道や林道の橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等々の防災対策を推進する。	○			NO 5-5-6
	4-3-7	鉄道の維持	鉄道は、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動を支える交通手段であることから、事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。		○		NO 5-5-7
4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響							
	4-4-1	金融・郵便・物流等	金融サービス・郵便・物流等の機能維持を図るため、施設・通信等の整備、事業継続計画（BCP）の策定、建物耐震化、システムバックアップ、情報通信、電源の確保、市域の被害情報の共有等について推進する。		○		
4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響							
	4-5-1	食料等の安定供給の体制	食料等の安定供給を図るため、小売事業者との災害協定等に基づく流通基盤の確保、卸売市場施設の防災・減災のための整備、農業協同組合や漁業協同組合等と連携した生産基盤の維持、それらを平時から推進する体制の構築（担当部署の明示等）について推進する。	○	○		
	4-5-2	農林水産業者の生産継続	農林水産業の被害の最小化、速やかな生産基盤の復旧を図るため、農林水産事業者の事業継続計画（BCP）の策定、営農環境の整備（農集落の道整備・公共施設の整備・ハウス補強等）、野生鳥獣の侵入対策、営農飲雑用水施設の整備（遠隔監視システムを含む）等について推進する。		○		
	4-5-3	大規模物流の運営	大規模な物資緊急輸送に対応するため、物資輸送体制の確立（物流網、倉庫管理、ニーズ把握・物資調達を含む）、輸送事業者との連携、施設の確保、それらを平時から推進する体制の確立（担当部署の明示等）、訓練・情報共有により実効性向上を図る。	○	○		
	4-5-4	陸上幹線路の強化	幹線路の強化を図るため、緊急輸送道路、避難・救急道路、孤立想定地域における迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化、橋りょう、トンネル、横断歩道橋、舗装、法面等の保全を推進する。		○		NO 5-5-1
	4-5-5	陸上幹線路の沿線強化	緊急輸送道路を確保するため、街路事業（市道塩谷小山線）、住宅密集地の市街地及び公園の整備を促進する。		○		NO 5-5-2
	4-5-6	道路啓開の体制	災害対応の優先度に応じた道路啓開のため、県が策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づく訓練の実施、装備資機材の充実、事業者との連携、情報収集・共有等の体制整備を推進する。				NO 5-5-3

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
	4-5-7	海路の強化	港湾施設等、特に海上輸送拠点となる三島川之江港の耐震化を図るため、耐震強化岸壁、緑地等の整備、その他港湾・漁港施設、海岸保全施設等の定期的な点検、県との連携による長寿命化・老朽化対策の推進により、四国復興の基盤となる重要港湾を維持する。	○	○		NO 5-5-4
	4-5-8	海路啓開の体制	海上啓開の障害となる放置船・沈船への対応を図るため、港湾・河川・漁港の各水域管理者による取り締まり機関との連携による対策を整備する。	○	○		NO 5-5-5
	4-5-9	代替経路の確保	代替経路の確保するため、国や県、関係機関等と連携し、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線の障害対策について総合的に検討する。 また、避難道路となる農道や林道の橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等々の防災対策を推進する。				NO 5-5-6
4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響							
	4-6-1	渇水対策	渇水対策のため、現行の市の渇水対策本部体制をもって、早期・計画的な工業用水・飲料水等の確保のため調整、実効性ある給水体制の確立について推進する。	○	○		
	4-6-2	水利用の調整 水源保全	水利用の調整、水源保全のため、水道局・ダム機構・関係事業者と連携した水利用の調整、森林整備・農地保全等による健全な水循環の保全について推進する。	○	○		
4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下							
	4-7-1	土砂災害防止	農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を保持するため、農地・水路・農道等を適切に整備して被害軽減を図るための施策を推進する。	○	○		
	4-7-2	農地の保全	農地の湛水被害対策のため、湛水防除施設の整備、長寿命化対策計画に基づく整備を推進する。	○	○		
	4-7-3	農業の維持	農地の被害を軽減するため、関係団体が連携し、耕作放棄地の発生防止及び解消対策についての各種取り組みを推進する。	○	○		
	4-7-4	森林の保全	山地災害防止のため、地形・植生状況等や保全対象を評価して整備優先を設け、適切な間伐等による森林整備、地すべり防止事業、治山事業等を進め、森林の適正な管理・保全を図る。	○	○		
5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態							
	5-1-1	国・県・関係機関等との情報共有体制	国・県・関係機関等との情報共有を維持するため、災害に強いクラウドサービス、市基幹システムのクラウド化、A I ・ R P A 等新技術の導入による情報処理・収集・共有機能の強化について検討する。 また、基幹通信回線の障害対応のため、通信規制及び電話回線の損傷等に備えた情報・通信事業者及び関係団体との連携、衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する。	○			
	5-1-2	市民等への情報伝達の体制	市民・事業者に対する適時適切な災害情報の伝達手段を確保するため整備を推進する。 ○耐災害性の強いケーブルテレビネットワーク通信網等の光化の促進、防災拠点（避難所等）の公衆無線LAN環境等の維持整備 ○市の防災有線告知システム・防災広報メール・LINE・ホームページ、アラート連動の報道・ネット機関、国のアラート・緊急速報メール等、複数手段を迅速・確実な運用できる本部体制の整備	○			
	5-1-3	市の情報共有の体制	市庁舎・避難所等の防災拠点等における市職員及び応援部隊の情報共有体制について検討する。 ○対策本部と本庁舎・各支所、避難所等の防災拠点間の通信インフラの整備 ○職員との情報共有体制（本部会議のTV視聴、共有フォルダでの本部会議資料の閲覧等） ○応援部隊等との情報共有体制（通信インフラの提供、市端末の貸出等） ○複数領域に及ぶ災害情報の集約化・可視化	○			
	5-1-4	避難指示の伝達体制	市民に対し避難指示（緊急）等を適時適切に伝達するため、国・県による新たな被害想定（南海トラフ地震、内水・中小河川の氾濫等）の反映、複数手段による伝達、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の修正等について推進する。	○			

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
	5-1-5	市民等が自ら行動できる情報の提供	市民・事業者が自ら行動できる災害情報を提供するため、市民・事業者の必要とする情報（被害、避難情報、物資供給、医療、交通、電力、ライフライン等、行政の活動、生活再建等）、特に市民の命に係わる情報の提供体制を構築する。 また、市民・事業者の「いつ・誰が・何をするのか」を時系列で整理したタイムラインの作成、事業者BCPの整備、出前講座・防災訓練等により推進する。	○	○	○	
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止						
	5-2-1	平時からの連携体制	四国電力・四国電力送配電との連携強化を図るため、平時からの連携、応援協定の实效性向上、被害情報の共有、応急対策時の関係機関等（道路・電気・通信・地権者等）との連携についての体制構築を推進する。		○		
	5-2-2	施設の整備	大規模災害による電力等のライフラインの長期停止を回避するため、国・事業者が行う施設設備の耐震化・老朽化等防災対策の推進について協力する。		○		
5-3	石油・液化天然ガス・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止						
	5-3-1	平時からの連携体制	石油・ガス等の事業者との連携体制の維持向上を図るため、平時からの応援協定の实效性向上、被害情報の共有、供給体制の構築における連携体制について推進する。		○		
	5-3-2	施設の整備	大規模災害による長期供給停止を回避するため、国・事業者が行う施設設備の耐震化・老朽化等防災対策の推進について協力する。		○		
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止						
	5-4-1	水利用の調整・水源保全	水利用の調整、水源保全のため、水道局・ダム機構・関係事業者と連携した水利用の調整、森林整備・農地保全等による健全な水循環の保全について推進する。	○	○		NO 4-6-2
	5-4-2	下水道の耐震化、防災強化	下水道施設等の耐震化・老朽化対策のため、四国中央市上下水道耐震化計画および下水道ストックマネジメント計画に基づく施設整備及び維持管理体制の強化、大雨時の内水排除や応急対策に必要な防災体制の整備を促進する。	○			
	5-4-3	浄化槽の防災強化	老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換、適正な維持管理について促進する。	○			
	5-4-4	下水道の復旧体制	大規模被害からの迅速な復旧を図るため、国・県・関係機関と連携し、下水道施設の業務継続計画（BCP）の整備、関係機関との相互連携、代替手段の確保等、施設等の継続稼働させるための体制を整備する。	○	○		
	5-4-5	し尿の処理体制	大規模災害における、関係事業者との連携体制を確立し、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理体制を整備する。	○	○		
5-5	本州との陸上交通の途絶、瀬戸内海の航路の障害による四国の孤立、四国内幹線道路の障害等による本市の孤立など、基幹的陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響						
	5-5-1	陸上幹線路の強化	幹線路の強化を図るため、緊急輸送道路、避難・救急道路、孤立想定地域における迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化、橋りょう、トンネル、横断歩道橋、舗装、法面等の保全を推進する。	○			
	5-5-2	陸上幹線路の沿線強化	緊急輸送道路を確保するため、街路事業（市道塩谷小山線）、住宅密集地の市街地及び公園の整備を促進する。	○			
	5-5-3	道路啓開の体制	災害対応の優先度に応じた道路啓開のため、県が策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づく訓練の実施、装備資機材の充実、事業者との連携、情報収集・共有等の体制整備を推進する。	○	○		
	5-5-4	海路の強化	港湾施設等、特に海上輸送拠点となる三島川之江港の耐震化を図るため、耐震強化岸壁、緑地等の整備、その他港湾・漁港施設、海岸保全施設等の定期的な点検、県との連携による長寿命化・老朽化対策の推進により、四国復興の基盤となる重要港湾を維持する。	○			
	5-5-5	海路啓開の体制	海上啓開の障害となる放置船・沈船への対応を図るため、港湾・河川・漁港の各水域管理者による取り締まり機関との連携による対策を整備する。	○	○		
	5-5-6	代替経路の確保	代替経路の確保するため、国や県、関係機関等と連携し、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線の障害対策について総合的に検討する。 また、避難道路となる農道や林道の橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等々の防災対策を推進する。	○			
	5-5-7	鉄道の維持	鉄道は、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。		○		
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態						

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
	6-1-1	事前復興の体制	事前復興ビジョン・地域の合意形成を図るため、市総合計画に示す将来の姿を目標とし、国「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を参考とした整備要領、地域合意形成のための枠組みについて、引続き検討する。	○	○	○	
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態						
	6-2-1	道路啓開等の人材確保	道路啓開等を迅速に実施するため、建設関係団体による人材確保を支援する体制を整備する。		○		
	6-2-2	インフラ復旧等の人材確保	インフラメンテナンス等を迅速に実施するため、各民間事業所による「地域に精通した技能労働者等」の人材確保・育成を支援する体制を整備する。		○		
	6-2-3	人材が早期復帰できる環境整備	災害時特に必要とされる事業所（医療・保健、インフラ・ライフライン、物流）、地域の経済活動を担う事業所に、被災した人材等が早期に職場復帰できるよう、保育所等、小・中学校及び福祉施設の早期再開を図る等の環境を整備する。	○			
	6-2-4	災害ボランティアの運用	社会福祉協議会を主体とした、災害ボランティアコーディネーターの確保、災害ボランティアの育成、災害ボランティアの受入れ・運用体制の整備、訓練の実施により実効性向上を図る。			○	
	6-2-5	地域の自立的な防災・復旧（農林）	地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の保全管理による水循環制御機能の維持等、自立的な防災機能の整備（防災拠点、付帯設備等）、復旧活動等の体制を整備する。			○	
	6-2-6	地域の自立的な防災・復旧（市民団体）	地域が迅速に復旧・復興するため、自主防災組織、消防団等を中心とし、地域住民・学校・事業者の協力により、ハザードマップ作成や防災訓練・教育を通じて、防災分野のみならず、地域課題の解決に取り組む地域協働ネットワークを構築し、地域コミュニティ力の強化を図る。			○	
	6-2-7	過疎地域の自立的な保全	過疎地域の被災により住民が流出し復興が困難となる可能性があることから、地域外からの移住を促進し、地域の担い手として必要な人材確保を図る。			○	
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態						
	6-3-1	災害廃棄物の処理体制	災害廃棄物の処理体制を構築するため、関係事業者を含めた定期的な訓練（全般運営の机上訓練、災害廃棄物仮置き場の実動訓練等）等による実効性向上、訓練結果を反映した「四国中央市災害廃棄物処理計画」の見直しを推進する。 一般廃棄物処理施設の防災機能の強化、津波・液状化・火災等で被害を受けた場合の代替処置の検討等を推進する。	○	○	○	
	6-3-2	処分施設の整備	災害ごみの円滑な処理を図るため、老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化対策による災害時の故障リスクを低減について推進する。	○			
	6-3-3	関連業者との連携体制	廃棄物処理関係団体等との連携強化を図るため、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の実効性向上、廃棄物の回収・運搬要領（市民は何処に何を出し・業者は何処でどの様に回収等）、連携体制の整備（災害時の業者の可動状況、処理依頼（優先）、処理状況の把握、連絡調整等）について推進する。	○	○		
	6-3-4	災害廃棄物の仮置き場確保	災害廃棄物の仮置き場を確保するため、他の災害用地（応援部隊の拠点、仮設住宅、インフラ事業者の拠点等）との配分調整、白紙的な民有地リストの整備について推進する。 また、仮置き場の運営要領（受付・経路・種類別の置場・誘導要領等）について具体化を図る。	○			
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態						
	6-4-1	応急危険度判定の体制	被災した宅地や住宅の危険度判定を円滑に進めるため、県と連携し、事前の応急危険度判定の体制を整備する。	○			
	6-4-2	被害認定調査・罹災証明書発行の体制	被災者の迅速な生活再開を支援するため、被害認定調査・罹災証明書の発行業務について、応援職員の確保及び人事運用、システム導入による業務の効率化、業務要領の確立（相談窓口、受付、調査、認定等）等の体制を整備する。	○			
	6-4-3	応急仮設住宅の供給体制	迅速な応急仮設住宅の供給のため、建設型仮設住宅の建設に係る事業者との協定、用地リスト整備（他の災害用地との配分調整、民有地の白紙的リスト）、賃貸型仮設住宅の供与に係る事業者との協定、業務要領・体制（相談窓口・受付・県との連絡調整・告知等）の確立を図る。 また、国の指針に基づく必要資機材等の見積り、物資供給事業者との協定締結等による物資確保、仮設住宅提供におけるペット対応の検討等について推進する。	○			

リスク	NO	項目	推進方針	実施主体			再掲
				市	事業者	市民	
	6-4-4	応急修理の体制	住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する事業者との協定締結、業務要領・体制（相談窓口・受付・県との連絡調整・告知等）について確立を図る。	○			
	6-4-5	公費解体の体制	公費解体の体制を整備するため、環境省通知の確認、罹災証明・建設・財務・契約・会計部署との連携、制度設計、業者発注、相談窓口、住民広報、災害廃棄物専門のチームの編成等について推進する。	○			
	6-4-6	事前復興の体制	事前復興ビジョン・地域の合意形成を図るため、市総合計画に示す将来の姿を目標とし、国「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を参考とした整備要領、地域合意形成のための枠組みについて、引き続き検討する。	○	○	○	NO 6-1-1
	6-4-7	復旧復興のための地籍明確化	災害後の円滑な復旧復興を図るため、地籍調査を推進し、土地境界・所有者等の明確化を図る。	○			
	6-4-8	被災者の生活再建支援	被災者の生活再建支援のため、平素の市民に対する地震保険の加入促進、被災時の経済・生活面の支援、住まいの確保・再建の支援、中小企業・自営業の支援、安全な地域づくりの支援、それらの相談窓口の設置と市民広報等の体制・業務要領について整備する。	○			
6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失							
	6-5-1	文化財の耐震処置	文化財の被害最小限化を図るため、文化財の耐震化等の防災対策を推進するとともに、博物館（歴史、芸術、民族、産業、自然科学等）における展示方法や収蔵方法など点検等について推進する。	○			
	6-5-2	文化財の保護・修復	文化財の保護・修復の備えのため、文化財の修復する技術の伝承と人材の確保・育成を図るとともに、文化財の迅速な救出のため、文化財所有者・保存団体等と連携した防災訓練について推進する。	○	○		
	6-5-3	過疎地域の自立的な保全	過疎地域の被災により住民が流出し復興が困難となる可能性があることから、地域外からの移住を促進し、地域の担い手として必要な人材確保を図る。			○	NO 6-2-7
	6-5-4	環境資産の保護	森林の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）の維持のため、地域コミュニティの活性化を主体とした、森林保全活動・環境教育を推進する。 また、森林の整備にあたっては、鳥獣害、森林病虫害等の対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。	○	○	○	
6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態							
	6-6-1	風評被害・信用不安の影響対策	風評被害・信用不安による地域経済等への影響を防ぐため、関係機関と連携し、SNS・報道等の誤認識、フェイクニュース等への適切な対応、主導的かつ訴求対象に応じた手段による広報の体制を整備する。	○			
	6-6-2	企業の倒産・大量失業等の対策	企業の倒産・大量失業等を防止するため、港湾・道路網・工業用水・電力供給等の早期復旧、労働者の早期復帰等の支援による環境整備、事前防災としての事業者BCPの整備、事業所施設の減災・防災対策を推進し、製紙・紙加工業の基幹産業の早期回復を支援する体制を整備する。	○	○	○	

【資料編】別紙5「個別事業等一覧」

リスク	推進方針項目		個別事業等		重要業績指標 (KPI)	重点	現状値 (R6年度末)	目標値 (完了年度)	担当課	対象交付金 補助金等	再掲
				事業期間							
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・工場施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生										
	1-1-1	住宅・建築物の耐震化	1	四国中央市耐震改修促進計画	R4～R7	住宅耐震化率	●	90% (R7)	95% (R12)	建築住宅課	
			2	大規模工場の閉鎖に伴う防災への影響の注視	R8～R9	—	●	—	—	防災課 (産業支援課) (予防課)	
	1-1-2	防災拠点施設の耐震化	1	市防災備蓄倉庫の整備(検討)	R9	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課 (管理課)	
			1-1-3	住宅等の総合的な安全対策	1	四国中央市耐震改修促進計画	R4～R7	四国中央市耐震改修促進計画の修正	●	現行 (R4)	修正完了 (R8)
	2	家具等固定器具の購入・設置費用補助			R6～R8	家具等固定設置件数	●	24件	200件 (R8)	防災課	愛媛県家具等固定及び感震ブレーカーに係る補助制度
	3	感震ブレーカー設置費用補助			R7～R8	感震ブレーカー設置件数	●	—	150設置 (R8)	予防課	愛媛県家具等固定及び感震ブレーカーに係る補助制度
	1-1-4	緊急輸送道路の確保	1	第2期四国中央市空家等対策計画	R5～R14	除却を推進すべき区域内の老朽危険空き家等の除却戸数	●	97戸	177戸(R14)	建築住宅課	
			2	狭あい道路拡幅整備事業市道塩谷・小山線街路改築事業	R1～R10	街路整備率	●	48.8%	100% (R10)	都市計画課	
	1-1-5	大規模造成地の情報共有	1	大規模盛土造成地の調査、抽出・公表	継続	大規模盛土造成地の調査、抽出・公表	●	継続	継続	都市計画課	
	1-1-6	地域防災力の強化	1	自主防災組織結成等支援事業	継続	自主防災組織数	●	139組織 (R6)	150組織 (R8)	防災課	
			2	愛媛県防災士養成講座	継続	防災士育成人数	●	1,047人 (R6)	1,200人 (R8)	防災課	
			3	自主防災組織、防災士ネットワークの活動支援及び連携	継続	自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	●	各団体 3回/年	継続	防災課	
			4	地域の避難誘導・避難所運営等の検討(高齢化)	R7～R9	避難所ごとの運営マニュアル整備	●	0/85	85/85 (R9)	防災課	
			5	啓発活動(出前講座、イベント等)	継続	出前講座(防災対策関連)	●	36回/年	継続	防災課	
			6	出前講座(消防)	継続	出前講座(消防・救命関係)	●	291回/年	継続	警防課	
			7	救命講習	継続	救命講習	●	155回/年	継続	警防課	
	1-1-7	市民の安否確認・避難者保護の体制	1	市民の安否確認・避難者保護に係る体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了 (R8)	防災課	
	1-1-8	情報収集・運用の体制	1	対策本部の情報収集・運用体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課	
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生										
	1-2-1	消防力整備	1	消防車両整備計画	継続	消防車両の整備更新台数	●	7台	13台 (R8～R12)	警防課	緊急消防援助隊設備整備費補助金
			2	耐震性防火水槽整備	継続	耐震性貯水槽の整備基数	●	58基	64基 (R8～R11)	警防課	消防防災施設整備費補助金
			3	消防団資機材の整備	継続	消防団資機材の整備	●	—	継続	警防課	
	1-2-2	延焼防止	1	四国中央市耐震改修促進計画	R4～R7	四国中央市耐震改修促進計画の修正	●	現行 (R4)	修正完了 (R8)	建築住宅課	1-1-4
			2	第2期四国中央市空家等対策計画	R5～R14	除却を推進すべき区域内の老朽危険空き家等の除却戸数	●	97戸	177戸(R14)	建築住宅課	1-1-4
	1-2-3	地域防災力の強化	1	自主防災組織結成等支援事業	継続	自主防災組織数	●	139組織 (R6)	150組織 (R8)	防災課	1-1-6
			2	愛媛県防災士養成講座	継続	防災士育成人数	●	1,047人 (R6)	1,200人 (R8)	防災課	1-1-6
			3	自主防災組織、防災士ネットワークの活動支援及び連携	継続	自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	●	各団体 3回/年	継続	防災課	1-1-6
			4	地域の避難誘導・避難所運営等の検討(高齢化)	R7～R9	避難所ごとの運営マニュアル整備	●	0/85	85/85 (R9末)	防災課	1-1-6
			5	啓発活動(出前講座、イベント等)	継続	出前講座(防災対策関連)	●	36回/年	継続	防災課	1-1-6
			6	出前講座(消防)	継続	出前講座(消防・救命関係)	●	291回/年	継続	警防課	1-1-6
			7	救命講習	継続	救命講習	●	155回/年	継続	警防課	1-1-6
	1-2-4	市民の安否確認・避難者保護の体制	1	市民の安否確認・避難者保護に係る体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了 (R8)	防災課	1-1-7
	1-2-5	情報収集・運用の体制	1	対策本部の情報収集・運用体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課	1-1-8
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生										
	1-3-1	南海トラフ地震臨時情報への対応	1	地域防災計画の整備(南海トラフ地震防災対策推進計画)	R7～R8	地域防災計画の修正	●	現行 (R4)	修正完了 (R8)	防災課	
	1-3-2	海岸保全施設の整備	1	発生頻度の高い津波及び高潮を対象とした護岸等の海岸保全施設の整備	H26～R10	海岸保全施設における防護ラインの整備率(長津漁港)	●	94.70%	100% (R10)	農林水産課	農山漁村地域整備交付金
2			城山下臨海土地造成事業	R4～R11	臨海土地造成における護岸等の整備	●	77%	100% (R8)	港湾課		

リスク	推進方針項目		個別事業等		重要業績指標 (KPI)	重点	現状値 (R6年度末)	目標値 (完了年度)	担当課	対象交付金 補助金等	再掲
				事業期間							
	1-3-3	水門等の整備	1 陸間等の改修により操作員の安全確保の検討	継続	—	●	—	—	農林水産課		
			3 防災訓練(水門等操作)	継続	水防訓練(図上又は実動、関係機関)	●	—	1回/2年	防災課 警防課、関係課		
	1-3-4	津波避難の体制	1 津波避難の体制整備	継続	海抜表示板設置件数	●	259件(R6)	維持	防災課		
			2 地域防災計画の整備(津波災害対策編)	R7～R8	地域防災計画の修正	●	現行(R4)	修正完了(R8)	防災課		
	1-3-5	海抜ゼロ地帯等の対策	1 保全施設等の整備、耐震化・液状化対策等の日常的パトロール点検の検討	継続	—	●	—	—	農林水産課		
	1-3-6	港湾・漁港の機能強化	1 漁港機能の強化や速やかな復旧体制を確保するための訓練等を検討	継続	—	●	—	—	農林水産課		
			2 防災訓練(津波避難等)	継続	水防訓練(図上又は実動、関係機関)	●	—	1回/2年	防災課 関係課		
	1-3-7	地域防災力の強化	1 自主防災組織結成等支援事業	継続	自主防災組織数	●	139組織(R6)	150組織(R8)	防災課		1-1-6
			2 愛媛県防災士養成講座	継続予定	防災士育成人数	●	1,047人(R6)	1,200人(R8)	防災課		1-1-6
			3 自主防災組織、防災士ネットワークの活動支援及び連携	継続	自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	●	各団体年3回	継続	防災課		1-1-6
			4 地域の避難誘導・避難所運営等の検討(高齢化)	R7～R9	避難所ごとの運営マニュアル整備	●	0/85	85/85(R9末)	防災課		1-1-6
			5 啓発活動(出前講座、イベント等)	継続	出前講座(防災対策関連)	●	36回/年	継続	防災課		1-1-6
			6 出前講座(消防)	継続	出前講座(消防・救命関係)	●	291回/年	継続	警防課		1-1-6
			7 救命講習	継続	救命講習	●	155回/年	継続	警防課		1-1-6
	1-3-8	市民の安否確認・避難者保護の体制	1 市民の安否確認・避難者保護に係る体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了(R8)	防災課		1-1-7
	1-3-9	情報収集・運用の体制	1 対策本部の情報収集・運用体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了(R9)	防災課		1-1-8
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)										
1-4-1	海岸・河川の保全設備の整備	1 海岸保全施設等の補修・整備の検討	継続	—	●	—	—	農林水産課			
		2 河川の浸透工事作業	継続	—	●	—	—	建設課			
		3 浸水対策事業	継続	簡易ポンプ設置数	●	4台	維持	下水道課			
		4 浸水対策事業	継続	簡易ゲート設置数	●	1門	維持	下水道課			
		5 浸水対策事業	継続	下水道による雨水整備率	●	66.70%	100%(R18)	下水道課			
1-4-2	海岸・河川の保全設備の維持	1 操作者の安全確保及び施設の長寿命化対策の検討	継続	—	●	—	—	農林水産課			
		2 下水道ストックマネジメント計画	R6～R10	下水道ストックマネジメント計画の修正	●	第1期(R2) 第2期(R5)	第3期(R10) 第4期(R15)	下水道課			
		3 河川保全施設の定期パトロールの実施(2回/月基準)	継続	—	●	—	—	建設課			
		4 防災訓練(洪水等)	継続	水防訓練(図上又は実動、関係機関)	●	—	1回/年	防災課 関係課			
1-4-3	浸水の臨機処置	1 突発的な湛水に対応するための臨時ポンプ設置の検討	継続	—	●	—	—	農林水産課			
		2 浸水対策事業	継続	簡易ポンプ設置数	●	4台	維持	下水道課			
1-4-4	中小河川・内水浸水リスクの周知	1 ハザードマップの整備(中小河川・内水)	R6～R8	中小河川・内水ハザードマップの整備・公表	●	未実施	整備・公表完了(R8)	防災課 下水道課	防災・安全交付金		
1-4-5	ため池等の対策	1 住民被害を防止するための耐震化等の防災対策の検討	継続	—	●	—	—	農林水産課			
1-4-6	ダム事業者等関係機関との連携	1 ダム事業者による定期会合、連携訓練等への参加	継続	ダム事業者による定期会合、連携訓練等への参加	●	会合:1回/年 訓練:1回/年	継続	防災課			
1-4-7	地域防災力の強化	1 自主防災組織結成等支援事業	継続	自主防災組織数	●	139組織(R6)	150組織(R8)	防災課		1-1-6	
		2 愛媛県防災士養成講座	継続	防災士育成人数	●	1,047人(R6)	1,200人(R8)	防災課		1-1-6	
		3 自主防災組織、防災士ネットワークの活動支援及び連携	継続	自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	●	各団体3回/年	継続	防災課		1-1-6	
		4 地域の避難誘導・避難所運営等の検討(高齢化)	R7～R9	避難所ごとの運営マニュアル整備	●	0/85	85/85(R9末)	防災課		1-1-6	
		5 啓発活動(出前講座、イベント等)	継続	出前講座(防災対策関連)	●	36回/年	継続	防災課		1-1-6	
		6 出前講座(消防)	継続	出前講座(消防・救命関係)	●	291回/年	継続	警防課		1-1-6	
		7 救命講習	継続	救命講習	●	155回/年	継続	警防課		1-1-6	
1-4-8	市民の安否確認・避難者保護の体制	1 市民の安否確認・避難者保護に係る体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了(R8)	防災課		1-1-7	
1-4-9	情報収集・運用の体制	1 対策本部の情報収集・運用の体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了(R9)	防災課		1-1-8	
1-4-10		1 対策本部の情報収集・運用の体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了(R9)	防災課		1-1-8	

リスク	推進方針項目	個別事業等		重要業績指標 (KPI)	重点	現状値 (R6年度末)	目標値 (完了年度)	担当課	対象交付金 補助金等	再掲	
		事業期間									
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生										
	1-5-1 地すべり等の対策	1	がけ崩れ防災対策事業	継続	がけ崩れ防災対策事業 (対策数)※要望に基づき 年1箇所基準	●	40箇所(R6)	43箇所(R9)	建設課	愛媛県がけ崩れ 防災対策事業	
	1-5-2 太陽の家の防災対策	1	太陽の家整備事業	継続	太陽の家の施設更新(基本計画・実施計画・施設建設)の進捗率 ※成人部は民間事業者により移転	●	50%	移転完了 児童部(R7) 成人部(R11)	発達支援課		
	1-5-3 土砂災害リスクの周知	1	ハザードマップの整備(土砂災害)	発生の都度	土砂災害ハザードマップの更新・公表	●	県調査中	県調査完了後	防災課 建設課	防災・安全交付金	
	1-5-4 2次災害防止の体制	1	2次災害見回り(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了(R9)	防災課		
		2	情報収集、避難指示等の体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	—	防災課 農林水産課 建設課		
	1-5-5 地域防災力の強化	1	自主防災組織結成等支援事業	継続	自主防災組織数	●	139組織(R6)	150組織(R8)	防災課		1-1-6
		2	愛媛県防災士養成講座	継続	防災士育成人数	●	1,047人(R6)	1,200人(R8)	防災課		1-1-6
		3	自主防災組織、防災士ネットワークの活動支援及び連携	継続	自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	●	各団体3回/年	継続	防災課		1-1-6
		4	地域の避難誘導・避難所運営等の検討(高齢化)	R7～R9	避難所ごとの運営マニュアル整備	●	0/85	85/85(R9末)	防災課		1-1-6
		5	啓発活動(出前講座、イベント等)	継続	出前講座(防災対策関連)	●	36回/年	継続	防災課		1-1-6
		6	出前講座(消防)	継続	出前講座(消防・救命関係)	●	291回/年	継続	警防課		1-1-6
		7	救命講習	継続	救命講習	●	155回/年	継続	警防課		1-1-6
	1-5-6 市民の安否確認・避難者保護の体制	1	市民の安否確認・避難者保護に係る体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了(R8)	防災課		1-1-7
	1-5-7 情報収集・運用の体制	1	対策本部の情報収集・運用体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了(R9)	防災課		1-1-8
2-1	自衛隊、消防、警察、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、本市への進出経路の途絶、市内の道路障害による活動阻害										
	2-1-1 消防の訓練、他機関との連携	1	消防訓練の実施	継続	消防職員、消防団員の訓練実施	●	3回/年	4回/年	警防課		
	2-1-2 大規模災害に対応した機材	1	消防車両整備計画	継続	消防力の整備指針に基づく消火資機材(ポンプ車等)の平均充足率	●	100%	継続	警防課		
		2	消防車両整備計画	新規	救助工作車両整備台数	●	1台	1台更新(R11)	警防課	緊急消防援助隊設備整備費補助金	
	2-1-3 地域防災力の強化	1	消防団拠点施設整備	継続	消防団拠点施設整備	●	詰所75箇所	70箇所	防災課 警防課	消防防災施設整備費補助金	
		2	自主防災組織結成等支援事業	継続	自主防災組織数	●	139組織(R6)	150組織(R8)	防災課		1-1-6
		3	愛媛県防災士養成講座	継続	防災士育成人数	●	1,047人(R6)	1,200人(R8)	防災課		1-1-6
		4	自主防災組織、防災士ネットワークの活動支援及び連携	継続	自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワーク会合等	●	各団体3回/年	継続	防災課		1-1-6
		5	出前講座(消防)	継続	出前講座(消防・救命関係)	●	291回/年	継続	警防課		1-1-6
		6	救命講習	継続	救命講習	●	155回/年	継続	警防課		1-1-6
	2-1-4 応援部隊の活動基盤	1	依頼業務、情報提供事項、その他基盤提供について検討	R8～R10	—	●	—	検討完了(R9)	防災課		
	2-1-5 応援部隊の進出経路等の確保	1	第2期四国中央市空家等対策計画	R5～R14	除却を推進すべき区域内の老朽危険空き家等の除却戸数	●	97戸	177戸(R14)	建設課 建築住宅課 都市計画課		1-1-4
	2-1-6 情報収集・運用の体制	1	対策本部の情報収集・運用体制整備(検討)	R8～R10	—	●	—	検討完了(R9)	防災課		1-1-8
2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、市の孤立化による支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺										
	2-2-1 災害医療体制の整備	1	災害医療体制の整備	継続	宇摩圏域災害医療対策会議への参加	●	2回/年	2回/年	医療対策課(防災課)		
	2-2-2 市の医療力・応援の医療力の運用の体制	1	市の医療力・応援の医療力の運用体制の検討	継続	—	●	—	—	医療対策課		
	2-2-3 医療ルートの確保	1	第2期四国中央市空家等対策計画	R5～R14	除却を推進すべき区域内の老朽危険空き家等の除却戸数	●	97戸	177戸(R14)	建築住宅課		1-1-4
		2	狭あい道路拡幅整備事業 市道塩谷・小山線街路改築事業	R1～R10	街路整備率	●	48.8%	100%(R10)	都市計画課		1-1-4
		3	緊急輸送路等の確保	継続	国道海岸線ほか進入ルートの危険箇所の調査	●	1/1箇所(R6)	調査継続	建設課		
	2-2-4 広域搬送体制の整備	1	飛行場外離着陸場整備計画	継続	防災ヘリ等離着陸場所数	●	12箇所	12箇所(1か所移設)	警防課	消防防災施設整備費補助金	
	2-2-5 医薬品等の供給調達体制	1	役割分担、業務フローの明確化(検討)	継続	—	●	—	—	医療対策課		
	2-2-6 慢性疾患患者の対応体制の整備	1	慢性疾患患者の対応体制の整備(検討)	継続	—	●	—	—	医療対策課		
	2-2-7 医療、福祉施設の機能強化	1	医療機関の現況把握	継続	—	●	—	—	医療対策課		

リスク	推進方針項目		個別事業等		重要業績指標 (KPI)	重点	現状値 (R6年度末)	目標値 (完了年度)	担当課	対象交付金 補助金等	再掲
				事業期間							
			2	地域介護・福祉空間整備 等事業費補助	継続	—	●	—	介護保険課	地域介護・福祉空間 整備等施設整備 交付金	
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生											
	2-3-1	避難所の体制	1	想定避難者数を収容可能な 避難所の確保	継続	—	●	一般避難所 収容1.9万/想 定2.3万人	一般避難所 収容2.8万/想 定2.3万人 (R8)	防災課 生活福祉課	
			2	国の指針に基づく避難所 環境の整備	継続	—	●	—	検討完了 (R8)	防災課	
			3	避難所運営に係るシステム 整備(検討)	継続	—	●	—	検討完了 (R8)	防災課	
			4	避難施設の現況把握(基礎 資料の整備)	継続	—	●	—	毎年更新	防災課	
			5	要配慮者に配慮したホテル・ 旅館等の確保	継続	ホテル・旅館等との協定締結	●	未実施	5件 (R10)	防災課	
	2-3-2	備蓄品の整備	1	災害備蓄品の整備に係る 計画の策定、備蓄状況等の 公表	R7～R8	災害備蓄計画(仮称)の策定	●	—	完了 (R8)	防災課	
			2	災害備蓄品の整備(管理)	継続	—	●	—	—	防災課	
			3	市防災備蓄倉庫の整備 (検討)	R9	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課 (管理課)	1-1-2
			4	防災倉庫(避難所等)の整備	継続	防災倉庫箇所数(指定避難所)	●	78/85箇所 (R6)	85/85箇所 (R10)	防災課	
	2-3-3	要支援者の支援体制	1	高齢者の健康維持	継続	貯筋体操サークル(集いの場)の参加人数(年間)	●	—	1,100人/年 (R8)	長寿支援課	
			2	認知症の方の支援体制	継続	認知症サポーターの人数	●	16,576人 (R6)	18,150人 (R8)	長寿支援課	
			3	個別避難計画の整備	継続	個別避難計画の整備	●	介護者10.2% 障害者15.6%	介護者20% 障害者25% (R9)	生活福祉課 (長寿支援課)	
	2-3-4	保健衛生の体制	1	発災直後からの保健活動 体制の整備(検討)	継続	—	●	—	—	保健推進課	
	2-3-5	避難所の特性 に応じた運営	1	自主防災組織結成等支援 事業	継続	自主防災組織数	●	139組織 (R6)	150組織 (R8)	防災課	1-1-6
			2	愛媛県防災士養成講座	継続	防災士育成人数	●	1,047人 (R6)	1,200人 (R8)	防災課	
			3				●			生活福祉課	
	2-3-6	災害関連死の防止	1	避難所ごとの運営マニュアル 整備(災害関連死防止)	R7～R8	—	●	—	検討完了 (R8)	防災課 生活福祉課	
2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止											
	2-4-1	食料等の物流 体制	1	応援協定に係る不足ア セット検討、計画策定	継続	—	●	—	計画策定 (R8)	防災課	
			2	応援協定の推進、協定の 実効性向上	継続	協定締結団体との協定内容 及び担当者の確認	●	未実施	1回/年	防災課	
			3	防災訓練(物資供給)	継続	物資訓練(図上又は実動、 関係機関)	●	未実施	1回/年	防災課 関係課	
	2-4-2	長期断水の対策	1	日本水道協会愛媛県支部 長との応援協定に基づく 連携強化	検討中	—	●	—	検討中	給水整備課	
			2	上下水道耐震化計画	R7～R12	重要施設に接続する上下 水道管路及び急所施設の 耐震化	●	【耐震化率】 水道管路23.1%(R5) 配水施設80.7%(R5) ポンプ所80.1%(R5)	【耐震化率】水道 管路28.6%(R11) 配水施設83.8%(R11) ポンプ所81.0%(R11)	給水整備課	防災・安全交付金
			3	防災訓練(給水)	継続	物資訓練(図上又は実動、 関係機関)	●	未実施	1回/年	防災課 関係課	
	2-4-3	電力の確保	1	応援協定に係る不足ア セット検討、計画策定	継続	—	●	—	計画策定 (R8)	防災課	
			2	応援協定の推進、協定の 実効性向上	継続	協定締結団体との協定内容 及び担当者の確認	●	未実施	1回/年	防災課	
			3	防災拠点等における発電 設備等の整備	継続	—	●	83台 (R6)	90/90箇所 (R10)	防災課	
			4	事業所・各家庭における発 電設備等の設置に係る啓 発活動	継続	出前講座(防災対策関連)	●	36回/年	継続	防災課	1-1-6
			5	非常時におけるエネルギー 広域供給の検討	R8	四国中央市環境基本計画 の策定	●	第2次計画 (H29～R8)	第3次計画 (R8)	生活環境課	
			6	非常時における各家庭の エネルギー供給停止の問題 の解消	継続	住宅用リチウムイオン蓄電池 システム設置補助事業 (補助件数)	●	51件(R6)	継続	生活環境課	
			7	非常時における各家庭の エネルギー供給停止の問題 の解消	継続	四国中央市家庭用V2H 充放電設備設置事業費補助 事業(補助件数)	●	5件(R6)	継続	生活環境課	
	2-4-4	燃料の確保	1	応援協定に係る不足ア セット検討、計画策定	継続	—	●	—	計画策定 (R8)	防災課	
			2	応援協定の推進、協定の 実効性向上	継続	協定締結団体との協定内容 及び担当者の確認	●	未実施	1回/年	防災課	
	2-4-5	関係団体による 物資供給、イン フラ復旧	1	地域防災計画の整備(物資 供給体制)	R7～R8	地域防災計画の修正	●	現行 (R4)	修正完了 (R8)	防災課	
			2	防災訓練(物資供給)	継続	物資訓練(図上又は実動、 関係機関)	●	未実施	1回/年	防災課 関係課	

リスク	推進方針項目		個別事業等		重要業績指標 (KPI)	重点	現状値 (R6年度末)	目標値 (完了年度)	担当課	対象交付金 補助金等	再掲	
			事業期間									
			3	応援協定(日本水道協会愛媛県支部、四国中央市管工事協同組合)の実効性向上	継続	協定締結団体との協定内容及び担当者の確認	●	未実施	1回/年	建設課 給水整備課 水道総務課		
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱											
	2-5-1	安否情報の通信環境	1	公共施設への公衆無線LAN環境整備を推進	継続	公衆無線LAN整備箇所(公共施設)		117箇所	随時設置	情報政策課 防災課		
	2-5-2	帰宅困難者等の収容	1	帰宅困難者に対する情報提供の体制(検討)	R8～R9	—		—		防災課		
			2	地域防災計画の整備(帰宅困難者対応)	R8	地域防災計画の修正	現行(R4)	修正完了(R8)	防災課			
	2-5-3	帰宅困難解消のための交通	1	跨道橋・跨線橋の健全性維持	継続	跨道橋・跨線橋の健全性判定Ⅲ(早期措置が必要)の橋梁数(対象数600橋、点検5年周期)	0橋(R6)	維持	建設課	防災・安全交付金		
			2	公共交通機関の運行状況把握の体制(検討)	R8	—	—		防災課			
	2-5-4	帰宅困難者の把握・対応体制	1	対策本部による帰宅困難者の状況把握体制(検討)	R8	—	—		防災課			
	2-6	山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態										
		2-6-1	孤立地域との連絡線の整備	1	飛行場外離着陸場整備計画	継続	防災ヘリ等離着陸場所数	●	12箇所	12箇所(1か所移設)	警防課	消防防災施設整備費補助金
2				道路トンネルの長寿命化修繕計画	継続	道路トンネルの長寿命化修繕計画の見直し	●	現行(R2)	随時	建設課	防災・安全交付金	
3				道路トンネル健全性維持	継続	道路トンネル健全性判定Ⅲ(早期措置が必要)のトンネル数(対象数5本、点検5年周期)	●	0本(R6)	維持	建設課	防災・安全交付金	
4				新宮中央線の整備延長	継続	新宮中央線の整備延長	●	L=1,400m(R6)	L=1,520m(R9)	建設課	防災・安全交付金	
5				新法皇トンネルの開設	継続	新法皇トンネルの供用	●	要望中	要望継続	建設課		
6				孤立地域を連絡する農道及び林道の適切な維持管理及び整備の検討	継続	—	●	—	—	農林水産課		
2-6-2		早期連絡回復の体制	1	早期の孤立解消のため、道路等の早期啓開体制の確立について検討	継続	—	●	—	—	農林水産課		
			2	地元事業者との連携体制の維持・強化	継続	—	●	—	—	建設課		
2-6-3		孤立に備えた地域の体制	1	安心ふれあいごみ収集の実施	継続	—		—	—	生活環境課		
			2	防災訓練(孤立対処、市訓練)	継続	孤立対処訓練(図上又は実動)	●	—	1回/年	防災課		
2-6-4		避難ルート選定、要配慮者支援の体制	1	防災訓練(孤立対処、県訓練)	継続	県防災訓練への参加	●	県訓練2回/年	県訓練2回/年	防災課		
2-7		大規模な自然災害と感染症との同時発生										
	2-7-1	保健衛生の体制	1	まん延防止計画の整備、活動体制の整備(検討)	継続	—		—		(保健推進課)		
	2-7-2	衛生環境の維持	1	下水道業務継続計画(BCP)	継続	下水道業務継続計画(BCP)の修正		第1期(R2) 第2期(R5)	第3期(R10) 第4期(R15)	下水道課		
			2	下水道ストックマネジメント計画	R6～R10	下水道ストックマネジメント既計画進捗率	46.8%(R6)	100%(R10)	下水道課			
2-7-3	多数遺体への対応	1	愛媛県広域火葬計画の実効性の向上	継続	広域火葬情報伝達訓練の実施		1回/年	1回/年	生活環境課			
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱											
	3-1-1	治安対策	1	地域防災計画の整備(社会秩序維持)	R8	地域防災計画の修正		現行(R4)	修正完了(R8)	防災課 (総務調整課)		
	3-1-2	人心対策	1	地域防災計画の整備(災害広報)	R8	地域防災計画の修正		現行(R4)	修正完了(R8)	防災課 (総務調整課)		
3-2	被災による市職員の不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態											
	3-2-1	市の対応体制(BCP・人事運用)	1	業務継続計画の整備(地域防災計画に連動)	R8～R9	業務継続計画の修正	●	現行(R6)	修正完了(R9)	防災課 (人事課)		
			2	職員教育体制の整備及び実施(階層別)	継続	職員研修(災害対策本部設置時に係る)	●	未実施	1回/年	防災課		
			3	職員参集訓練の計画策定及び実施	継続	職員参集を伴う市防災訓練	●	未実施	1回/年	防災課		
			4	災害専門職員の確保	継続	災害マネジメント総括支援員等	●	10人(R7)	14人(R9)	防災課		
			5	災害専門職員の確保	継続	県防災力強化専門研修(避難所運営)参加	●	6人(R7)	16人(R9)	防災課		
	3-2-2	行政施設の維持	1	市施設の防災対策の推進(公共施設等総合管理計画、長寿命化計画)	継続	—	●	継続	継続	管理課 (防災課)		
			2	下水道業務継続計画(BCP)	継続	下水道業務継続計画(BCP)の修正	●	第1期(R2) 第2期(R5)	第3期(R10) 第4期(R15)	下水道課		
			3	災害対策事業	継続	下水道施設災害支援協定	●	9件	継続	下水道課		
			4	下水道ストックマネジメント計画	R6～R10	下水道ストックマネジメント既計画進捗率	●	46.8%(R6)	100%(R10)	下水道課		
	3-2-3	職員の安否確認と初動対応	1	人事運用と連携した安否確認体制の確立	R8	—	●	—	—	防災課		
			2	職員の初動対処能力の向上	R8	職員参集を伴う市防災訓練	●	未実施	1回/年	防災課		
	3-2-4	行政データの管理	1	行政文書(紙媒体、電子データ等)の分散管理	継続	—	●	継続	継続	総務調整課		

リスク	推進方針項目		個別事業等		重要業績指標 (KPI)	重点	現状値 (R6年度末)	目標値 (完了年度)	担当課	対象交付金 補助金等	再掲		
				事業期間									
	3-2-5	市の対応体制 (継続環境)	2	平時からの適切な公文書 管理の推進	継続	—	●	継続	継続	総務調整課			
			1	対策本部・本庁舎等のライ フライン断絶時の影響評 価及び処置(検討)	R8～R9	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課			
			2	対策本部の情報集約・可 視化、意思決定サイクルの 確立等による省力化(検 討)	R8～R9	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課			
			3	応援部隊・職員との情報共 有環境、活動環境の提供 (検討)	R8～R9	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課			
			4	長期勤務を可能とする環 境(食・寝等)の検討	R8～R9	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課			
			5	応援職員・部隊の活動環 境の検討(活動拠点、食・ 寝等)	R8～R9	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課			
	3-2-6	受援計画の整 備、人事運用	1	状況の推移に応じた人事 運用見直し、関係計画の 修正	R8～R9	受援計画の修正	●	現行 (R3)	修正完了 (R9)	防災課 (人事課)			
			2	状況の推移に応じた人事 運用見直し、関係計画の 修正	R8～R9	業務継続計画の修正	●	現行 (R6)	修正完了 (R9)	防災課			
	3-2-7	応援部隊等を含めた総合運 用の体制	1	本部会議の意思決定を基 準とした進捗管理・情報共 有・調整等サイクルの確立 (検討)	R8～R9	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課			
			2	応援部隊との連携(地図・ 通信・執務室等)、活動環 境の提供(検討)	R8～R9	—	●	—	検討完了 (R9)	防災課			
			3	応援職員の宿泊場所の確 保	継続	ホテル・旅館等との協定締 結	●	未実施	5件 (R10)	防災課			
	3-2-8	市単独での地 震火災対応	1	耐震性防火水槽整備	継続	耐震性貯水槽の整備基数	●	58基	64基 (R8～R11)	警防課	消防防災施設整 備費補助金		
			2	消防団員数の確保	継続	消防団員数	●	1,090人	継続	警防課			
	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態											
		4-1-1	事業所の強靱 化	1	大規模事業所に対する災 害情報の提供体制	継続	事業所に対するBCP作 成・耐震化の啓発		未実施	随時	防災課		
				2	大規模事業所に対する災 害情報の提供体制	継続	事業所への防災有線告知 システム端末の設置(20件 /年)		19件 (R6)	80件 (R9)	防災課		
				2	事業者の事業継続計画等 を活用した従業員に対す る防災教育や訓練の検討	継続	—		—	—	農業振興課 農林水産課		
4-1-2		農水産業者のB CP(流通体制)	1	漁業の事業継続のため、 漁協と連携し流通体制や その他必要な支援の検討	継続	—		—	—	農業振興課 農林水産課			
			4-2 重油タンク・高圧ガス・有害物質貯蔵施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物 質等の大規模拡散・流出										
	4-2-1	有害物質管理 (平時)	1	危険物施設等の管理	継続	立入検査		60件/年	継続	予防課			
			2	消防訓練の実施	継続	消防職員、消防団員の訓 練実施		3回/年	4回/年	警防課			
	4-2-2	有害物質管理 (発生時)	1	発生時の対応体制の構築 (検討)	継続	—		—	—	防災課 予防課			
4-3	海上輸送、陸上輸送の機能停止による企業の生産活動への甚大な影響												
	4-3-1	陸上幹線路の 強化	1	緊急輸送路の耐震化等	継続	道路橋健全性判定Ⅲ(早 期措置が必要な)の橋梁数		0橋 (R6)	維持	建設課	防災・安全交付金	5-5-1	
			2	緊急輸送路の耐震化等	継続	緊急輸送路・主要避難路 上の道路橋の耐震化		完了	維持	建設課	防災・安全交付金	5-5-1	
			3	道路橋長寿命化修繕計画	継続	道路橋長寿命化修繕計画 の見直し		現行 (R2)	随時	建設課		5-5-1	
			4	道路トンネルの長寿命化 修繕計画	継続	道路トンネルの長寿命化 修繕計画の見直し		現行 (R2)	随時	建設課		5-5-1	
			5	道路トンネル健全性維持	継続	道路トンネル健全性判定 Ⅲ(早期措置が必要な)のト ンネル数(対象数5本、点 検5年周期)		0本 (R6)	維持	建設課	防災・安全交付金	5-5-1	
			6	緊急輸送路の耐震化等	継続	新設市道供用延長(寒川 中央線・大町中通り線・上 野旧国道線)		L=564m(R6) ※寒川完了	総距離 L=1,740m (未定)	建設課	防災・安全交付金	5-5-1	
			7	緊急輸送路の耐震化等	継続	国道 11 号川之江三島バ イパスの供用延長		L=6.5km	総距離 L=10.1km (未定)	建設課	防災・安全交付金	5-5-1	
			8	緊急輸送路の耐震化等	継続	避難路となる市道の舗装 修繕延長		13.1km (R6)	+9 km (R9)	建設課	防災・安全交付金	5-5-1	
			9	新法皇トンネルの開設	継続	新法皇トンネルの供用		要望中	要望継続	建設課		5-5-1	
			10	緊急輸送路の耐震化等	継続	市道下見定線法面対策 (補修)		L=174m (R6)	L=278m (R9)	建設課	防災・安全交付金	5-5-1	
4-3-2	陸上幹線路の 沿線強化	1	市道塩谷・小山線街路改 築事業	R1～R10	街路事業(市道塩谷・小山 線供用延長)		L=1,078m (R6)	L=1,416m (R10)	都市計画課	防災・安全交付金	5-5-2		
4-3-3	道路啓開の体 制	1	愛媛県道路啓開計画に基 づく運用体制(検討)	R8	地域防災計画の修正(応 急交通対策計画)		現行 (R4)	修正完了 (R8)	建設課		5-5-3		
4-3-4	海路の強化	1	三島・川之江港以外のそ の他港湾・漁港施設や海 岸保全施設等の定期的な 点検及び計画的な老朽化 対策の推進を検討	継続	—		—	—	農林水産課		5-5-4		

リスク	推進方針項目		個別事業等		重要業績指標 (KPI)	重点	現状値 (R6年度末)	目標値 (完了年度)	担当課	対象交付金 補助金等	再掲
				事業期間							
	4-3-5	海路啓開の体制	1 港湾・河川・漁港の各水域管理者による取り締まり機関との連携による対策を検討	継続	—		—	—	農林水産課		5-5-5
	4-3-6	代替経路の確保	1 避難道路となる農道及び林道の橋梁点検・補修、法面改良や舗装等の防災対策の検討	継続	—		—	—	農林水産課		5-5-6
	4-3-7	鉄道の維持	1 災害時応援協定に基づく連絡体制の維持	継続	協定締結団体との協定内容及び担当者の確認		未実施	1回/年	防災課 観光交通課		5-5-7
4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響										
	4-4-1	金融・郵便・物流等	1 事業継続計画の策定、耐震化等の啓発	継続	事業者に対するBCP作成・耐震化の啓発		未実施	随時	防災課 産業支援課		
4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響										
	4-5-1	食料の安定供給体制	1 応援協定の推進、協定の実効性向上(小売事業者等)	継続	協定締結団体との協定内容及び担当者の確認		未実施	1回/年	防災課		
			2 漁協と連携した生産基盤の維持を図り、平時より推進できる体制構築の検討	継続	—		—	—	農業振興課 農林水産課	強い農業づくり総合支援交付金	
			3 平時からの連携体制の確立(市の担当部署の明確化)	継続	地域防災計画の修正(防災協定)		現行(R4)	修正完了(R8)	防災課		
	4-5-2	農林水産業者の生産継続	1 被害の最小化、速やかな生産基盤の復旧を図るため、農林水産業者の事業継続計画の策定の検討	継続	—		—	—	農業振興課 農林水産課	園芸産地における事業継続強化対策 鳥獣被害防止総合対策交付金 中山間地域等直接払交付金 農山漁村地域整備交付金	
			2 事業継続計画の策定、耐震化等の啓発	継続	出前講座(防災対策関連)		36回/年	継続	防災課		
	4-5-3	大規模物流の運営	1 大規模物流に対応可能な体制(検討)	R8～R9	地域防災計画の修正(緊急輸送計画)		現行(R4)	修正完了(R8)	防災課		
			2 平時からの連携体制の確立(市の担当部署の明確化)	継続	地域防災計画の修正(防災協定)		現行(R4)	修正完了(R8)	防災課		4-5-1
	4-5-4	陸上幹線路の強化	1 緊急輸送路の耐震化等	継続	道路橋健全性判定Ⅲ(早期措置が必要)の橋梁数		0橋(R6)	維持	建設課	防災・安全交付金	5-5-1
			2 緊急輸送路の耐震化等	継続	緊急輸送路・主要避難路上の道路橋の耐震化		完了	維持	建設課	防災・安全交付金	5-5-1
			3 道路橋長寿命化修繕計画	継続	道路橋長寿命化修繕計画の見直し		現行(R2)	随時	建設課		5-5-1
			4 道路トンネルの長寿命化修繕計画	継続	道路トンネルの長寿命化修繕計画の見直し		現行(R2)	随時	建設課		5-5-1
			5 道路トンネル健全性維持	継続	道路トンネル健全性判定Ⅲ(早期措置が必要)のトンネル数(対象数5本、点検5年周期)		0本(R6)	維持	建設課	防災・安全交付金	5-5-1
			6 緊急輸送路の耐震化等	継続	新設市道供用延長(寒川中央線・大町中通り線・上野旧国道線)		564m(R6) ※寒川完了	総距離 L=1,740m(未定)	建設課	防災・安全交付金	5-5-1
			7 緊急輸送路の耐震化等	継続	国道11号川之江三島バイパスの供用延長		L=6.5km	総距離 L=10.1km(未定)	建設課	防災・安全交付金	5-5-1
			8 緊急輸送路の耐震化等	継続	避難路となる市道の舗装修繕延長		13.1km(R6)	+9km(R9)	建設課	防災・安全交付金	5-5-1
			9 新法皇トンネルの開設	継続	新法皇トンネルの供用		要望中	要望継続	建設課		5-5-1
			10 緊急輸送路の耐震化等	継続	市道下具定線法面対策(補修)		L=174m(R6)	L=278m(R9)	建設課	防災・安全交付金	5-5-1
	4-5-5	陸上幹線路の沿線強化	1 市道塩谷・小山線街路改築事業	R1～R10	街路事業(市道塩谷・小山線供用延長)		L=1,078m(R6)	L=1,416m(R10)	都市計画課	防災・安全交付金	5-5-2
	4-5-6	道路啓開の体制	1 愛媛県道路啓開計画に基づく運用体制(検討)	R8	地域防災計画の修正(応急交通対策計画)		現行(R4)	修正完了(R8)	建設課		5-5-3
	4-5-7	海路の強化	1 三島・川之江港以外のその他港湾・漁港施設や海岸保全施設等の定期的な点検及び計画的な老朽化対策の推進を検討	継続	—		—	—	農林水産課		5-5-4
	4-5-8	海路啓開の体制	1 港湾・河川・漁港の各水域管理者による取り締まり機関との連携による対策を検討	継続	—		—	—	農林水産課		5-5-5
	4-5-9	代替経路の確保	1 避難道路となる農道及び林道の橋梁点検・補修、法面改良や舗装等の防災対策の検討	継続	—		—	—	農林水産課		5-5-6
4-6	異常高水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響										
	4-6-1	渇水対策	1 四国中央市渇水対策本部の設置	継続	銅山川3ダム合計貯水率		—	80%以上	水道総務課		
	4-6-2	水利用の調整 水源保全	1 水利用の調整、水源の保全のため、森林整備・農地保全等により健全な水循環の保全を検討	継続	—		—	—	農林水産課		
			2 水道局、水資源機構、関係事業者との連携	継続	上水道発生頻度及び影響頻度別危害レベル		レベル1	維持	水道総務課		
4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下										

リスク	推進方針項目		個別事業等		重要業績指標 (KPI)	重点	現状値 (R6年度末)	目標値 (完了年度)	担当課	対象交付金 補助金等	再掲
				事業期間							
	4-7-1	土砂災害防止	1 治山施設・農地・水路・農道等を適切に整備して被害軽減を図るための施策を検討	継続	—		—	—	農林水産課		
			2 がけ崩れ防災対策事業	継続	がけ崩れ防災対策事業(対策数)※要望に基づき年1箇所基準	●	40箇所(R6)	43箇所(R9)	建設課	愛媛県がけ崩れ防災対策事業	1-5-1
	4-7-2	農地の保全	1 湛水被害対策として排水機場の維持管理、操作者の安全確保対策や施設の長寿命化対策及び更新の検討	継続	—		—	—	農林水産課		
	4-7-3	農業の維持	1 中山間地域等直接支払制度	R7～R11	農業生産活動等を継続するための活動事業対象農地		約21ha	維持	農業振興課	中山間地域等直接支払交付金	
	4-7-4	森林の保全	1 山地災害防止のため、適切な間伐等による森林整備、治山事業等の推進を検討	継続	—		—	—	農林水産課		
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態										
	5-1-1	国・県・関係機関等との情報共有体制	1 標準化対象20業務に係る市基幹システムのクラウド化を推進	継続	標準化対象業務ガバメントクラウド移行数	●	0業務	20業務(R9年度)	情報政策課	デジタル基盤改革支援補助金	
			2 ケーブルテレビ光回線の普及促進	継続	ケーブルテレビ光回線サービス加入世帯数	●	22,774世帯	促進(R8年度)	情報政策課		
			3 衛星通信による通信伝達体制の推進	継続	衛星携帯電話台数 STARLINK台数	●	13台 1台	継続	防災課 情報政策課		
	5-1-2	市民等への情報伝達の体制	1 公共施設への公衆無線LAN環境整備を推進	継続	公衆無線LAN整備箇所(公共施設)	●	117箇所	随時設置	情報政策課 防災課		2-5-1
			2 複数の情報伝達手段の整備	継続	市LINE公式アカウント登録者数	●	19,000人(R7)	38,000人(R9)	防災課		
			3 防災有線告知システムの整備	継続	防災有線告知システムの更新	●	—	更新完了(R9)	防災課		
			4 対策本部の通信システム運用体制の整備	継続	愛媛県の新災害情報システムの導入	●	—	導入(R8)	防災課		
	5-1-3	市の情報共有の体制	1 対策本部・支部等との通信体制、職員との情報共有体制の検討	R8～R9	—	●	—	検討完了(R9)	防災課		
			2 複数領域に及ぶ災害関連情報の集約・可視化の検討	R8～R9	—	●	—	検討完了(R9)	防災課		3-2-5
	5-1-4	避難指示の伝達体制	1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の整備	継続	四国中央市避難情報伝達マニュアルの見直し	●	現行(R3)	完了(R8)	防災課		
			2 対策本部の災害広報(市民・報道)の体制整備	継続	地域防災計画の修正(防災協定)	●	現行(R4)	修正完了(R8)	防災課		
	5-1-5	市民等が自ら行動できる情報の提供	1 画の策定、事業者BCPの整備の啓発	継続	出前講座(防災対策関連)	●	36回/年	継続	防災課		
			2 タイムリー・可視化された災害情報(道路状況等含む)の提供(検討)	R8～R9	—	●	—	検討完了(R9)	防災課		
5-2	電力供給ネットワーク(発電変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止										
	5-2-1	平時からの連携体制	1 応援協定の推進、協定の実効性向上(小売事業者等)	継続	協定締結団体との協定内容及び担当者の確認		未実施	1回/年	防災課		
			2 平時からの連携体制の確立(市の担当部署の明確化)	継続	地域防災計画の修正(防災協定)		現行(R4)	修正完了(R8)	防災課		
	5-2-2	施設の整備	1 事業継続計画の策定、耐震化等の啓発	継続	出前講座(防災対策関連)		36回/年	継続	防災課		
5-3	石油・液化天然ガス・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止										
	5-3-1	平時からの連携体制	1 応援協定の推進、協定の実効性向上(小売事業者等)	継続	協定締結団体との協定内容及び担当者の確認		未実施	1回/年	防災課		
			2 平時からの連携体制の確立(市の担当部署の明確化)	継続	地域防災計画の修正(防災協定)		現行(R4)	修正完了(R8)	防災課		
	5-3-2	施設の整備	1 事業継続計画の策定、耐震化等の啓発	継続	出前講座(防災対策関連)		36回/年	継続	防災課		
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止										
	5-4-1	水利用の調整・水源保全	1 水道局、水資源機構、関係事業者との連携	継続	上水道発生頻度及び影響頻度別危害レベル		レベル1	維持	水道総務課		4-6-2
	5-4-2	下水道の耐震化、防災強化	1 上下水道耐震化計画	R7～R11	下水処理場・ポンプ場の耐震化率		30%	40%(R11)	下水道課		
			2 上下水道耐震化計画	R7～R11	下水道管渠の耐震化率		13.7%	16.1%(R11)	下水道課		
			3 上下水道耐震化計画	R7～R11	上下水道耐震化計画の修正		第1期(R7)	第2期(R11)	給水整備課 水道総務課 下水道課		
			4 下水道ストックマネジメント計画	R6～R10	下水道ストックマネジメント計画の修正		第1期(R2) 第2期(R5)	第3期(R10) 第4期(R15)	下水道課		
			5 下水道業務継続計画(BCP)	継続	下水道業務継続計画(BCP)の修正		第1期(R2) 第2期(R5)	第3期(R10) 第4期(R15)	下水道課		
	5-4-3	浄化槽の防災強化	1 浄化槽設置整備事業費補助事業	継続	汚水処理人口普及率(下水道+合併処理浄化槽)		86.3%(R6)	87.9%(R9)	生活環境課		
	5-4-4	下水道の復旧体制	1 災害対策事業	継続	下水道施設災害支援協定		9件	継続	下水道課		

リスク	推進方針項目	個別事業等		重要業績指標 (KPI)	重点	現状値 (R6年度末)	目標値 (完了年度)	担当課	対象交付金 補助金等	再掲
			事業期間							
		2 下水道ストックマネジメント計画	R6～R10	下水道ストックマネジメント既計画進捗率		46.8% (R6)	100% (R10)	下水道課		
	5-4-5	し尿の処理体制	1 愛媛県・浄化槽協会・環境保全協会の災害時における応援・復旧に係る協定に参加	継続	—	—	—	生活環境課		
5-5	本州との陸上交通の途絶、瀬戸内海の航路の障害による四国の孤立化、四国内幹線道路の障害等による本市の孤立など、基幹的陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響									
	5-5-1	陸上幹線道路の強化	1 緊急輸送路の耐震化等	継続	道路橋健全性判定Ⅲ(早期措置が必要)の橋梁数	●	0橋 (R6)	維持	建設課	防災・安全交付金
			2 緊急輸送路の耐震化等	継続	緊急輸送路・主要避難路上の道路橋の耐震化	●	完了	維持	建設課	防災・安全交付金
			3 道路橋長寿命化修繕計画	継続	道路橋長寿命化修繕計画の見直し	●	現行 (R2)	随時	建設課	
			4 道路トンネルの長寿命化修繕計画	継続	道路トンネルの長寿命化修繕計画の見直し	●	現行 (R2)	随時	建設課	
			5 道路トンネル健全性維持	継続	道路トンネル健全性判定Ⅲ(早期措置が必要)のトンネル数(対象数5本、点検5年周期)	●	0本 (R6)	維持	建設課	防災・安全交付金
			6 緊急輸送路の耐震化等	継続	新設市道供用延長(寒川中央線・大町中通り線・上野旧国道線)	●	564m(R6) ※寒川完了	総距離 L=1,740m (未定)	建設課	防災・安全交付金
			7 緊急輸送路の耐震化等	継続	国道 11 号川之江三島バイパスの供用延長	●	L=6.5km	総距離 L=10.1km (未定)	建設課	防災・安全交付金
			8 緊急輸送路の耐震化等	継続	避難路となる市道の舗装修繕延長	●	13.1km (R6)	+9 km (R9)	建設課	防災・安全交付金
			9 新法皇トンネルの開設	継続	新法皇トンネルの供用	●	要望中	要望継続	建設課	
			10 緊急輸送路の耐震化等	継続	市道下具定線法面対策(補修)	●	L=174m (R6)	L=278m (R9)	建設課	防災・安全交付金
	5-5-2	陸上幹線道路の沿線強化	1 市道塩谷・小山線街路改築事業	R1～R10	街路事業(市道塩谷小山線供用延長)	●	L=1,078m (R6)	L=1,416m (R10)	都市計画課	防災・安全交付金
	5-5-3	道路啓開の体制	1 愛媛県道路啓開計画に基づく運用体制(検討)	R8	地域防災計画の修正(応急交通対策計画)	●	現行 (R4)	修正完了 (R8)	建設課	
	5-5-4	海路の強化	1 三島・川之江港以外のその他港湾・漁港施設や海岸保全施設等の定期的な点検及び計画的な老朽化対策の推進を検討	継続	—	●	—	—	農林水産課	
	5-5-5	海路啓開の体制	1 港湾・河川・漁港の各水域管理者による取り締まり機関との連携による対策を検討	継続	—	●	—	—	農林水産課	
	5-5-6	代替経路の確保	1 避難道路となる農道及び林道の橋梁点検・補修、法面改良や舗装等の防災対策の検討	継続	—	●	—	—	農林水産課	
	5-5-7	鉄道の維持	1 災害時応援協定に基づく連絡体制の維持	継続	協定締結団体との協定内容及び担当者の確認	●	未実施	1回/年	防災課 観光交通課	4-3-7
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態									
	6-1-1	事前復興の体制	1 総合計画の推進	継続	第三次総合計画後期基本計画の策定		前期計画(R4) 後期計画(R9)	政策推進課		
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態									
	6-2-1	道路啓開等の人材確保	1 事業者の活動拠点(宿泊場所等)の確保	継続	ホテル・旅館等との協定締結	●	未実施	5件 (R10)	防災課	
	6-2-2	インフラ復旧等の人材確保	1 事業者の活動拠点(宿泊場所等)の確保	継続	ホテル・旅館等との協定締結	●	未実施	5件 (R10)	防災課	
	6-2-3	人材が早期復帰できる環境整備	1 保育所等、小・中学校及び福祉施設の早期再開の体制(検討)(業務継続計画等)	継続	—	●	—	—	長寿支援課 生活福祉課 発達支援課 保育幼稚園課 教育総務課	
	6-2-4	災害ボランティアの運用	1 社会福祉協議会の災害ボランティアの養成協力	継続	—	●	—	—	地域振興課	
			2 社会福祉協議会との連携強化	継続	災害ボランティアに関する定期会合への参加	●	1回/年	継続	地域振興課 関係課	
	6-2-5	地域の自立的な防災・復旧(農林)	1 地域の主体性・協働力を活かした自立的な防災機能の整備、復旧活動等の体制の整備の検討	継続	—	●	—	—	農業振興課	農山漁村振興交付金
	6-2-6	地域の自立的な防災・復旧(市民団体)	1 自主防災組織結成等支援事業	継続	自主防災組織数	●	139組織 (R6)	150組織 (R8)	防災課	1-1-6
			2 愛媛県防災士養成講座	継続	防災士育成人数	●	1,047人 (R6)	1,200人 (R8)	防災課	
			3 地域住民主体による防災訓練の推進	継続	防災訓練(ボランティア・企業の参加)	●	1回/年	1回/年	防災課	
	6-2-7	過疎地域の自立的な保全	1 地域おこし協力隊事業	継続	—		1人	維持	山おこし課 四国はひとつ課	
			2 移住・定住の促進	継続	移住者数(転入者含む)		337人(R6)	590人(R9)	四国はひとつ課	
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態									
	6-3-1	災害廃棄物の処理体制	1 四国中央市災害廃棄物処理計画の整備	継続	—		継続	継続	生活環境課	
			2 関係事業者と連携した災害廃棄物処理訓練	継続	防災訓練(図上等)		未実施	1回/2年	生活環境課	
	6-3-2	処分施設の整備	1 次期可燃ごみ処理施設の再編	継続	—		—	—	生活環境課	

リスク	推進方針項目		個別事業等		重要業績指標 (KPI)	重点	現状値 (R6年度末)	目標値 (完了年度)	担当課	対象交付金 補助金等	再掲
			事業期間								
	6-3-3	関連業者との連携体制	1 関連業者との協定締結及び平時からの連携による実効性向上	継続	—		—	—	生活環境課		
	6-3-4	災害廃棄物の仮置き場確保	1 他の災害用地との配分調整及び候補地リストの整備	継続	災害廃棄物を仮置きするためのストックヤード予定地の設定		現行 (R4)	完了 (R8)	生活環境課 防災課		
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態										
	6-4-1	応急危険度判定の体制	1 県と連携した応急危険度判定の体制整備	継続	—		—	—	建築住宅課		
	6-4-2	被害認定調査・罹災証明書発行の体制	1 被害認定調査・罹災証明書の発行業務体制の整備 罹災証明発行手続きの迅速化	継続	災害に係る住家の被害認定調査支援システム構築		—	導入 (R8)	防災課 建築住宅課	新しい地方経済・生活環境創生交付金	
	6-4-3	応急仮設住宅の供給体制	1 建設型仮設住宅の建設に係る事業者、賃貸型仮設住宅の供与に係る事業者との協定締結	継続	—		—	—	建築住宅課		
	6-4-4	応急修理の体制	1 住宅の応急修理に関する事業者との協定締結	継続	—		—	—	建築住宅課		
	6-4-5	公費解体の体制	1 環境省通知の確認、罹災証明・建設・財務・契約・会計部署との連携 制度設計、業者発注、相談窓口、住民広報、災害廃棄物専門のチームの編成等	継続	—		—	—	建築住宅課		
	6-4-6	事前復興の体制	1 総合計画の推進	継続	第三次総合計画後期基本計画の策定		前期計画(R4)	後期計画(R9)	政策推進課		
	6-4-7	復旧復興のための地籍明確化	1 第7次国土調査事業十箇年計画	R2～R11	地籍調査事業の進捗率		60.5%	100% (R11)	国土調査課	地籍調査費負担金 防災・安全交付金	
	6-4-8	被災者の生活再建支援	1 被災者支援の体制整備	継続	地域防災計画の修正(被災者支援)		現行 (R4)	修正完了 (R8)	防災課 生活福祉課		
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失										
	6-5-1	文化財の耐震処置	1 文化財の耐震化等の防災対策の推進	継続	文化財(屋外)の見回り、展示・収蔵文化財の耐震措置		継続	継続	文化スポ課		
	6-5-2	文化財の保護・修復	1 文化財の修復する技術の伝承と人材の確保・育成	継続	文化財専従職員数		4名	維持	文化スポ課		
			2 文化財の修復する技術の伝承と人材の確保・育成	継続	文化財保護に関する研修への参加人数(延べ/日)		延べ16人/年	延べ20人/年	文化スポ課		
	6-5-3	過疎地域の自立的な保全	1 地域おこし協力隊事業	継続	—		1人	維持	山おこし課 四国はひとつ課		6-2-7
			2 移住・定住の促進	継続	移住者数(転入者含む)		337人	250人	四国はひとつ課		6-2-7
	6-5-4	環境資産の保護	1 地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりの検討	継続	—		—	—	農業振興課	鳥獣被害防止総合対策交付金	
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態										
	6-6-2	企業の倒産・大量失業等の対策	1 社会インフラ等の早期復旧、労働者の早期復帰等の環境整備の推進体制(検討)	継続	—		—	—	産業支援課		

注:防災課:防災まちづくり推進課の略
文スポ課:文化・スポーツ振興課の略

【資料編】別紙6「用語解説」

あ行	
アンブレラ計画	傘（アンブレラ）のように、既存の関連計画を包含し、これら計画の指針となる計画のこと。
E M I S（広域災害救急医療情報システム）	広域災害救急医療情報システム（E M I S）は、「Emergency Medical Information System」の略（イーミス）で、災害時に、都道府県を超えて医療機関の稼働状況などの災害医療情報をインターネット上で共有し、被災地域における適切な医療・救護に関わる情報を集約・提供するシステムのこと。
A I・R P A	A Iは「Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）」の略で、「人工知能」といわれ、ビッグデータとよばれる膨大なデータベースをもとに、コンピュータが自ら判断する仕組みをいう。R P A（Robotic Process Automation）（ロボティック・プロセス・オートメーション）は、ロボットによる業務自動化の取り組みを表す言葉で「デジタルレイバー（Digital Labor）」や「仮想的労働者」とも呼ばれる。業務をパソコンやサーバ上にあるソフトウェア型のロボットで代行・業務自動化することをいう。
Lアラート（災害情報共有システム）	地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムのこと。
か行	
緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいう。
業務継続計画（B C P）	業務継続計画（B C P）とは、「Business Continuity Plan」の略で、企業等においては事業継続計画、行政等においては業務継続計画と呼ばれる。企業等においては、災害時に特定された重要な業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合には、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業等を守るための経営戦略のことであり、計画に基づき、バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替等の対策を実施する。なお、ここでいう計画とは、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられており、マネジメントを強調する場合は、B C M（Business Continuity Management）とする場合もある。 一方、行政等においては、災害時に、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておく計画を業務継続計画と呼んでいる。
さ行	
災害医療コーディネーター	大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言したり、医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う医師をいう。
サプライチェーン	原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、鎖としてつながっている一つの連続したシステムとして捉えた名称で、本計画では、災害時に必要となる物資の流れをいう。
深層崩壊	山地などの傾斜地が豪雨などにより、深部から岩盤ごと崩壊する現象をいう。土石流としてそのまま流れ下ったり、天然ダムを形成して決壊・氾濫という二次災害を引き起こしたりする。
Jアラート（全国瞬時警報システム）	大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体等に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された防災行政無線や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民に緊急情報を伝達するシステムのこと。

重要業績指標	重要業績指標（K P I）は、「Key Performance Indicators」の略で、目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。現況を指し示す様々な指標の中から、進捗を表現するのに適していると思われるものを選択して、継続的に測定・監視し、その指標を向上するための改善等を行っていく。
ストックマネジメント	施設全体の中長期的な状態の予測をもとに既存施設の有効活用や長寿命化を図る持続的・実行的な技術体系および管理手法のこと。
た行	
タイムライン（防災行動計画）	タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。
D P A T（災害派遣精神医療チーム）	災害派遣精神医療チーム（D P A T）は、「Disaster Psychiatric Assistance Team」の略（ディーパット）で、自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチームのこと。
D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）	災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）は、「Disaster Health Emergency Assistance Team」の略（ディーヒート）で、大規模自然災害等の発生時に、被災地で保健医療支援活動に必要な情報を収集・評価し、地方公共団体の健康危機管理活動を支援する公衆衛生対策の専門家チームをいう。公衆衛生医師・保健師・業務調整員のほか、薬剤師・獣医師・管理栄養士・精神保健福祉士・臨床心理技術者などで構成され、専門的な研修・訓練を受けた後、各都道府県に登録される。
D M A T（災害派遣医療チーム）	災害派遣医療チーム（D M A T）は、「Disaster Medical Assistance Team」の略（ディーマット）で、医師、看護師、業務調整員で構成される機動性をもった専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね48時間以内）の活動を行う。
D M H I S S（災害精神保健医療情報支援システム）	災害精神保健医療情報支援システム（D M H I S S）は、「Disaster Mental Health Information Support System」の略（ディーミス）で、災害時に、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請や派遣先割当機能、活動記録等を担うインターネット上で行うシステムのこと。
道路啓開（どうろけいかい）	災害時に、人命救助や緊急物資の輸送等を行うための緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正等を行うことにより、救援ルートを開けること。
な行	
内水（ないすい）	河川について、堤防を境界として、人が居住する外側（河川側）を堤外地、居住する側を堤内地と呼んでおり、河川の水を外水、外水の氾濫によって水害が生じた場合を外水氾濫と呼び、河川に関わりなく排水が追いつかないために水が敷地内にあふれた水を内水、内水の氾濫によって水害が生じた場合を内水氾濫と呼ぶ。
南海トラフ地震	南海トラフ沿いで発生するM8～9のプレート境界地震で、これまで100～150年周期で繰り返し発生している。このうち、最新の科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低い、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすものを、特に「南海トラフ巨大地震」という。
は行	
ハザードマップ	各地域における状況に合わせ、地震や土砂災害、浸水等の自然災害による被害を予測し、避難等の情報を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示される。
バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）のこと。太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生が可能である。
被災者生活再建システム	自治体が行う「罹災証明書発行」等の被災者生活再建支援業務を総合的に支援するシステムであり、これにより罹災証明書の迅速な発行を実現し、被災者が速やかに支援金、義援金、保険金、仮設住宅等の支援を受けることができる環境を整備するシステムのこと。

P D C A	P D C Aとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、計画から改善までの4段階を繰り返すことによって、継続的に品質を管理するための手法のことをいう。
フランチャイズチェーン	企業本部が加盟店に対し、商号・商標の使用を許諾するとともにノウハウを供与し、あわせて一定地域内における独占的販売権を与え、その見返りに特約料を徴収するという小売形態。また、その加盟店をいう。
ヘリサイン	公共施設の屋上に書かれた施設名などの表示で、災害時に、ヘリコプターで救助や物資運搬をする際の目印となるものをいう。
ホイスト	ヘリコプターから救助隊員（特殊救難隊員や機動救難士）を降下させ、遭難している人々を確保し、ヘリコプターへ吊り上げる器具のこと。
防災士	自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証した人のこと。
ま行	
民間プローブ交通情報	個々の自動車が実際に走行した位置や走行速度をもととした道路交通情報のこと。
ら行	
ライフライン	市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステムの総称のこと。
リスクコミュニケーション	防災において、自治体、防災関係機関、防災専門家、民間事業者、自主防災組織、住民等の関係者が、大規模自然災害等のリスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ること。
陸閘（りっこう）	河川や海岸線における堤防・防潮堤等において、通常時は生活のため通行できるよう、堤防等を途切れさせている施設のこと。増水や津波・高潮時には、ゲート等により閉鎖し、暫定的に堤防・防潮堤等の役割を果たす。